

みなさまのご意見をお寄せください。

第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
「はつらつ長寿プランなごや2026」(案)

名古屋市では、令和3年に第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2023」を策定しました。この計画は、高齢者のための保健・福祉施策の目標などを定めた「高齢者保健福祉計画」と、介護保険サービスの量の見込みなどを定めた「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。この計画を推進することにより、「互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや」の実現を目指します。

この計画は3年ごとに見直しを行うこととしており、この度、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2026」(案)がまとまりました。

この計画(案)について、ご意見がございましたら、裏表紙の「ご意見記入用紙」にご記入の上、お送りくださいますようお願いいたします。

いただいたご意見につきましては、今後の計画策定や高齢者関連の施策に活かしてまいります。

多くの方々からのご意見をお待ちしています。

令和5年12月

名古屋市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の理念	1
2 計画の視点	3
3 計画の性格	5
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制等	7
6 計画の推進	9

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口等	10
2 要介護・要支援者等	16

第3章 施策の展開

1 施策推進の方向性	18
2 施策の体系	19
3 地域包括ケアシステムを構築する区域（日常生活圏域）の考え方	20
4 施策の展開	
I 健やかでいきいきとした生活の実現	
施策1 健康づくりの推進	22
施策2 効果的なフレイル予防の推進	26
施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供	32
II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実	
施策4 総合相談窓口の充実（いきいき支援センターの機能強化）	36
施策5 地域ケア会議の充実	40
施策6 地域における見守りの充実	44
施策7 介護予防・生活支援の推進	52
施策8 在宅医療・介護連携の推進	58
施策9 高齢者虐待の防止	64
施策10 認知症の人と家族に対する支援の充実	68

III 自立して生活するには不安がある方への支援	
施策11 介護サービスの提供体制の充実	78
施策12 介護サービスの質の確保及び向上	84
施策13 介護サービスを支える人材の確保・定着	88
施策14 在宅で介護する家族等への支援	92
IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保	
施策15 状況に応じた住まい・施設の確保	98
施策16 住まい・施設に関する支援体制の充実	104

第4章 安定した介護保険制度の運営

1 予防給付・介護給付等一覧	108
2 保険給付費等の財源構成	130
3 第9期計画期間（令和6～8年度）における保険給付費等の見込み	132
4 第1号被保険者の保険料	134
5 保険料段階	135
6 今後の保険料の上昇抑制に向けた取組み（介護給付の適正化）	137
7 自立支援・重度化防止に向けた取組み	140
8 公平公正な要介護・要支援認定	143
9 低所得者の利用者負担軽減事業	146

巻末資料

1 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況	148
2 事業者等の状況	160
3 特別養護老人ホーム入所申込者の状況	162
4 特別養護老人ホーム入所申込者のうち医療的ケアが必要な方	162
5 施設・居住系サービスの整備目標量の算定方法	163
6 名古屋市高齢者施策推進協議会等の設置・開催状況	167
7 各種実態調査の概要	171

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の理念

名古屋市では、高齢化率が25%を超える状況であり、超高齢社会を迎えています。団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、65歳以上の高齢者数が約60万人、高齢化率は25.7%に達すると推計され、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢化率は30.7%に達し、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者数も急速に増加することが見込まれています。

そうした状況の中、これまでの介護保険制度においては、2025年を見据え制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて、その深化・推進の取組みを進めてきたところです。

今後は高齢化が一層進む2040年を見据えながら、地域共生社会（制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現を目指すことが必要とされており、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものとされています。

また、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中、地域で生活する高齢者等の意思決定支援を含む権利擁護の重要性の高まりに対応するとともに、引き続き安定して介護サービスを提供することができるよう、現役世代人口の減少を見据え、介護人材の確保や働きやすい介護現場の実現に向けて取り組むこと等が必要です。

「介護保険事業計画」は、こうした状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域づくりに取り組みながら、介護を必要とするすべての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができるよう、介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を目的に定めるものです。

一方、高齢者のうち約8割の方は、要支援・要介護認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいます。活力のある高齢社会を実現していくためには、高齢者がその意欲や能力に応じて、豊富な知識や経験を活かし、就業や地域活動をはじめとしたさまざまな社会活動に参加し、社会の担い手として活躍できる環境づくりをさらに進めていくことが重要となります。

また、ひとり暮らしやフレイル、障害等で、自立した生活には不安のある状態になった場合でも、地域における支え合いの中で、安らぎのある生活を営むことができるよう、ともに生きるまちづくりを積極的に推進していくことが必要となります。

「高齢者保健福祉計画」は、こうした元気な高齢者や自立して生活するには不安のある高齢者への支援計画であると同時に、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の総合的計画として策定するものです。

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「両計画」という。）を推進することにより、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく暮らし活躍できる『互いに長寿を歓び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』を目指します。

2 計画の視点

本市では、以下の7つの視点に基づいて高齢者施策を推進していくこととしています。

この視点は、本市の高齢者施策の基本方針として、第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12～14年度）から引き継ぐとともに、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて見直したものであり、第9期計画においては「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るため、さらに高い次元での取り組みを目指していくものです。

（1）人間性の尊重

人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで安らぎのある人生を送ることができることは、すべての人の願いです。とりわけ高齢者は多年にわたって社会の発展に寄与してきた人々であり、その願いは尊重されなければなりません。

このため、高齢者の主体的な生き方を尊重するとともに、生活の安定と向上に必要な諸条件の整備に努めます。

（2）活力ある高齢期の実現

高齢者が地域社会の中で自らの知識と経験を活かして積極的な役割を果たしていくことが、明るく活力に満ちた高齢社会の形成につながります。

このため、フレイル予防・改善施策など高齢者の健康の保持・増進の充実に努め、健康でいきいきとした生活を送ることができるようにするとともに、社会の一員として地域社会に貢献するなどさまざまな形で社会的に活躍できるよう、社会参加の促進や就業・学習機会等の充実に努めます。

（3）在宅生活の総合的支援

高齢者の多くは、住み慣れた地域社会とのつながりの中で、安心して在宅で生活を続けることを望んでいます。

このため、要介護状態の重度化防止や、疾病や加齢による機能低下・障害の進行防止を図るとともに、高齢者に対する意思決定支援の充実に努めます。あわせて、自主的な選択を基本とする介護保険サービスと保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な利用を推進することにより、高齢者の生活の自立や質的向上を図り、市民の老後の生活への不安の解消に努めます。

また、認知症の人と家族に対する支援の充実に努め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) ともに生きるまちづくり

地域共生社会の実現に向け、すべての市民が世代や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域社会の中で役割を持って活躍することができ、多様性を尊重するまちづくりが必要です。

このため、高齢者を始めとするすべての市民がそれぞれの生き方を尊重し、かつ理解し合えるよう適切な方法による情報提供や、市民相互の交流、地域連帯の意識の醸成に努め、「支え手」「受け手」の関係で分け隔たれることなく助け合う、ぬくもりのあるまちづくりを進めます。

また、誰もが暮らしやすく活動しやすい都市基盤の整備に努め、高齢者を始めとするすべての市民が安全で快適な生活を送ることができるようにします。

(5) 市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築

高齢者が地域で安心して生活を続けるためには、市民の幅広い参加と民間の活力を活かした支援の輪を広げていく必要があります。

このため、地域住民やボランティア、また、民間事業者や NPO 法人等の幅広い参加により、人間的なふれあいを大切にしながら、地域において高齢者の自立や高齢者の介護を支える仕組みの充実に努めます。

(6) 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を目指し、必要に応じて適切な感染対策を実施しながら、より一層高齢者施策を推進する必要があります。

また、高齢者は、一般的に他の世代に比べ、感染症による重症化のリスクが高いことを踏まえ、高齢者の安全を十分に考慮した施設や介護サービスの運営等、適切な施策推進に努めます。

(7) 大規模災害に対する備え

近年、災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震発生の切迫度の高まりが懸念されており、本市においても人的な被害や建物の被害など大きな被害が想定されています。

このため、災害による死者が発生しない、迅速な災害対応により被害が拡大しない、助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開されるという姿を目指し、安否確認や避難支援など特に対応や配慮が必要となる高齢者に対する施策の推進に努めます。

3 計画の性格

(1) 高齢者保健福祉計画の性格

高齢者福祉計画は、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、高齢者に対する福祉の目標等を老人福祉法に基づき定めるものです。

平成20年4月から老人保健法における老人保健計画は廃止となりましたが、各種保健事業は健康増進法に引き継がれたため、本市では、同法に基づく健康増進計画「健康なごやプラン21」との整合性を図り、従前どおり高齢者の保健と福祉について、高齢者保健福祉計画として総合的に定めます。

(2) 介護保険事業計画の性格

介護保険事業計画は、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画として、介護保険法に基づき定めるものです。

この計画は、計画期間の各年度のサービスごとの利用量の見込みや、介護保険サービスの円滑な提供を図るための事業等について定めるとともに、保険料を算定するための基礎にもなるものです。また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により作成する「市町村計画」の基礎となる計画として位置付けます。

なお、介護保険事業については安定した制度運営を行う必要から、3年を1期として財政的均衡を図ることとされるため、第1号被保険者の保険料基準額は3年間一定とし、両計画を合わせて3年ごとに見直しを行います。

(3) 両計画共通の性格

両計画は、調和が保たれたものとする必要があることから、一体的に策定します。

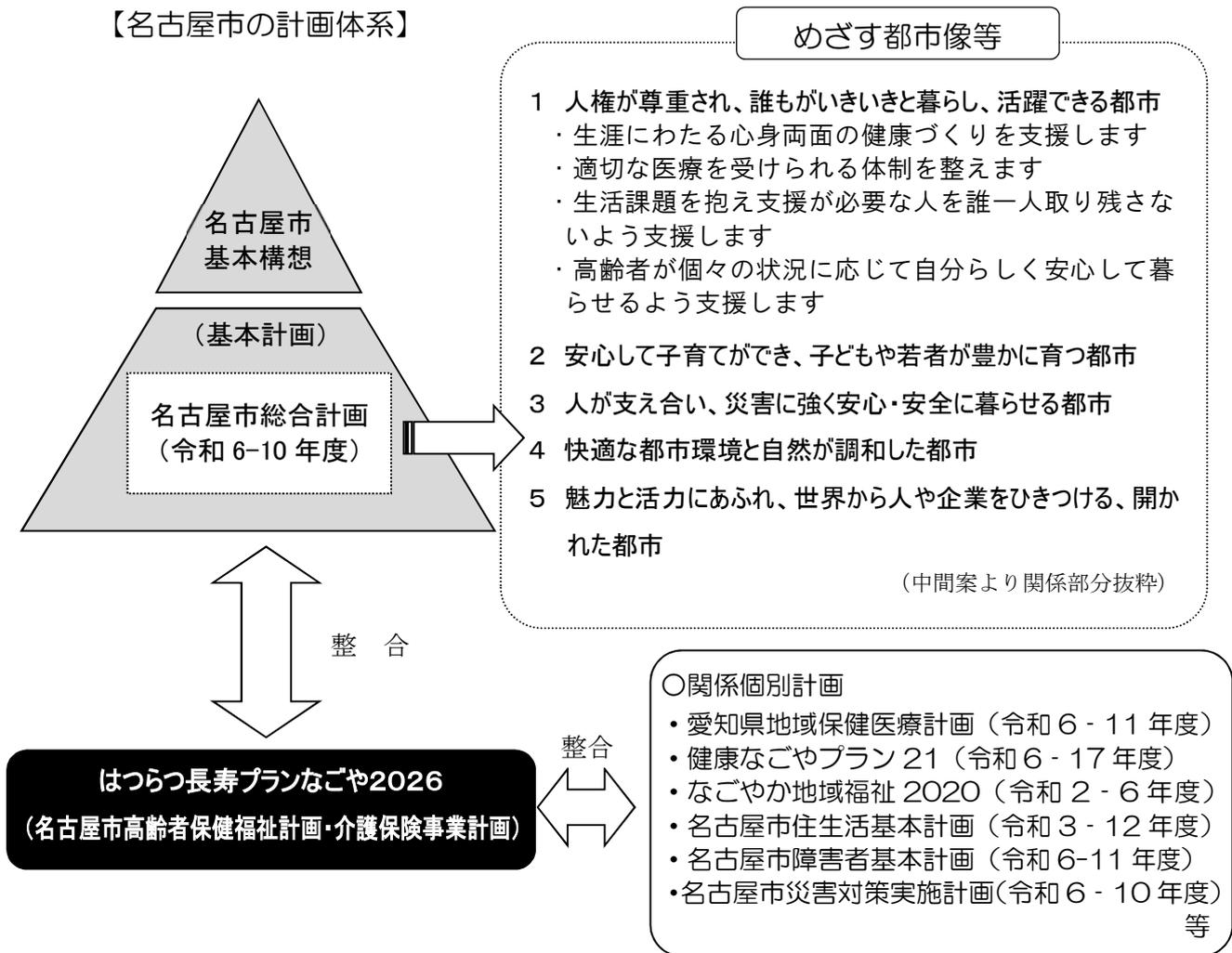
また、両計画は、保健福祉の目指すべき方向やサービス利用量の見込み、並びに整備目標量等をまとめたものであり、市民とサービス事業者の協力の下に計画の達成を図ることにより、望ましい高齢者の保健福祉の実現を目指すものです。

(4) 他計画との関係

両計画は、「名古屋市基本構想」を受けた総合計画としての「名古屋市総合計画」と整合性を保ちながら策定し、将来の高齢化の進行を踏まえた市政運営の基本理念と施策の方向性を示す「名古屋市高齢化対策長期指針～なごやかライフ 80～」を踏まえ、高齢者保健福祉施策を具体化していくものです。

また、両計画を推進していくためには、要介護高齢者等の保健、医療、福祉、居住又は災害対策に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとする必要があることから、医療分野に関する計画である「愛知県地域保健医療計画」、健康増進に関する計画である「健康なごやプラン 21（第 3 次）」、地域福祉に関する計画である「なごやか地域福祉 2020」、住まいの基本計画である「名古屋市住生活基本計画」、本市の災害対策を総合的かつ計画的に推進する計画である「名古屋市災害対策実施計画」等、各関係個別計画と整合の取れた計画とします。

【名古屋市の計画体系】



(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた計画の推進

本計画では、名古屋市総合計画と同様に、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の理念を踏まえ、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの視点をもって、SDGs を重要な目標として計画の推進に取り組みます。

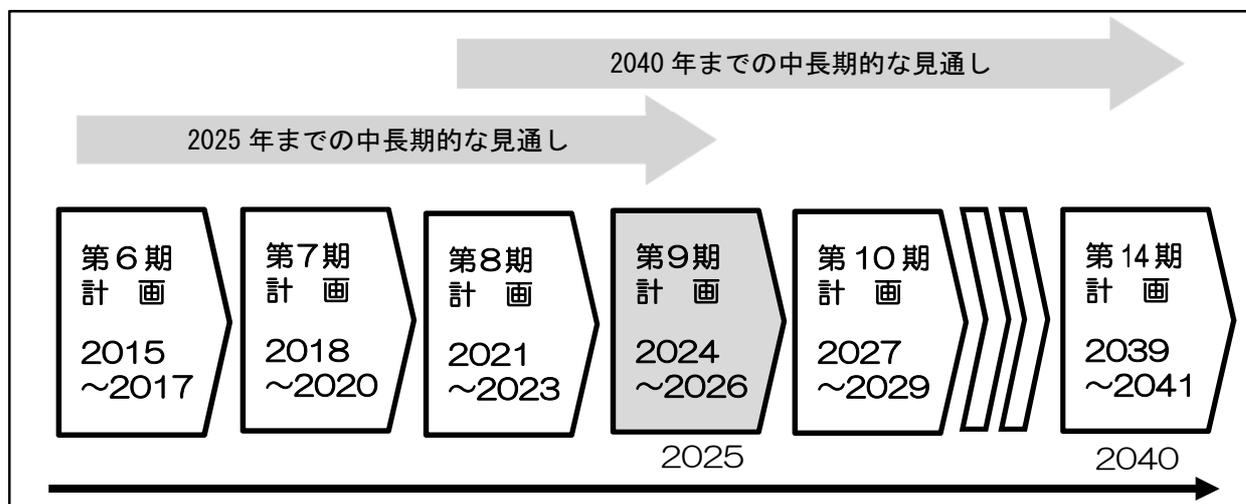
※SDGs：世界共通の目標として、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる 17 の持続可能な開発目標と 169 のターゲットが設定されており、いずれも令和 12（2030）年までの達成をめざすもの

4 計画の期間

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

第9期計画は、「地域包括ケア計画」として位置付けた第6期計画の方向性を引継ぎ、団塊の世代が75歳以上となり介護を必要とする高齢者が急激に増加する2025年（令和7年）を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢化が一層進む2040年（令和22年）を見据え、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを施策推進の目標とします。

【第9期計画の位置づけ】



5 計画の策定体制等

(1) 策定体制

介護保険制度は、被保険者全員が保険料を負担し、介護が必要となった場合に保険から給付を受けるものであるため、計画の策定に当たっては、被保険者の意見を十分に反映していく必要があります。また、高齢者保健福祉計画においても、高齢者の保健福祉は市民生活に密着した課題であることから、市民の意見を踏まえて策定することが必要です。

また、第9期計画の策定及び地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、本市の実情に応じたものとする必要があります。そのため、本市においては、高齢者施策の総合的推進を目的に、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、公募による市民等の参画により、「名古屋市高齢者施策推進協議会」と、その部会である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会」において計画策定に向けた協議を重ね、そこでの意見を踏まえて両計画を策定しました。

(2) 市民意見の反映

ア 実態調査の実施

両計画の策定に当たっては、高齢者のニーズ等を把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があります。そのため、本市においては、以下の実態調査を令和4年度に実施しました。

- 高齢者一般調査（65歳以上の方を対象）
- 若年者一般調査（40～64歳の方を対象）
- 介護保険在宅サービス利用者調査
- 介護保険サービス未利用者調査
- 特別養護老人ホーム入所申込者調査
- 配食サービス利用者調査

イ パブリックコメントの実施

幅広い市民の意見を計画に反映させるため、計画案の段階においてパブリックコメントを実施します。

- 意見募集期間 令和5年12月11日から令和6年1月19日まで

6 計画の推進

(1) 市民の参画による計画の推進

計画を実現していくためには、計画の達成状況や介護保険制度の施行状況等について継続的な進行管理を行っていくことが重要です。

保健・医療・福祉関係者や公募の市民の参画による「名古屋市高齢者施策推進協議会」において、計画の各年度における進捗管理として達成状況の点検・分析・評価を行い、計画の着実な推進を図ります。

(2) 国・県及び近隣市町村等との連携

本市高齢者施策の推進を図るため、国、県及び近隣市町村等との連携や協力を努めます。特に、他の政令指定都市とは、情報交換・合同会議の開催等を通じて積極的に連携を図ります。

また、介護保険制度においては、利用者は居住している市町村に関わらず、他市町村に所在する事業者のサービスの利用が可能である（原則として地域密着型サービスは除く。）ことから、関係市町村等との情報連絡を密にし、必要な調整を図ります。

(3) 次期計画の策定

計画は、経済社会の変化、市民ニーズの動向、高齢者等の状況等を的確に把握し、3年ごとに必要な見直しを行うこととなっています。

次期（第10期）の計画は、本計画についての点検・分析・評価を踏まえ、社会情勢等の変化に対応するための必要な見直しを行った上で、令和9年度から令和11年度までを計画期間として策定する予定です。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口等

(1) 人口構成

本市の人口は、令和4年10月1日現在、2,325,778人で、令和2年まで増加を続けていましたが、今後本市の総人口は減少する見込みです。

年齢3区分別（14歳以下、15～64歳、65歳以上）の人口推移では、平成12年に70.1%であった15～64歳の生産年齢人口の比率は、令和4年には62.9%まで減少しています。また、平成12年に15.8%であった65歳以上の高齢者人口の比率は、令和4年には25.4%となり、高齢者の割合がさらに増加しています。

【人口の推移】

(人)

区 分		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和4年 (2022年)
総人口		2,171,557	2,215,062	2,263,894	2,295,638	2,332,176	2,325,778
年 齢 3 区 分	0～14歳	303,272 (14.1%)	293,405 (13.4%)	289,642 (13.0%)	282,497 (12.5%)	277,393 (11.9%)	270,341 (11.6%)
	15～64歳	1,506,882 (70.1%)	1,492,010 (68.0%)	1,463,977 (65.8%)	1,429,795 (63.3%)	1,464,735 (62.8%)	1,463,758 (62.9%)
	65歳以上	338,795 (15.8%)	408,558 (18.6%)	471,879 (21.2%)	545,210 (24.2%)	590,048 (25.3%)	591,679 (25.4%)
	うち 75歳以上	129,569 (6.0%)	171,558 (7.8%)	215,160 (9.7%)	258,354 (11.4%)	311,615 (13.3%)	323,186 (13.8%)

- ※ 各年10月1日現在の人口。総人口には平成27年までは年齢不詳を含み、令和2年以降不詳補完値。
- ※ 出典 平成17年～令和2年：国勢調査
令和4年：名古屋市統計年鑑（令和2年国勢調査結果による推計人口）
- ※ 各欄の（ ）内は総人口に占める割合（平成27年度までは年齢不詳を除いて算出し、令和2年以降は不詳補完値で算出）

(2) 区別の高齢者の状況

令和4年の区別の高齢者人口の状況について、高齢化率でみた場合、中区を除いたすべての区において、高齢化率20%以上の高い率を示し、16区中の8区では、高齢化率が25%以上と極めて高い率となっています。

なお75歳以上の高齢者についてみた場合、すべての区で10%以上となっています。

以上の状況から、市内全域で高齢化している傾向がみられます。

【区別の人口】（令和4年10月1日現在） (人)

区分	総人口(人)	高齢者			
				うち75歳以上	
		人口(人)	高齢化率(%)	人口(人)	75歳以上比(%)
千種	164,933	40,854	24.8	22,148	13.4
東	85,715	18,833	22.0	9,843	11.5
北	161,812	46,947	29.0	26,002	16.1
西	151,028	36,867	24.4	20,650	13.7
中村	138,989	36,649	26.4	20,568	14.8
中	96,400	18,977	19.7	10,165	10.5
昭和	108,129	25,542	23.6	13,831	12.8
瑞穂	107,715	29,417	27.3	15,947	14.8
熱田	66,783	17,957	26.9	9,595	14.4
中川	218,262	55,488	25.4	30,423	13.9
港	141,510	41,377	29.2	22,161	15.7
南	132,298	39,919	30.2	21,725	16.7
守山	177,224	46,603	26.3	26,131	14.7
緑	248,334	58,768	23.7	31,371	12.6
名東	162,884	38,457	23.6	21,192	13.0
天白	163,762	39,024	23.8	21,434	13.1
計	2,325,778	591,679	25.4	323,186	13.9

※ 総人口は不詳補完値。

※ 出典：名古屋市統計年鑑（令和2年国勢調査結果による推計人口）

(3) 高齢者人口の将来推計

高齢者人口は毎年増加し続け、令和7年(2025年)には597,000人に達し、さらに令和22年(2040年)には694,000人に達することが見込まれます。

高齢者人口は今後も増加し続けるものの、65～74歳の前期高齢者は、第9期計画期間中に減少するのに対し、75歳以上の後期高齢者は、増加すると見込まれます。

【人口の将来推計】

(人)

区 分	第9期			令和22年 (2040年)	
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)		
総人口	2,328,000	2,327,000	2,326,000	2,261,000	
65歳以上	594,000	597,000	600,000	694,000	
内 訳	65～74歳	247,000	241,000	239,000	321,000
	75～84歳	236,000	240,000	240,000	215,000
	85歳以上	112,000	116,000	121,000	158,000
40歳以上	1,400,000	1,404,000	1,400,000	1,416,000	

※ 名古屋市将来推計人口における人口推計による。

※ 端数処理(四捨五入)の関係上、内訳と合計が一致しないことがある。

【参考】名古屋市の65歳以上人口の推移

(各年10月1日現在)

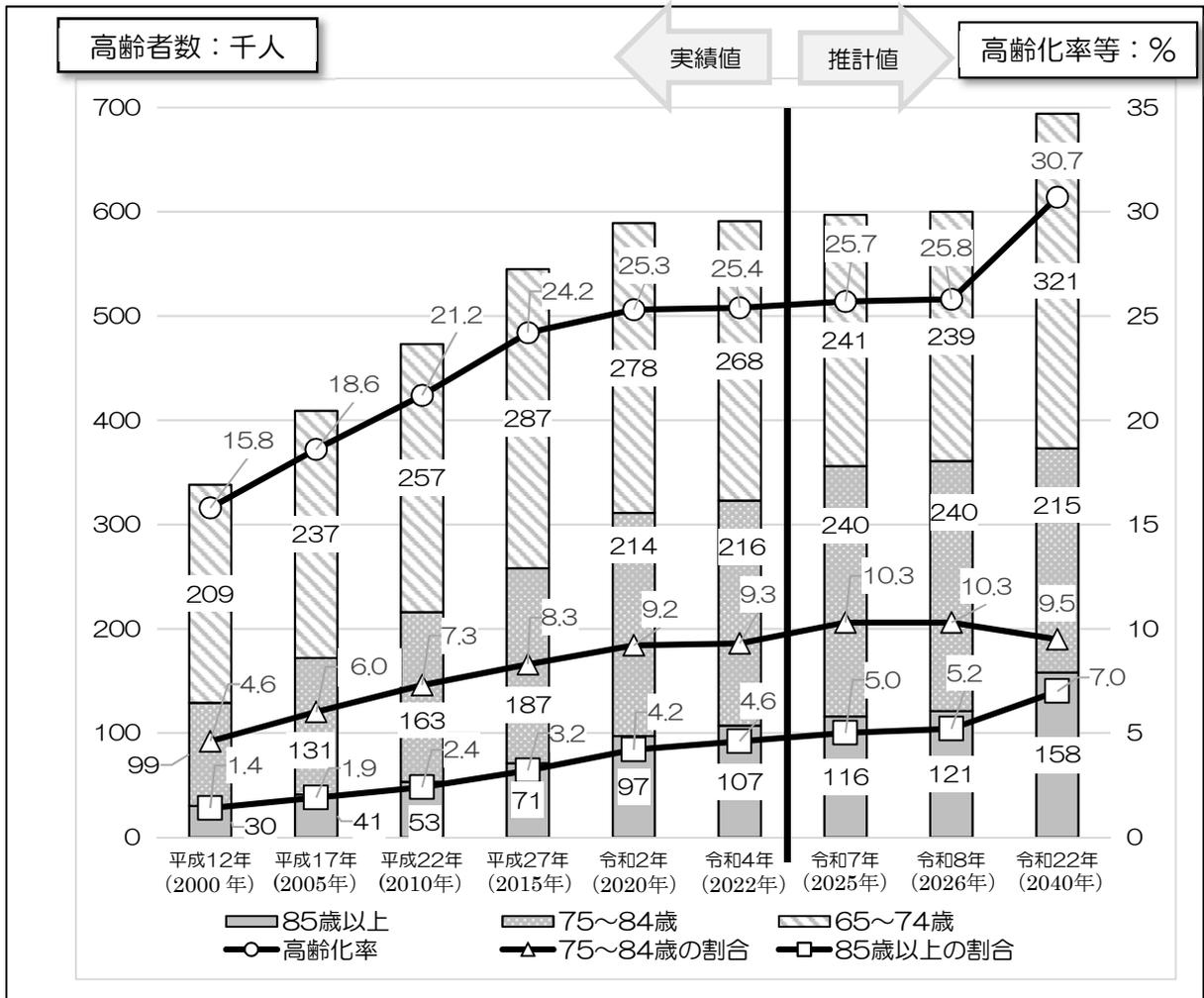
(人)

区 分	65歳以上	内 訳			
		65～74歳	75～84歳	85歳以上	
昭 和	55年(1980年)	159,131	108,711	43,972	6,448
	60年(1985年)	186,562	119,795	56,800	9,967
平 成	2年(1990年)	221,936	136,035	71,329	14,572
	7年(1995年)	273,397	170,674	82,063	20,660
	12年(2000年)	338,795	209,226	99,203	30,366
	17年(2005年)	408,558	237,000	130,931	40,627
	22年(2010年)	471,879	256,719	162,656	52,504
	27年(2015年)	545,210	286,856	187,151	71,203
令 和	2年(2020年)	590,048	278,433	214,147	97,468
	4年(2022年)	591,679	268,493	216,249	106,937

※ 出典 昭和55・60年、平成2～27年、令和2年：「国勢調査」

令和4年：名古屋市統計年鑑(令和2年国勢調査結果による推計人口)

<高齢者人口の推移と将来推計>



(4) ひとり暮らし高齢者数等

ひとり暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者のみを合わせた世帯数は、年々増加しており、今後の高齢者人口の増加等に伴い、増加することが見込まれます。

【ひとり暮らしの高齢者数】 (人)

区分	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人数	99,948	105,506	106,212	107,990

※ 名古屋市高齢者世帯実態把握調査結果 (各年10月1日現在)

【75歳以上の高齢者のみの世帯数】 (世帯)

区分	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
世帯数	28,707	28,625	28,089	29,113

※ 名古屋市高齢者世帯実態把握調査結果 (各年10月1日現在)

(5) 認知症高齢者数

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の数は今後も増加が見込まれており、令和22年には令和2年に比べ47.5%増加すると予測されます。

【認知症高齢者数の将来推計】

区 分	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
認知症高齢者数	101,000人	113,000人	125,000人	149,000人
増加率	—	11.9%	23.8%	47.5%

※ 厚生労働省の「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による全国の認知症有病率推定値をもとに本市における認知症高齢者数を推計

(6) 障害者手帳を有する高齢者数の推移

障害者手帳を有する高齢者の数については、身体障害者手帳を有する高齢者の数は減少傾向にありますが、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する高齢者の数は、今後も増加することが見込まれます。

【障害者手帳を有する高齢者の推移】

(人)

区 分	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
身体障害者手帳	54,319	54,082	53,661	53,245
愛護手帳	1,276	1,325	1,385	1,415
精神障害者保健福祉手帳	4,846	5,001	5,244	5,500

※ 各年度3月末時点

※ 療育手帳を名古屋市では愛護手帳という。

(7) 外国人高齢者数の推移

外国人の総人口は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年から令和3年末にかけて減少していますが、外国人高齢者数は、年々増加しています。

【外国人高齢者数の推移】

(人)

区 分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
総 数	88,114	84,018	79,070	86,120
65歳以上	6,412	6,572	6,764	6,989

※ 名古屋市外国人住民統計（各年12月末現在）

(8) 第1号被保険者の将来推計

第1号被保険者は、原則として本市にお住まいの65歳以上の方が対象となります。

男女別・年齢段階別（1歳刻み）の生存率実績等を勘案し、第1号被保険者数を推計しました。

【第1号被保険者数の将来推計】

(人)

区 分	第9期			令和22年度 (2040年)
	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	
第1号 被保険者数	574,900	576,000	577,000	672,000

※ 各年度9月末時点

【参考】第1号被保険者数の推移

(人)

区 分	平成 12年度 (2000年)	平成 18年度 (2006年)	平成 24年度 (2012年)	平成 30年度 (2018年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
第1号 被保険者数	334,632	419,971	492,320	566,041	574,205	573,089	573,882

※ 各年度9月末現在（平成12年度のみ法施行時4月1日現在）

※ 第1号被保険者数と65歳以上の人口（P10、P11、P12）には、公簿人口と推計人口の集計方法の差があるほか、障害者支援施設等の適用除外施設入所者や住所地特例対象者等の影響により、人数が異なる。

2 要介護・要支援者等

(1) 要介護・要支援者等の現況

要介護・要支援者は全体的に、介護保険法施行以来年々増加しており、平成12年4月の法施行時には27,234人でしたが、令和5年9月末には120,367人と約4.4倍となっています。

要介護度別で見ると、要支援1～要介護1の方は令和5年9月末現在で、制度施行時の約5.7倍、要介護2・3の方は約4.2倍、要介護4・5の方が約3.1倍となっており、軽度の方の増加傾向がみられます。

平成28年6月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したため、基本チェックリストの判定による事業対象者の区分を設けました。

【要介護・要支援者及び事業対象者の推移】

(人)

区 分	平成 12年度 (2000年)	平成 18年度 (2006年)	平成 24年度 (2012年)	平成 30年度 (2018年)	令和 3年度 (2021年)	令和 4年度 (2022年)	令和 5年度 (2023年)
要支援1	3,085	7,200	10,366	16,434	16,449	15,844	15,564
要支援2	—	5,600	15,041	22,054	23,574	23,806	24,303
要介護1	6,863	18,746	12,120	15,627	16,731	16,516	16,517
要介護2	5,099	12,125	17,574	20,352	21,372	21,493	21,944
要介護3	4,257	9,677	12,630	15,242	16,562	17,174	17,719
要介護4	4,557	8,196	10,152	12,050	13,719	14,393	14,809
要介護5	3,373	6,260	8,620	9,139	9,020	9,376	9,511
要介護・要支援者計	27,234	67,804	86,503	110,898	117,427	118,602	120,367
認定率(65歳以上)	7.9%	15.5%	17.1%	19.2%	20.1%	20.3%	20.6%
事業対象者	—	—	—	4,398	4,422	4,643	4,639

※ 各年度9月末現在（平成12年度のみ法施行時4月1日現在）

※ 平成18年4月の制度改正により、「要介護1」の区分から改善の可能性が高い方の区分として「要支援2」が設けられ、制度改正前の「要支援」は「要支援1」に移行

(2) 要介護・要支援者等の将来推計

第1号被保険者数の将来推計をもとに、男女別・年齢段階別（5歳刻み）の直近の変化を反映させた認定率により要介護・要支援者数を推計しました。

第9期では要介護者数の増加が見込まれますが、要支援者数や事業対象者数は減少や横ばいとなることが見込まれます。

【要介護・要支援者及び事業対象者の将来推計】

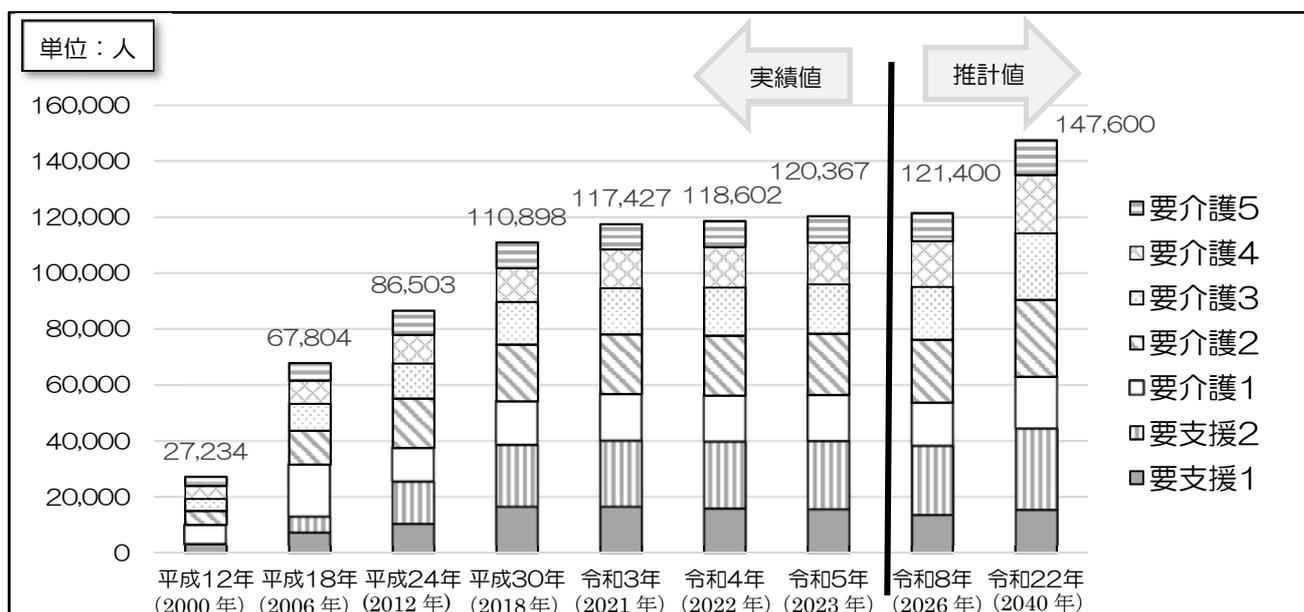
※ 各年度9月末時点

(人)

区分	第9期			令和22年度 (2040年)
	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	
要支援1	15,000	14,300	13,500	15,300
要支援2	24,600	24,700	24,700	29,000
要介護1	16,300	15,900	15,500	18,600
要介護2	22,200	22,300	22,400	27,500
要介護3	18,200	18,700	19,000	23,900
要介護4	15,300	15,900	16,300	20,700
要介護5	9,700	9,900	10,000	12,500
要介護・要支援者計	121,300	121,600	121,400	147,600
認定率(65歳以上)	20.7%	20.7%	20.6%	21.6%
事業対象者	4,800	4,800	4,900	5,200

※ 端数処理（四捨五入）の関係上、内訳と合計が一致しないことがある。

<要介護・要支援者数の推移と将来推計>



第3章 施策の展開

1 施策推進の方向性

計画の理念

『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現

計画の視点

人間性の尊重

活力ある高齢期の実現

在宅生活の総合的支援

ともに生きるまちづくり

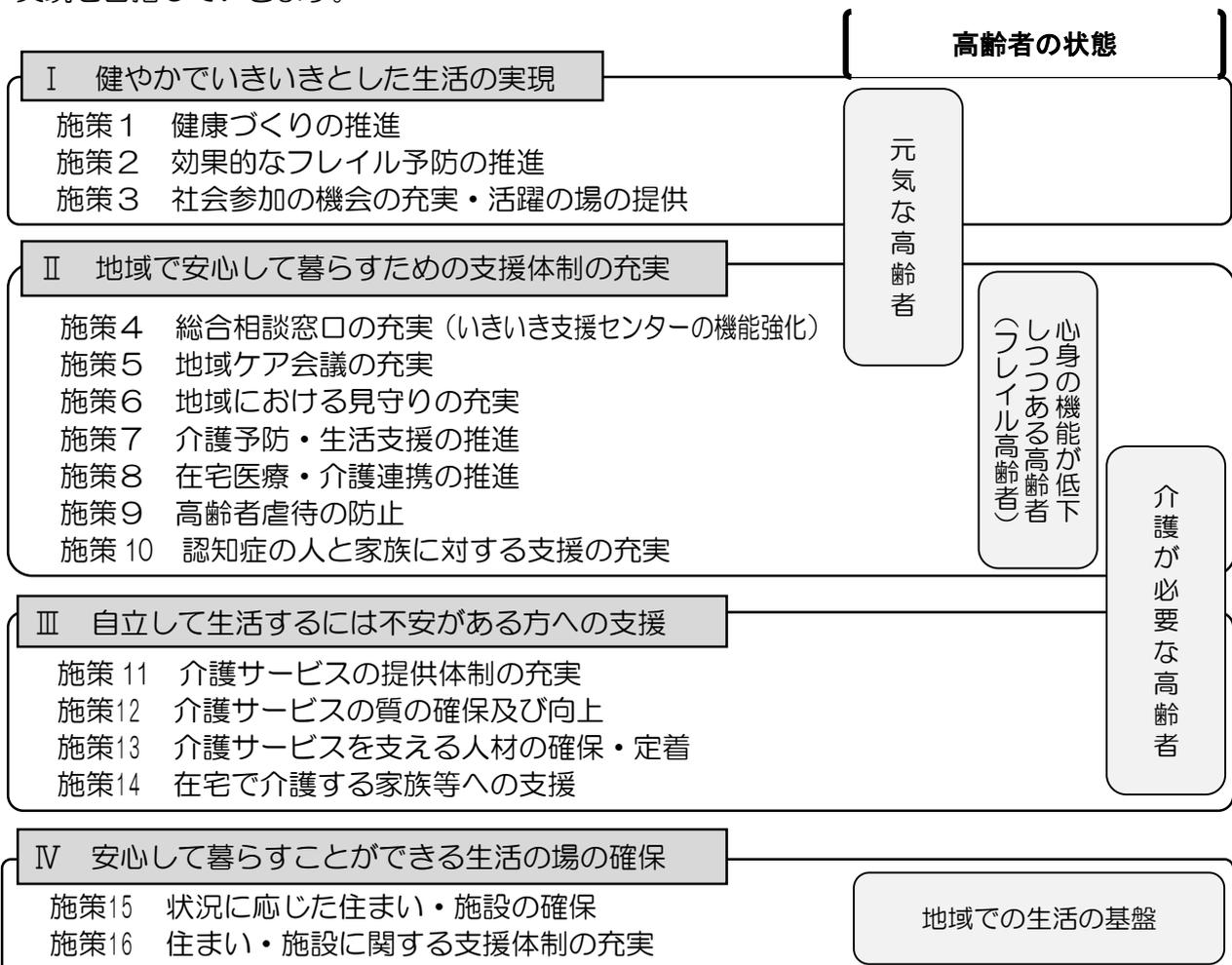
市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築

感染症への対応

大規模災害に対する備え

施策推進の方向性

高齢者が生きがいを持って暮らし、社会において積極的に役割を担い、活躍できるような環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現を目指していきます。



2 施策の体系

I 健やかでいきいきとした生活の実現

【施策】

【主な事業】

1 健康づくりの推進

P22

健康増進事業、がん対策 等

2 効果的なフレイル予防の推進

P26

フレイル予防の推進、地域サロン活動等支援事業、
高齢者サロンの推進、福祉会館認知症予防教室 等

3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

P32

敬老バス、福祉会館、老人クラブ支援、
高齢者就業支援センター、鯨城学園、地域支えあい事業 等

II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

4 総合相談窓口の充実

(いきいき支援センターの機能強化)

P36

いきいき支援センター、高齢者いきいき相談室

5 地域ケア会議の充実

P40

地域ケア会議

6 地域における見守りの充実

P44

見守り支援事業、高齢者見守り協力事業者登録事業、
高齢者福祉相談員、ひとり暮らし高齢者緊急通報事業 等

7 介護予防・生活支援の推進

P52

生活支援型訪問サービス、地域支えあい型訪問サービス
ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス、生活支援の推進

8 在宅医療・介護連携の推進

P58

はち丸在宅支援センター、はち丸ネットワーク、
在宅歯科医療・介護連携推進事業 等

9 高齢者虐待の防止

P64

高齢者虐待相談センター、高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口
等

10 認知症の人と家族に対する支援の充実

P68

認知症サポーター、もの忘れ検診、
認知症疾患医療センター、認知症カフェ 等

III 自立して生活するには不安がある方への支援

11 介護サービスの提供体制の充実

P78

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、
(看護)小規模多機能型居宅介護 等

12 介護サービスの質の確保及び向上

P84

介護事業所の指導、介護サービス情報の公表 等

13 介護サービスを支える人材の確保・定着

P88

定着支援・人材育成、介護職に関する情報発信 等

14 在宅で介護する家族等への支援

P92

介護保険制度等の周知、排せつケア相談支援事業 等

IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

15 状況に応じた住まい・施設の確保

P98

市営住宅への入居機会の確保、市営住宅のバリアフリー化、
サービス付き高齢者向け住宅の登録、特別養護老人ホーム 等

16 住まい・施設に関する支援体制の充実

P104

市営住宅ふれあい創出事業、
高齢者の居住支援に関する情報提供 等

3 地域包括ケアシステムを構築する区域（日常生活圏域）の考え方

市町村は、地理的条件、人口等の社会的条件、施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される仕組みですが、本市では、地域密着型サービスが十分機能するよう日常生活圏域を行政区単位として設定してきた経緯があります。

このため、本市における日常生活圏域は、行政区を基礎単位（16圏域）と設定し、地域包括ケアシステムを構築するうえで、更なる充実が必要な施策については、よりきめ細かい単位でのサービス提供について、検討を進めます。

さらに、各地域特性を踏まえた対応については、各区に設置している地域ケア会議のもと、地域の実情に即した取組みを進めてまいります。

4 施策の展開

「地域包括ケアシステム」の深化・推進及び地域共生社会の実現を図るための16の施策を、4つのテーマに分けて掲載しています。

施策ページの見方

めざす姿

2040年を見据えたうえで、計画期間において、施策を推進することにより目指す姿を記載しています。

現状と課題

施策を取り巻く現状と課題を記載しています。現状には、事業の実施状況や計画策定のために令和4年度に実施した実態調査の結果を記載しています。

施策の展開

計画期間において、施策をどのような方向性で進めるかを記載しています。

施策を推進する事業

<主な事業>

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標

各施策を推進する主な事業を一覧で掲載しています。また、表の「計画目標」欄には、令和8年度の事業量などを記載しています。

I 健やかでいきいきとした生活の実現

施策1 健康づくりの推進

めざす姿

○生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることにより、生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- 本市の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、令和元年時点で男性 72.04 年、女性 74.78 年となっています。平成 25 年時点では男性 70.92 年、女性 74.29 年となっており、男性で 1.12 年、女性で 0.49 年延伸しています。
- 本市では、健康なごやプラン 21（第 3 次）に基づき、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸などを目標に掲げ、保健センターなどでの健康講座の開催や健康相談を通じた知識の普及・啓発や、がん検診、歯周疾患検診の実施など、さまざまな取組みを実施しています。

○実態調査結果

- 高齢者、若年者ともに、がんや生活習慣病、認知症予防、食生活への関心が高い一方で、健康について知りたいことが特にない方が 2 割を超えています。
- 性・年齢別で見ると、男女とも 50 歳代から 70 歳代以上で健康について意識している人の割合が高くなっていますが、男女とも年齢が高くなるにつれ、健康状態がよい人の割合が低くなる傾向がみられます。（令和 4 年度健康に関する市民アンケート）

<課題>

○健康寿命の更なる延伸

- 市の取組みや市民の取組みについての一層の普及・啓発を進める必要があります。
- 市民一人ひとりが健康への関心や意識を高め、具体的な行動につなげることができるよう働きかけを行う必要があります。

施策の展開

○健康なごやプラン21（第3次）の推進

生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、健康なごやプラン21（第3次）に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発、情報提供など各種の健康増進施策を推進します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
健康増進事業の推進	生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、健康なごやプラン 21（第3次）に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発、情報提供などの健康増進事業を推進	健康なごやプラン 21（第3次）に基づく健康増進事業の推進 なごや健康マイレージ事業の実施	実施
がん対策の推進	がんの早期発見・早期治療を目的として、6種類のがん検診を実施。 また、がんに関する知識の普及啓発を図るとともに、喫煙防止対策等、がんの予防に向けた取組みを推進	がん検診の受診率 胃がん 23.9% 大腸がん 23.9% 肺がん 19.8% 子宮がん 64.4% 乳がん 51.6% 前立腺がん 36.6%	がん検診の受診率 胃がん 50.0% 大腸がん 50.0% 肺がん 50.0% 子宮がん 70.0% 乳がん 60.0% 前立腺がん 50.0%
歯科口腔保健対策の推進	歯周疾患の早期発見・早期治療を目的として、健康なごやプラン 21（第3次）に基づき、歯周疾患検診を行うとともに、健康教育や保健指導による正しい歯科保健知識の普及やオーラルフレイル対策の取組みを推進	健康なごやプラン 21（第3次）に基づく歯科口腔保健対策の推進	実施

施策2 効果的なフレイル予防の推進

めざす姿

○地域の身近な場所において、自発的・継続的にフレイル予防に取り組むことにより、自立した生活を送ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) フレイル予防の周知・啓発

- ・より多くの高齢者が自発的かつ継続的にフレイル予防に取り組むきっかけとなるよう、市独自のフレイルテスト等の配布やスマートフォンアプリ（名古屋市フレイル予防ポイント&見守りアプリ）を活用した取組みを実施しています。
- ・コミュニティセンターや福祉会館、保健センター等において、フレイル予防や認知症に関する知識を学ぶ教室等を開催しています。
- ・フレイル予防や認知症予防に関する知識・技術を習得する講座を受講した高齢者がリーダーとなり、地域において普及・啓発を行っています。

(2) 住民主体の通いの場の充実及び専門職派遣の推進

- ・より身近な場所でフレイル予防に取り組めるよう、高齢者サロンの開設・運営の支援を行っています。
- ・効果的なフレイル予防を推進するために、高齢者サロン等の住民主体の通いの場に保健センターの保健師等や地域のリハビリテーション専門職等を派遣し、自立支援に資する取組みを推進しています。

※住民主体の通いの場

高齢者サロンをはじめとした、住民が主体的に取り組む介護予防に資する活動で、月に1回以上の活動実績があるもの。活動内容は体操、会食、茶話会、認知症予防、趣味活動などに加え、農作業、生涯学習、ボランティア活動、就労的活動、多世代交流も含まれます。

(3) 効果検証等による効率的なフレイル予防の促進

- ・地域ごとの課題等を確認、分析するとともに、フレイル予防事業の効果検証を実施し、その結果に基づき、効率的なフレイル予防を促進しています。

○実態調査結果

- ・フレイルの認知度について、「フレイルを知っている」と回答した人は高齢者、若年者ともに約2割となっています。
- ・運動や介護予防事業の参加、社会参加など、介護予防活動への取組みの頻度を尋ねたところ、「取り組んでいない」との回答が約7割と最も多く、次いで「週3回以上」との回答が約1割となっています。
- ・住んでいる地域で介護予防に取り組める活動場所があるかどうかを尋ねたところ、「わからない」との回答が約7割と最も多く、次いで「少ない」との回答が約1割程度となっています。

<課題>

○フレイル予防の普及・推進並びに通いの場の充実

- ・コロナ禍で高齢者の心身機能の低下が懸念される中、令和4年度時点で要介護認定を受けていない高齢者のうち約17%がフレイルであると推計されており、高齢者が自発的・継続的にフレイル予防に取り組むための効果的な周知、啓発を検討する必要があります。
- ・障害の有無や国籍等に関わらず、誰もがより身近な地域でフレイル予防に取り組めるようにするため、高齢者サロン等の住民主体の通いの場の充実を図るとともに、リハビリテーション専門職等との連携による骨折・転倒予防の取組みが必要です。

○事業の効果検証及び効率的なフレイル予防の推進

- ・引き続き地域ごとの課題の分析やフレイル予防事業の効果検証を行うとともに、医療・介護・健診等のデータの関係者間での共有・分析など、高齢者の保健事業との一体的な実施を進め、関係機関等と連携した効率的なフレイル予防の取組みを推進していく必要があります。

施策の展開

○フレイル予防の周知、啓発

高齢者が自発的・継続的にフレイル予防に取り組むため、高齢期以前からフレイルの認知度の向上を図り、早期発見・早期対応等の重要性について周知、啓発を行います。

○身近な地域におけるフレイル予防の活動場所の充実

障害の有無や国籍等に関わらず、誰もがより身近な地域でフレイル予防に取り組めるようにするため、高齢者サロン等の住民主体の通いの場の充実を図ります。

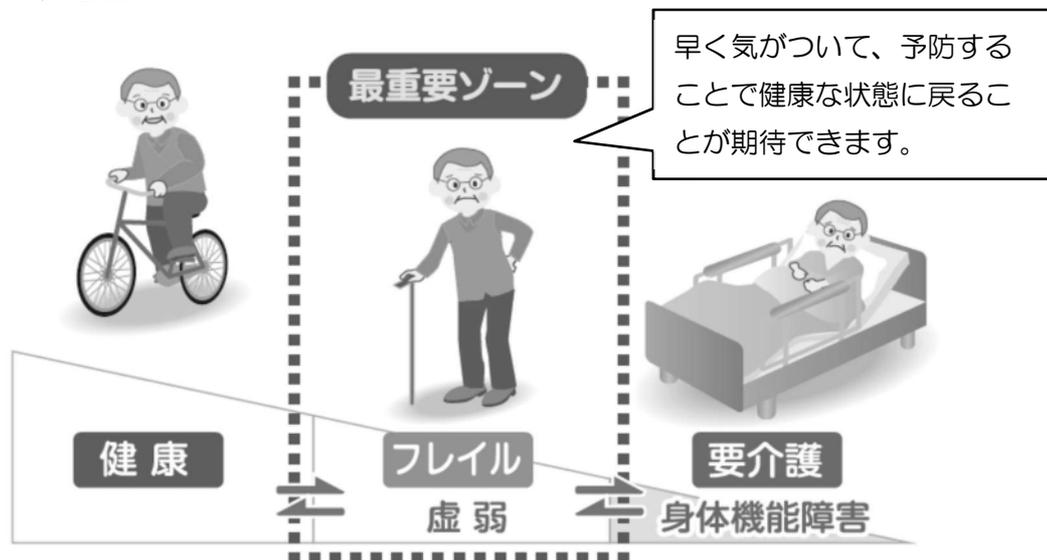
○骨折・転倒予防の推進

骨折・転倒を予防するため、リハビリテーション専門職や栄養に関する専門職等との連携を図ります。

○効果検証等による効率的なフレイル予防の促進

効率的なフレイル予防の取組みを推進するため、保健事業との一体的な実施を進め、地域ごとの課題の分析、効果検証を行い、関係機関等と連携します。

<フレイルの概念図>



<フレイルの3つの要素>

フレイルには、閉じこもり、社会的交流の減少などの社会的フレイル、筋力低下や口腔機能低下、低栄養などの身体的フレイル、認知機能の低下やうつなどの精神的フレイルの3つの要素があります。



施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
いきいき教室の実施	各区の保健センター等において、認知症予防、運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催	延べ利用者数 1,961人 *新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小	延べ利用者数 17,000人 実施回数 576回
地域サロン活動等支援事業の実施	保健センターの保健師等や地域のリハビリテーション専門職等が、高齢者サロン等の住民が主体的に活動する場を訪問し、自立支援に役立つ相談等を実施	延べ利用者数 15,142人 実施回数 946回 *新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小	延べ利用者数 62,000人 実施回数 2,700回
高齢者はつらつ長寿推進事業の実施	コミュニティセンターなどの身近な場所において、レクリエーションなどを通じ、自主的なグループ活動につながるよう仲間づくりの支援を実施	延べ利用者数 102,046人	延べ利用者数 152,000人
高齢者サロンの推進	高齢者の身近な居場所となるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	高齢者サロン数 1,134か所 共生型サロン数 524か所	実施 (より身近な地域で通えるよう整備)

※ 共生型サロンは高齢者、子育て中の親子、障害者等と一緒に参加できるサロン

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
福祉会館 認知症予 防教室の 開催	各区の福祉会館において、認知症予防に効果的な取り組みや、「いきいき元気プログラム」の一部を実施するなど、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催	延べ利用者数 20,286人	延べ利用者数 27,000人
なごや健 康カレ ジの開催	大学等と連携し、科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催	延べ利用者数 1,582人 *新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小	実施
フレイル 予防の推 進	介護予防活動に取り組むきっかけとするためのフレイルテスト等を活用した周知・啓発や、フレイル予防に取り組むリーダーの養成	フレイル予防リーダ ー養成者数 126人	実施
ICTを活 用したフ レイル予 防・見守 り事業の 実施	フレイル予防の活動に応じてポイントが貯まり、見守りができるスマートフォンのアプリ「フレポ&見守り」を運用	利用者数 4,252人	利用者数 10,000人
短期集中 予防型訪 問サービ ス	リハビリテーション専門職が自宅を訪問し、運動や生活動作等の指導を実施	—	実施

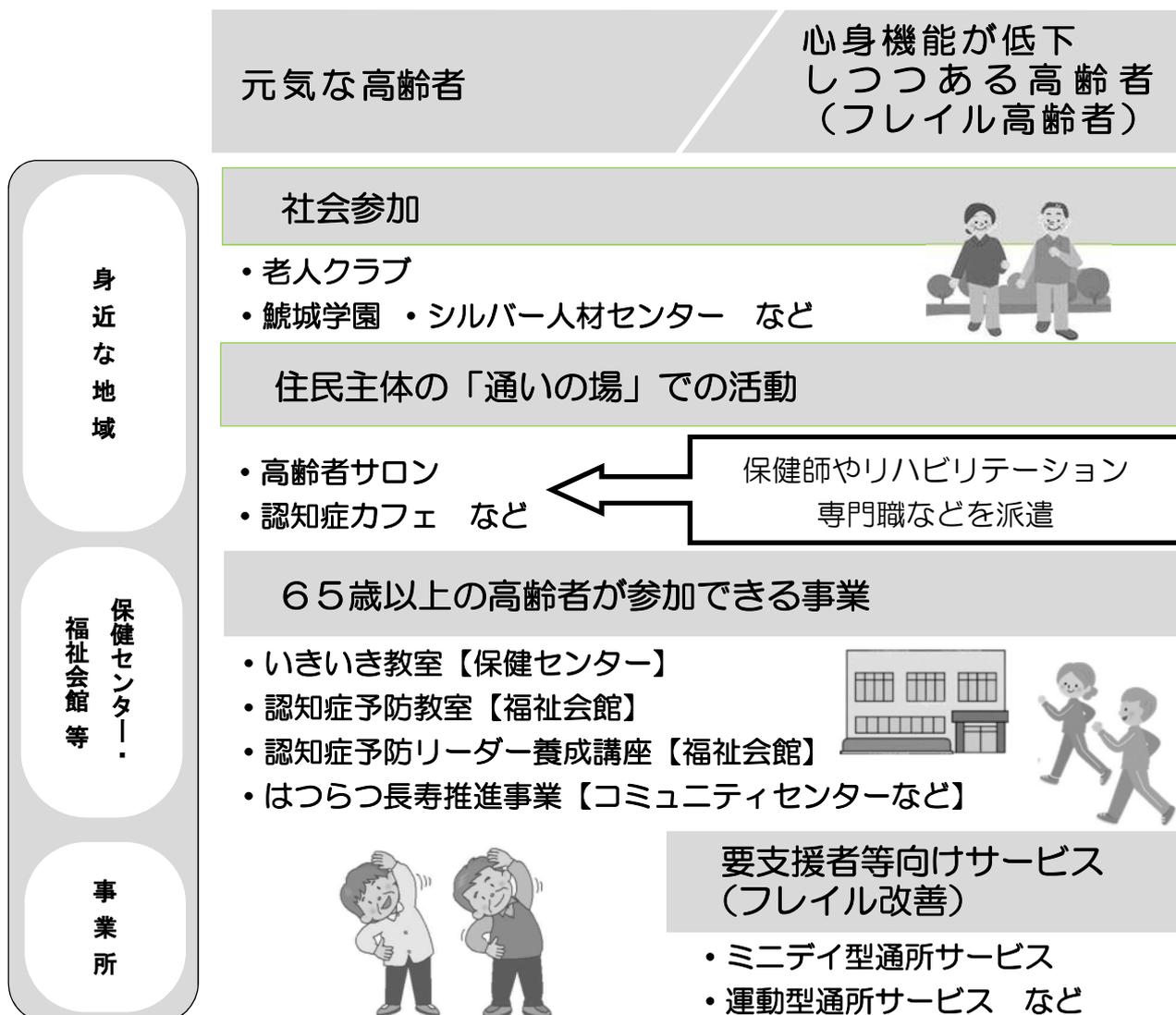
<いきいき元気プログラム>

介護予防の取り組みの中でも、認知症予防に効果があるとされる「運動」、「栄養」、「口腔」といった複数の内容を効果的に組み合わせたプログラムで心と身体の維持・改善を目指します。



<フレイル予防の取組み>

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、元気な高齢者から心身機能が低下しつつあるフレイル状態の高齢者まで、それぞれの状態に応じて、フレイル予防に取り組んでいただけるよう支援しています。



施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

めざす姿

○高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができ、生きがいを持って積極的に社会参加するとともに、意欲や能力に応じて社会において様々な役割を担い、活躍している。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) 社会参加の支援

- ・敬老パスの交付や福社会館の運営、老人クラブの活動支援等を通じて、生きがいづくりや仲間づくりの促進を図っています。

(2) 活躍の場の提供

- ・高齢者就業支援センターの運営やシルバー人材センターへの助成を通じて、就業の機会の提供を行っているとともに、令和2年度からは愛知労働局との一体的就労支援事業として、高齢者就業支援センター内にハローワークの職員が常駐するシニアサポートセンターを設置し、ハローワークの職員による職業紹介や職業案内を実施しています。また、鯉城学園において地域活動の核となる人材の養成を行っています。

○実態調査結果

- ・8割以上の高齢者が、2～3日に1回以上外出しています。
- ・外出を抑える理由として、身体的な理由が多く、次いで外出機会がないという理由も多く挙げられています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響として最も多かったのは、外出の機会が減った（約6割）であり、次いで人と話す機会が減った（4割超）、感染の不安を常に感じている（約4割）となっています。
- ・地域活動等について、現在は参加していないが、今後参加したいと考えている方は、高齢者で1割前後、若年者で約1割から3割あります。
- ・高齢者がどのような形で地域社会に貢献できるかについて、高齢者では「町内会などの地域活動」の割合は高いものの、「特にない」の割合が最も高くなっています。一方で、若年者では「就労」の割合が最も高く、次いで「町内会などの地域活動」の割合が高くなっています。
- ・高齢者が働いている、もしくは働きたいと思う主な理由としては、「生活費の不足を補うため」や、「生活に張りやリズムができるから」とする理由が多く挙げられています。

- ・働きたいが働いていない理由としては、「希望する業種・職種が見つからない」が最も多く挙げられています。

<課題>

○社会参加の機会の充実

- ・外出頻度の少ない高齢者が一定数あり、体力的に不安なことや外出機会がないことという理由が多いことから、身近な場所での外出のきっかけづくりや仲間づくり等の機会の充実が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染の不安により、外出の機会が減った高齢者や人と話す機会が減った高齢者が多いことから、改めて社会参加ができるきっかけづくりの充実が必要です。

○高齢者が活躍する環境の整備

- ・地域活動等に関心があるが参加に結びついていない高齢者が実際の活動につながるよう情報提供を充実する必要があります。
- ・高齢者に対する就労や町内会・自治会、老人クラブなどの地域活動での地域社会における活躍への期待が高いことから、これから高齢期を迎える年齢層も視野に入れた、年代やライフステージに応じた高齢者の活躍の場の提供を図る必要があります。
- ・働きたいが、希望する業種・職種が見つからず就労に結びついていない高齢者もいることから、高齢者の個々のニーズに応じた就業に関する相談体制の充実が必要です。

施策の展開

○社会参加の機会の充実等

高齢者の社会参加を支援するため、外出のきっかけづくりや仲間づくりなどの機会の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、外出を控えている高齢者や人の関わりが減った高齢者の社会参加の支援を実施していきます。

○高齢者が活躍する環境の整備

これから高齢期を迎える年齢層も含め、就業や地域活動等に関する環境を整備し、ニーズに見合ったきめ細かな支援の充実を図ります。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
敬老パスの交付	高齢者が気軽に外出し、様々な活動に積極的に参加できるよう市営地下鉄等に無料で乗車できる敬老パスを交付	実施 敬老パス交付者数 304,843人	実施
福祉会館の運営	高齢者の各種相談に応じるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供	16区で実施 延べ利用者数 248,558人 *新型コロナウイルス感染症の感染防止のため事業を一部休止し実施	16区で実施
老人クラブの活動支援	地域で社会奉仕活動や健康づくり、見守り活動などを行う老人クラブに対して補助を実施	老人クラブ数 1,097クラブ 会員数 43,495人	老人クラブの活性化に向けた支援の実施
高齢者スポーツの推進	福祉スポーツセンターにおいて高齢者向けのスポーツ事業を行うとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に選手を派遣	高齢者スポーツ教室等 延べ参加者数 498人 全国健康福祉祭 派遣選手数 173人	実施
シルバー人材センター事業への補助	就業を通して高齢者の生きがいを高めるため、臨時的、短期的な就業の機会を提供するシルバー人材センターへの補助を実施	会員数 7,753人 延べ就業者数（派遣事業含む） 644,333人	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
高齢者就業支援センターの運営	就業を通して高齢者の社会参加を支援するため、就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施	延べ利用者数 (主な事業) 就業相談 7,886 人 情報提供 7,334 人* 技能講習 3,910 人 交流啓発 3,202 人 *資料コーナー再開 (R4.7月より)	技能講習内容の充実
鯨城学園の運営	高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高めるとともに、地域活動の核となる人材を養成	4コース 11専攻 定員 1,520人	鯨城学園の魅力向上
生涯学習センターの運営	高齢者を始め市民の多様な学習意欲に応えるため、各区に設置された生涯学習センターで講座を開催	実施	実施
地域支えあい事業の実施	高齢者のちょっとした困りごとを地域住民のボランティアが解決する仕組みを構築	実施学区数 105学区	実施学区の拡大
高齢者サロンの推進 (再掲)	高齢者の身近な居場所となるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	高齢者サロン数 1,134か所 共生型サロン数 524か所	実施 (より身近な地域で通えるよう整備)

Ⅱ 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

施策4 総合相談窓口の充実（いきいき支援センターの機能強化）

めざす姿

○地域の高齢者及びその家族等が、身近な相談窓口であるいきいき支援センター等に困り事などを気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

（1）総合相談窓口の充実

- いきいき支援センターが介護、認知症に関すること、高齢者虐待、権利擁護等のさまざまな内容を含めた総合的な相談窓口として対応しています。（センター29 か所、分室 16 か所）
- いきいき支援センターにつなぐための身近な相談窓口として、市内の居宅介護支援事業所に高齢者いきいき相談室を設置しています。（令和4年度 298 か所）また、より身近な場所で相談が受けられるよう、コンビニ内にいきいき相談室を設置しています。（令和4年度 1 か所）
- 地域福祉計画において、さまざまな福祉の相談を断らない丸ごと相談や、複合的な課題等を抱える人や世帯への包括的な相談支援を推進することとしており、包括的相談支援チーム（専門職で構成）を各区に配置し、重層的支援体制整備事業を実施しています。

※重層的支援体制整備事業とは

介護、障害、子ども、生活困窮、ひきこもりといった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な相談支援体制を構築するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かして、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

（2）いきいき支援センターの体制強化

- いきいき支援センターの法務能力強化のため、愛知県弁護士会へ委託をして弁護士が2カ月に1度訪問し、法的問題の相談対応支援や個別ケース会議への出席などの相談支援を行うことで、体制強化を図っています。

○実態調査結果

- いきいき支援センターの活動として知られている内容は、「介護保険やその他サービスについての相談」が4割程度と最も多い回答でした。
- いきいき支援センターの認知度は高齢者で約7割、若年者で約6割となっています。

<課題>

○いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用促進

- いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の認知度については、前回調査からやや改善されていますが、引き続き認知度の向上や、より身近な場所での設置を進め、利用促進を図る必要があります。

○いきいき支援センターの更なる体制強化

- 高齢化の進展による相談件数の増加や障害者や外国人など、その特性からより配慮が必要な方に対応するために、必要な人員の確保、職員の更なる資質向上、関係機関との連携強化が必要です。
- 「8050問題」やいわゆる「ごみ屋敷問題」など、高齢者への支援だけでは解決に至らない課題を抱える世帯が増加しており、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援を推進するため、他分野の相談支援機関や包括的相談支援チームと緊密な連携を図る必要があります。

※8050問題とは

親と子どもの同居世帯で、親の介護と子の障害の課題を同時に抱えていたり、高齢の親のもと子のひきこもりが長期化しているなど、支援が必要な世帯で、80代の親と50代の子どもの同居世帯が象徴的であることから8050問題といわれます。

施策の展開

○いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用促進

いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用を促進するため、より身近な場所での設置を進め、更なる認知度の向上を図ります。

○いきいき支援センターの体制強化

相談件数の増加や障害者や外国人など、その特性からより配慮が必要な方に対応するため、必要な人員の確保、関係機関との連携強化、職員の更なる資質向上を図ります。また、包括的な相談支援を推進するため、他分野の相談支援機関や包括的相談支援チームと緊密な連携を図ります。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
いきいき支援センターの運営	地域包括ケアシステム構築の中核機関として、45か所（センター29か所、分室16か所）を相談拠点として運営	相談件数 400,298件	実施
高齢者いきいき相談室の設置	いきいき支援センターへつなぐ身近な相談窓口として設置	設置箇所数 298か所 相談件数 3,012件	実施
重層的支援体制整備事業の実施	包括的相談支援チームを区ごとに配置し、複雑化・複合化した生活課題を抱えている世帯や必要な支援が届いていない世帯に対して、「多機関による協働支援」、「アウトリーチによる継続的な支援」、「参加支援・地域づくり」を一体的に実施	試行実施 4区	実施

重層的支援体制整備事業の概要

介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な相談支援体制を構築するものです。既存の取り組みを活かしながら、相談支援や参加支援、地域づくりを一体的に実施します。

例 8050問題 生活困窮 多頭飼育 ごみ屋敷 ダブルケア ヤングケアラー など

複雑で複合的な生活課題への対応

① 相談支援機関同士の相互連携

各分野の相談窓口では、相談者やその世帯に係る課題について、**いったん内容を問わず相談を受け止め、他の相談支援機関と連携**して支援を行います。

いきいき支援センター

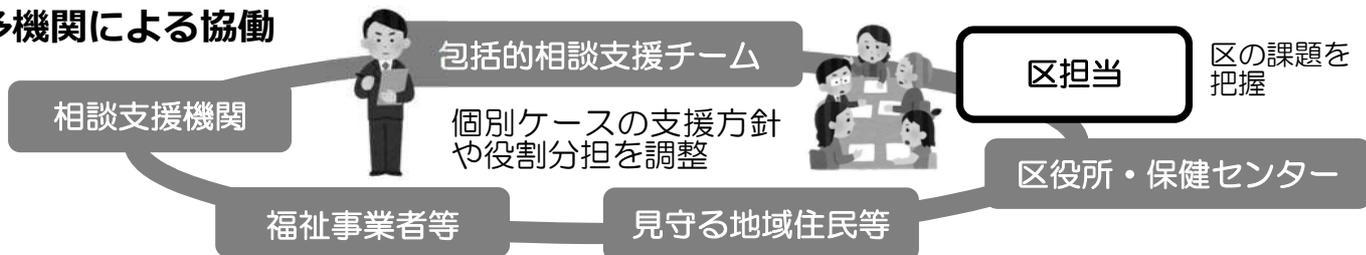
障害者基幹相談支援センター

仕事・暮らし自立サポートセンター など

② 包括的相談支援チームによる支援調整

課題が複雑に絡み合い、**関係機関が多いなど、上記の連携では対応が難しい場合**、包括的相談支援チームが支援の調整を行います。

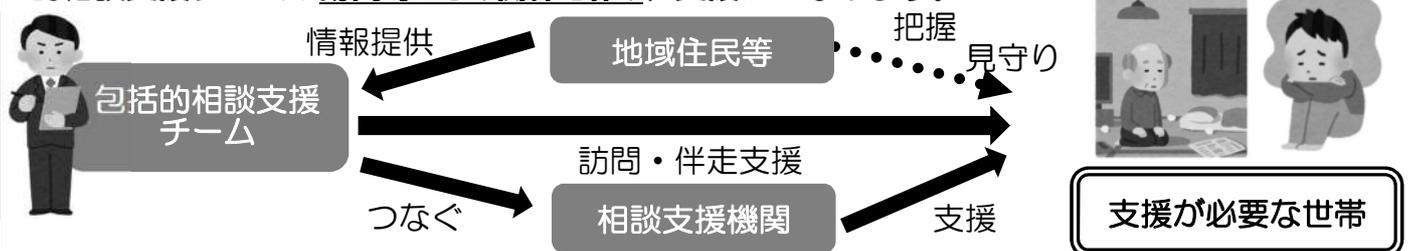
多機関による協働



制度の狭間で孤立した世帯への支援

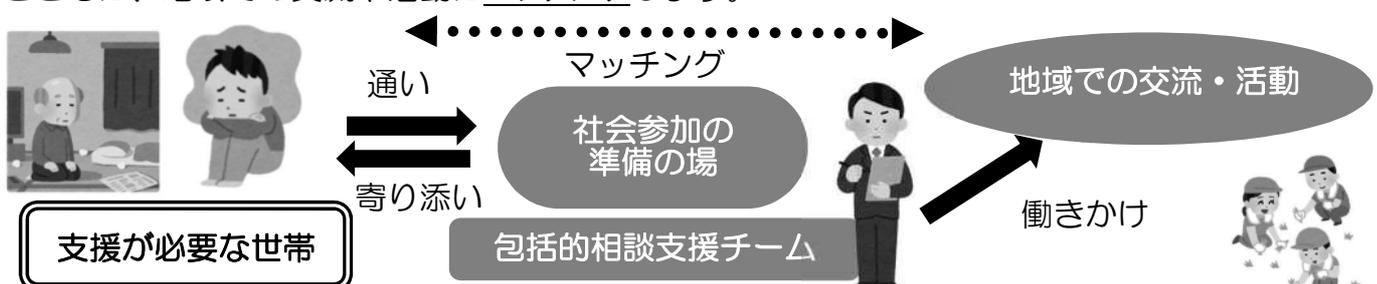
アウトリーチによる継続的支援

制度の狭間で支援が届いていない世帯について、地域住民等から情報提供をいただき、包括的相談支援チームが**訪問等により関係を作り**、支援につなげます。



参加支援・地域づくり

ひきこもりの方等が社会参加に向けた第一歩を踏み出せるよう、**準備の場(居場所)を整備**するとともに、地域での交流や活動に**マッチング**します。



施策5 地域ケア会議の充実

めざす姿

○各区において高齢者が安心して生活できるよう、多機関・多職種が連携し個別事例の検討を行うことで高齢者を支援するとともに、高齢者を取り巻くさまざまな地域課題を解決することができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) 各区地域包括ケア推進会議の充実

- ・各区において地域包括ケア推進会議を開催し、地域課題の把握・共有・対応策の検討を実施しています。

(2) 自立支援型個別地域ケア会議の充実

- ・自立支援及び重度化防止に資する自立支援型個別地域ケア会議を充実させることで、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメント支援方法を検討しています。

(3) 市民への広報の充実

- ・地域包括ケアシステムの取組み内容をまとめたガイドブック等を活用した広報を実施しています。

○実態調査結果

- ・地域包括ケアシステムを「知っている」と回答した人は、高齢者・若年者ともに約1割であり、「言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」と回答した人を加えても約3割でした。

<課題>

○更なる周知・啓発と、市民の取組みへの参加促進

- ・より多くの方に地域包括ケアシステムに関心を持ってもらえるよう、ガイドブック等を活用し、認知度の更なる向上を図るとともに、周知・啓発に当たっては、より多くの方に介護予防事業、地域支えあい事業、高齢者サロンなど、市民参加の取組みに関心を持っていただき、参加に繋げる発信を行う必要があります。

○地域ケア会議では解決できない事例への対応

- ・「8050問題」やいわゆる「ごみ屋敷問題」など、高齢者への支援だけでは解決に至らない事例へ適切に対応するため、他分野の相談支援機関との連携を進める必要があります。
- ・各区地域包括ケア推進会議において把握・共有・対応策の検討がなされた地域課題について、分野を超えた課題に対応するため、重層的支援体制整備事業区連携会議との連携を進める必要があります。

施策の展開

○地域包括ケアシステムの効果的な周知・啓発と市民参加の促進

より多くの方に地域包括ケアシステムに関心を持ってもらえるよう、分かりやすいガイドブックの作成などを通じ、認知度の更なる向上を図るとともに、より多くの方を介護予防事業、地域支えあい事業、高齢者サロンなどの市民参加の取組みに繋げる発信を行います。

○地域ケア会議の充実と分野を超えた課題への対応

各区の区役所・保健センター・いきいき支援センターが主体となって地域ケア会議を運営し、高齢者を取り巻く様々な課題の解決や市施策への反映を進めるとともに、地域ケア会議では解決できない課題に対応するため、他分野の相談支援機関との連携を進めます。

また、各区地域包括ケア推進会議において把握・共有・対応策の検討がなされた地域課題について、分野を超えた課題に対応するため、重層的支援体制整備事業区連携会議との連携を進めます。

○地域ケア会議の効率的な運営の推進

各区の会議の運営状況を踏まえ、区役所・保健センター・いきいき支援センター等の意見を聞きながら、会議の統廃合の検討や、複数会議の同日開催などの柔軟な運営を進めます。

施策を推進する事業

<主な事業>

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
地域ケア会議の実施	各区の地域ケア会議を地域包括ケアシステムの深化・推進母体と位置づけ、区役所・保健センターといきいき支援センターを事務局として、高齢者個人に対する支援や、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討等を実施するとともに、地域包括ケアシステムの認知度を高めるため、市民への普及啓発を実施	地域包括ケア推進会議 32回 認知症専門部会 49回 個別ケース検討会議 553回 地域支援ネットワーク運営協議会 33回 在宅医療・介護連携会議 25回 生活支援に係る協議体 70回 介護予防に係る会議 39回	実施

～この場所がいい、ずっと支えて、支えられて～



市地域ケア会議

○名古屋市高齢者施策推進協議会(市が設置)

・各区会議の実施状況の把握、全市的課題についての協議及び政策形成等を行う。

事務局：健康福祉局

課題等

各区地域ケア会議

○区地域包括ケア推進会議(区が設置)

・各区の地域包括ケアシステムの深化・推進母体として、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

・検討内容に応じて、「認知症専門部会」、「個別ケース検討会議」等を開催する。

○認知症専門部会

・認知症の正しい知識の普及啓発や認知症地域ネットワークをつくるための取り組み等を行う。

○個別ケース検討会議

・サービス担当者会議等では解決困難な個別ケース事例を多職種で検討し、

- ① 個別課題の解決
- ② 自立支援に向けたケアマネジメント支援
- ③ ネットワークの構築
- ④ 地域課題を発見し解決に向け地域づくり、資源開発等を行う。

○地域支援ネットワーク運営協議会(孤立防止)

○在宅医療・介護連携会議

在宅医療と介護の連携を推進するための取り組み

○生活支援に係る協議体

生活支援の基盤整備とネットワーク構築のための取り組み

○介護予防に係る会議

連携

構成員：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護事業者、

リハビリテーション専門職、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO 法人、ボランティア、消防職員等が必要に応じて参加

事務局：区役所、保健センター、いきいき支援センター

(在宅医療・介護連携会議については市医師会、生活支援に係る協議体については市社会福祉協議会がそれぞれ事務局を担う。)

施策6 地域における見守りの充実

めざす姿

○地域住民をはじめとした多様な主体による見守りや地域の身近な居場所への参加によって、地域とつながりながら暮らし続けることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・新聞販売店等による通報制度である高齢者見守り協力事業者登録事業や、名古屋市フレイル予防ポイント&見守りアプリなどの事業を推進しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行の影響や地域のつながりの希薄化などにより、地域で高齢者を見守るための地域支援ネットワークの構築や見守り支援員による訪問などがしづらい状況です。

○実態調査結果

- ・高齢者の孤立を身近な問題だと感じている方の割合は、高齢者で6割以上、若年者で7割以上となっています。
- ・コロナ禍における効果的な見守りとしては、電話による声かけ、感染症対策を施した上での訪問、ICT機器の活用などを挙げる意見が多くありました。

<課題>

○地域のつながりの強化

- ・より多くの関係者が参加するネットワークを構築するため、見守り支援員による働きかけを強化するとともに、高齢者サロンをはじめとする身近な居場所づくりを推進する必要があります。

○効果的な見守りの推進

- ・訪問や電話に加え、オンラインサロンや見守りアプリなどを活用した見守りを実施する必要があります。

○孤立防止の推進

- ・高齢者見守り協力事業者登録事業を一層推進するとともに、警察関係者、見守り活動者、包括的相談支援チームなどとの連携を強化する必要があります。

- ・ひとり暮らし高齢者が増加する中、身寄りのない人に関するガイドラインの普及や、あんしんエンディングサポート事業の活用、支援者による見守り体制の強化を通じて、身寄りのない高齢者への支援を充実する必要があります。

施策の展開

○見守り活動の充実

見守り支援員による働きかけや高齢者サロンなどの身近な居場所づくりを推進し、地域における高齢者見守り活動の一層の充実を図ります。

○効果的な見守りの推進

コロナ禍を経て生まれたオンラインサロンや見守りアプリなどのICT機器を活用した新たな見守り施策を推進し、高齢者見守り活動を効果的に実施します。

○孤立防止の推進

高齢者見守り協力事業者の増加や警察関係者、見守り活動者、包括的相談支援チームといった関係機関との連携強化に加え、身寄りのない高齢者への支援の充実を図り、孤立を生まない地域づくりを推進します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

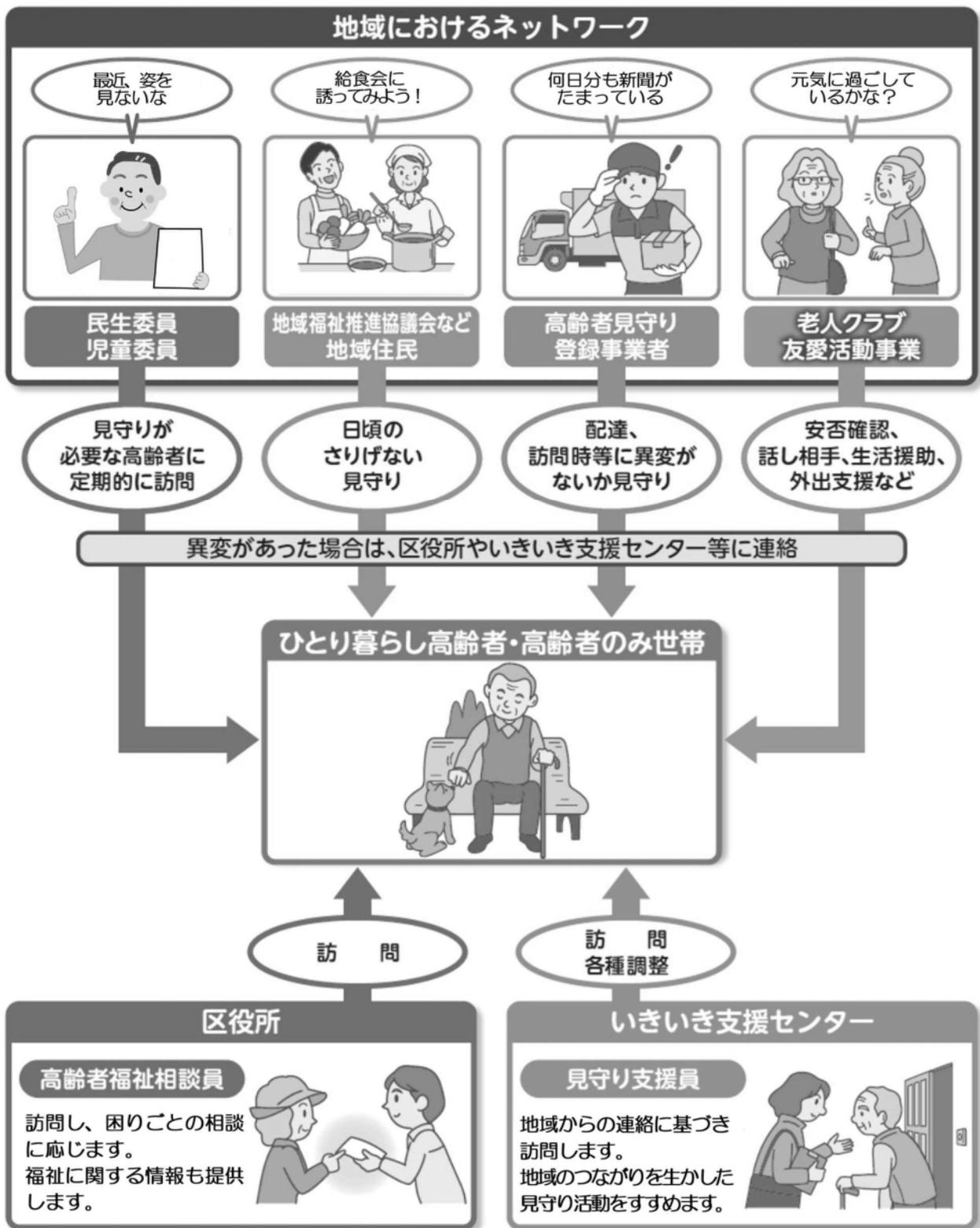
事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
見守り支援事業の実施	いきいき支援センターに見守り支援員を各区 1 人配置し、高齢者に対して福祉・介護サービス等の調整や地域住民による見守りネットワーク構築を実施	ネットワーク構築件数 428 件	実施
高齢者福祉相談員の配置	安否の確認や孤独感の解消のため、各区に配置した高齢者福祉相談員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を訪問して、各種の相談・支援を実施	訪問世帯数 156,999 世帯	実施
高齢者見守り協力事業者登録事業の実施	新聞販売店をはじめとした民間事業者が、高齢者の自宅に訪問した際など、異変を発見した場合に区役所などに連絡を実施	登録事業者数 1,603 事業者	実施
ひとり暮らし高齢者緊急通報事業の実施	心臓病等の慢性疾患のあるひとり暮らし高齢者等に対して、心臓発作等緊急事態が発生した場合に、緊急ボタンを押すとコールセンターに緊急通報できる特殊電話機を貸与	貸与台数 1,794 台 通報件数 543 件（障害分含む）	実施
福祉電話の貸与	電話がなく、環境的に孤独な生活をしているひとり暮らしの 65 歳以上の方のうち、一定所得額以下の方に対して電話機を貸与し、週 2 回程度、電話訪問による安否確認及び相談を実施	貸与台数 614 台	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
民生委員・児童委員、老人クラブ等による見守り	民生委員・児童委員による「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動」や老人クラブ等による自主的な見守り活動を実施	実施	実施
地域支えあい事業の実施（再掲）	高齢者のちょっとした困りごとを地域住民のボランティアが解決する仕組みを構築	実施学区数 105学区	実施学区の拡大
高齢者サロンの推進（再掲）	高齢者の身近な居場所となるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	高齢者サロン数 1,134か所 共生型サロン数 524か所	実施 （より身近な地域で通えるよう整備）
高齢者世帯等の防火防災指導	火災による被害を受けやすい高齢者世帯に対し、住宅用火災警報器の普及啓発、住宅における火気管理を始めとする住宅防火に関する指導等を効果的かつ効率的に行うことにより、火災等による被害を軽減させることを目的に実施	指導実施世帯 3,691世帯	高齢者世帯への戸別訪問の実施
避難行動要支援者の避難対策の推進	避難行動に支援が必要な方の個別避難計画の作成について、地域住民や福祉事業者をはじめ様々な関係者と連携しながら取り組みを進めるとともに、地域における要配慮者の安否確認や避難支援など助け合いの取り組みが推進されるよう支援を実施	—	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
ICTを活用したフレイル予防・見守り事業の実施 (再掲)	フレイル予防の活動に応じてポイントが貯まり、見守りができるスマートフォンのアプリ「フレポ&見守り」を運用	利用者数 4,252人	利用者数 10,000人
交通事故防止	交通指導員による高齢者向け交通安全教室や、ふれあい給食サービス参加者への反射材配布等を通じて、交通安全意識の高揚を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化について自覚を促し、必要に応じて運転免許の自主返納を促進 また、ヘルメットの有効性やヘルメット着用の推進について、キャンペーンや地域における自転車教室において周知を実施	交通安全教室参加者数 1,031人 ふれあい給食時の交通安全啓発参加者数 1,695人 運転免許自主返納支援事業支援品発送数 7,102件 自転車教室参加者数 341人 *交通安全教室の内数	実施
消費者被害防止	ひとり暮らしの高齢者や、高齢者の周囲の市民等を対象とし、出張講座を実施するとともに、情報誌および電子媒体による情報発信を行うなど、高齢者の消費者被害防止のための啓発を実施	出張講座 開催回数 47回 参加者数 2,237人 「くらしのほっと通信」 通常号(隔月発行) 発行部数各 14,900部 特集号(年2回) 発行部数各 6,500部 メールマガジン「なごや暮らしのあんしん情報」 発行回数 26回	実施

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
身寄りのない高齢者の死後事務支援	身寄りのない高齢者が亡くなった後の葬儀、家財処分、役所の手続き等の死後事務についての支援を実施	相談件数 468 件	実施

<多様な主体による見守り活動>



施策7 介護予防・生活支援の推進

めざす姿

○高齢者が専門的な訪問・通所サービスや元気な高齢者等、地域の力も活用した多様なサービスを利用することにより、心身の機能や生活状態の維持・改善を図ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) 本市独自サービスの推進

- ・ホームヘルパーや本市が開催する研修の修了者が家庭を訪問し、自立を目指した計画のもとで、日常の掃除・洗濯・調理等の生活支援を実施する、生活支援型訪問サービスを実施しています。事業者数は増加していますが、コロナ禍において利用者が減少してきています。
- ・ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスについて、効果検証を委託により実施し、検証結果を踏まえて令和2年度よりこれまで6カ月としていた利用期間を心身の状態に応じて更新できるようにした結果、利用者は増加した一方で、事業者数は減少しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活支援型 訪問サービス	事業所数	330	342	363
	利用者数	2,447	2,432	2,246
ミニデイ型 通所サービス	事業所数	52	50	48
	利用者数	192	248	310
運動型 通所サービス	事業所数	133	136	124
	利用者数	653	840	923

※事業所数は各年度3月1日現在

※利用者数は各年度月平均

(2) 生活支援の把握・充実と情報提供

- ・各区の生活支援に係る協議体等において、高齢者が必要とする生活支援の把握に努めるとともに、高齢者が必要な生活支援を気軽に利用できるように、身近な地域の生活支援に関する情報を提供するほか、生活支援に携わる多様な担い手の養成等を実施しています。

○実態調査結果

- 「今後利用したい」と思う方が、ミニデイ型通所サービスで約2割、運動型通所サービスで約3割となっています。
- 地域での助け合いや支えあい活動について、「進んで活動したい」「機会があれば活動したい」と思う方が、高齢者で約4割、若年者で5割近くを占めています。
- 近所の方への声かけや安否確認、悩み事の相談、ごみ出しや掃除などを行っている方もいる一方、高齢者で約6割、若年者で約7割の方がそういった活動の従事経験がありません。

<課題>

○生活支援型訪問サービスの利用者減少

- 生活支援型訪問サービスの利用者減少は新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えに加え、サービス提供が十分にできていない事業所があるなど提供体制の問題もあります。積極的なサービス提供、更なる参入の促進や利用者負担の観点から、適正な介護報酬の検討や、研修修了者の雇用の促進が必要です。

○ミニデイ型・運動型通所サービスの利用促進及び事業の効果検証

- 利用ニーズの増加に対応するため、事業者の積極的な参入の促進や利用者負担の観点から、適正な介護報酬の検討や指定基準の見直しの検討が必要です。
- 本市独自サービスについてより効果的な事業内容にするため、サービス利用による介護予防の効果等について引き続き検証を行う必要があります。

○生活支援の基盤強化

- 高齢者等を支えるための地域での助け合い活動への関心はあっても参加につながっていない方に向けた効果的な情報提供など、参加を促す工夫が必要です。
- 各区の生活支援に係る協議体において、支援を必要とする方の状況に応じた生活支援ニーズの把握を行う必要があります。

施策の展開

○生活支援型訪問サービスの利用促進

生活支援型訪問サービスについて、積極的なサービス提供や参入の促進を図るための環境づくりを進め、サービスの利用を促進します。

また、担い手育成のための高齢者日常生活支援研修修了者を雇用に繋げるためのマッチング事業を推進します。

○ミニデイ型・運動型通所サービスの参入促進及び事業の効果検証

利用者の心身の状況に応じたサービス提供が行えるよう、サービスを行う事業者の参入促進を図るとともに、サービス利用による介護予防の効果等について検証を行います。

○生活支援の基盤強化

ボランティアに関する情報発信や提案などを行うことにより、地域での助け合い活動の担い手確保を進めるとともに、地域住民や関係機関の意見を聞きながら、支援を必要とする方の属性や居住地域等に応じた生活支援ニーズの把握に努めます。

<本市独自サービス>

	生活支援型訪問サービス	ミニデイ型通所サービス	運動型通所サービス
対象	要支援 1・2 の方、介護予防・生活支援サービス事業対象者		
回数	週 1～2 回程度	週 1 回（原則 6 か月） 更新可	
時間	45 分～1 時間程度	2 時間程度	1 時間～1 時間 30 分程度
実施場所	自宅	デイサービスセンター等	デイサービスセンター、フィットネスクラブ、施術所等
内容	<p>自立を目指した計画のもと、ホームヘルパーや本市研修修了者が、掃除・洗濯・調理等の生活支援を行います。</p> 	<p>運動・栄養・口腔分野等を組み合わせた本市独自の「いきいき元気プログラム」を活用して、機能訓練などに取組みます。</p> 	<p>転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。</p> 

施策を推進する事業

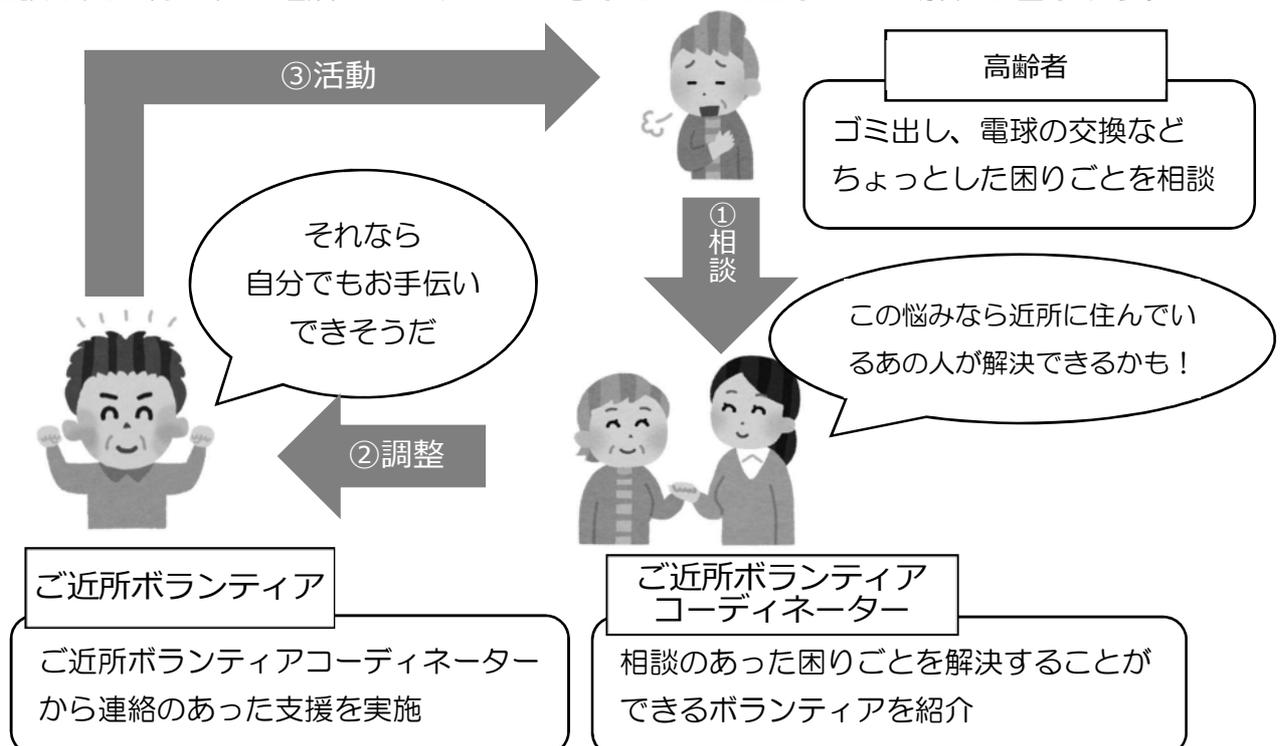
＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
生活支援型訪問サービス	本市が開催する研修の修了者等が家庭を訪問し、自立を目指した計画のもとで、日常の掃除・洗濯・調理等の生活支援を実施	2,246人/月	2,000人/月
地域支えあい型訪問サービス	地域の元気な高齢者等のボランティアが、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとした困り事に対する生活支援を実施	実施学区数 105学区	実施学区の拡大
短期集中予防型訪問サービス (再掲)	リハビリテーション専門職が自宅を訪問し、運動や生活動作等の指導を実施	—	実施
ミニデイ型通所サービス	デイサービスセンター等の施設において、自立を目指した計画のもとで、「いきいき元気プログラム」を活用した機能訓練等を実施	310人/月	480人/月
運動型通所サービス	デイサービスセンターやフィットネスクラブ等で、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を実施	923人/月	1,270人/月
自立支援型配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度に弁当を自宅に配達するとともに、利用者の安否を確認し、必要な場合は関係機関等へ連絡	5,054人/月	4,390人/月

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
生活支援の推進	介護保険のサービス等、既存のサービスでは対応できない生活支援サービスの把握、開発、担い手の養成等を実施。生活支援の充実を目的として、各区の生活支援関係者が集い情報共有を行う場を開催	生活支援に係る協議体 開催回数 70回	実施
生活援助軽サービス事業の実施	ひとり暮らし高齢者等を対象に、年度内4回を上限に、臨時的で軽易な日常生活上の援助を実施	利用回数 8,222回	実施
日常生活用具給付事業の実施	自宅において寝たきりやひとり暮らし等の状態にある高齢者に、電磁調理器等を給付	支給件数 352件	実施

<地域支えあい型訪問サービス>

学区のコミュニティセンターなどで、ご近所ボランティアコーディネーターが困りごとの相談を受け付け、ご近所ボランティアがちょっとした困りごとの解決を図ります。



施策8 在宅医療・介護連携の推進

めざす姿

○在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のない医療・介護サービスの提供を行うことにより、在宅で療養する高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) 在宅療養にかかる支援体制の整備

- ・往診可能なかかりつけ医、緊急時に入院できる医療機関、訪問可能な看護師・訪問介護員の確保等、在宅療養に必要な支援体制を整備しています。
- ・待機医師を配置することで24時間365日対応可能な在宅医療体制を全市的に構築しています。

(2) 在宅医療・介護連携体制の整備

- ・はち丸在宅支援センター（在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療支援センター）を市内16区に1センターずつ設置しています。多職種連携の強化を図り、医療・介護関係者や市民からの相談に対応するとともに、相談窓口の周知を実施します。
- ・在宅医療体制と、在宅医療・介護連携体制の更なる整備促進を図るため、現在の16センターを1センターに集約し、より戦略的かつ機動的な事業運営を実施しています。（令和5年10月）
- ・人生の最終段階に希望する医療やケアを受けられるようACPの周知を実施しています。

※ACP：Advance Care Planning（アドバンス・ケア・プランニング）の略で、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・介護の多職種や家族等と繰り返し話し合い共有する仕組み。

(3) はち丸ネットワークの充実

- ・医療・介護関係者の情報共有が進み、質の高いサービスが提供されるようにするため、関係機関のはち丸ネットワークへの登録を推進しています。
- ・はち丸ネットワークに、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に係る医療情報等の情報を掲載しています。

(4) 在宅歯科医療の推進

- ・在宅歯科医療・介護連携室において、全区を対象に在宅での歯科治療・口腔ケアに関する相談に対応するとともに、相談窓口の周知を実施しています。

○実態調査結果

(1) 終末期に対する考え

- ・自分の終末期における療養場所の希望については、「自宅」を希望する方の割合が4割弱と一番高くなっています。「わからない」との回答は、約2～3割あります。
- ・家族の終末期における看取り場所の希望について、「自宅」、「病院」が共に約3割ある。また、若年者では「自宅」の割合の方が高いが、高齢者とサービス利用者では「病院」の割合の方が高くなっています。

(2) 在宅療養にかかる支援体制の充実と市民向け周知

- ・自宅で最期を迎えるために必要なものを尋ねたところ、往診してくれるかかりつけ医、すぐに入院できる医療機関、訪問してくれる看護師や介護ヘルパー等、多くの項目で割合が高くなっています。
- ・自宅で医療を受ける体制は充実していると思うか尋ねたところ、「あまり充実しているとは思わない」、「充実しているとは思わない」と回答した方が、高齢者の約5割、若年者の約7割、サービス利用者の約4割を占めています。

(3) ACPの認知度

- ・ACPを知っているか尋ねたところ、「知らない」と回答した人が、高齢者・サービス利用者の約7割、若年者の約8割、サービス未利用者の約6割を占めています。

<課題>

○ 在宅療養にかかる支援体制の充実と市民向け周知

- ・2025年まであと2年に迫っている中、在宅医療体制と、在宅医療・介護連携体制の更なる整備促進に向けた取組みが必要です。
- ・自宅で医療を受ける体制が充実していると思わない人の割合が高い状況であり、更なる整備促進とともに、はち丸在宅支援センター等を通じ、在宅療養に係る支援の市民向け周知を図る必要があります。

○ はち丸ネットワークの更なる普及促進

- ・在宅医療と介護の連携を推進するためのICTツールである「はち丸ネットワーク」の更なる普及促進を図る必要があります。

○ ACPの認知度の向上

- ・ACPを知っている人の割合は低い状況となっており、人生の最終段階において希望する医療やケアを受けることができるよう、より一層の周知を図る必要があります。

施策の展開

○在宅療養にかかる支援体制の充実

自宅で療養生活を送り、終末期を自宅又は病院で迎えることができるよう、往診可能なかかりつけ医、緊急時に入院できる医療機関、訪問可能な看護師や訪問介護員の確保等、在宅療養に必要な支援体制の充実や、在宅療養に係る支援の市民向け周知を図ります。

○在宅医療・介護連携の推進と、はち丸ネットワークの一層の普及促進

はち丸在宅支援センターにおいて、区医師会やいきいき支援センター等の地域と連携しながら、多職種連携の強化や、はち丸ネットワークの普及促進を図ります。

○ACP の普及啓発と、意思決定支援の実践力向上

人生の最終段階に希望する医療やケアを受けることができるよう、市民向け ACP の普及啓発を図るとともに、医療・介護関係者の意思決定支援の実践力向上を図るための研修等を実施します。

○在宅歯科医療の推進

在宅での歯科治療・口腔ケアに関する相談対応等を実施している在宅歯科医療・介護連携室の周知を図るとともに、いきいき支援センター等の関係機関との連携を推進します。

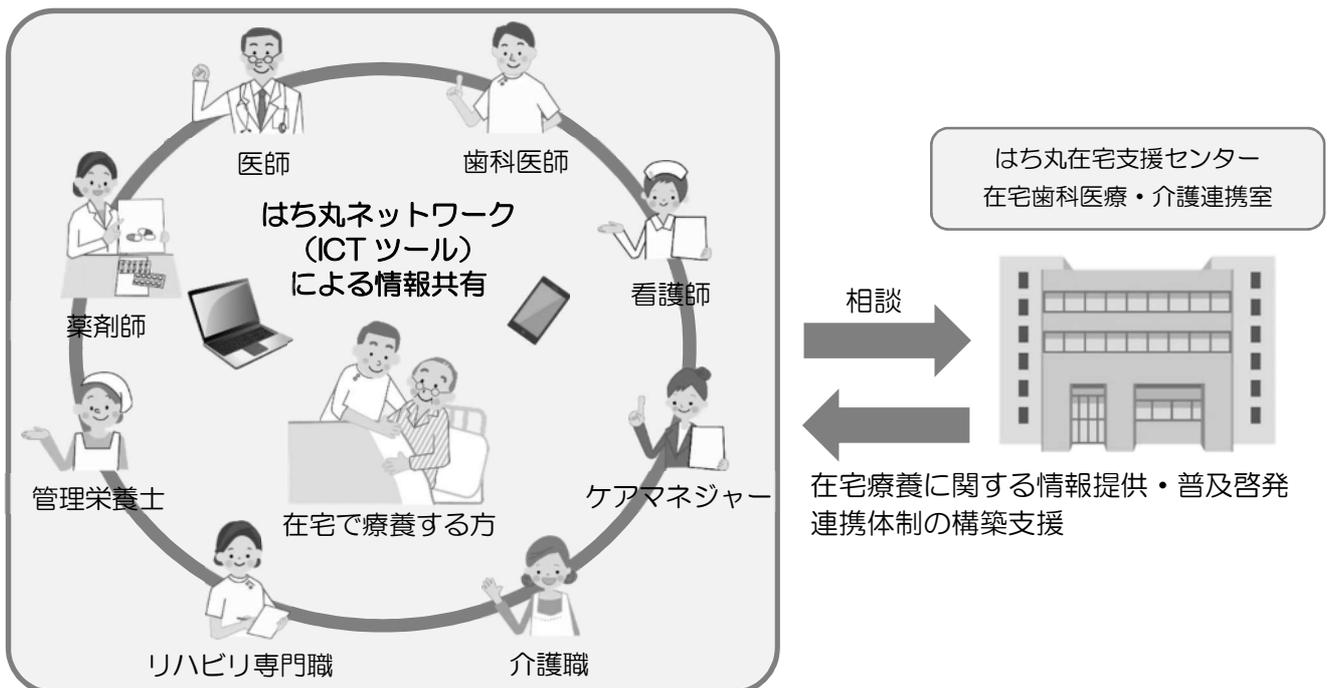
施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
名古屋市 在宅医 療・介護 連携推進 会議の開催	学識経験者や医療・介護関係者、行政等を構成メンバーとする会議を運営し、医療と介護の連携を推進するための協議を実施	開催回数 1 回	実施
在宅医 療・介護 連携推進 事業の実 施	はち丸在宅支援センターにおいて、医療機関・介護事業所や市民からの相談対応や、多職種が連携を深めるための研修等を通じ、医療・介護関係者の連携を支援	相談件数 1,454 件 多職種研修実施回数 16 回	実施
はち丸ネ ットワー クの運用	医療・介護関係者等関係職種の中で在宅療養者の情報を共有することができる ICT（情報通信技術）を活用した情報共有システムを運用	登録施設数 1,617 か所 登録患者数 9,202 人	登録施設数 2,000 か所 登録患者数 11,000 人
在宅医療 体制の整 備の実施	はち丸在宅支援センターにおいて、地域住民などからの在宅医療に関する相談に対応するとともに、待機医師を配置することで 24 時間 365 日対応可能な在宅医療体制を全市的に構築	24 時間 365 日対応 可能な在宅医療体制 を確保	実施
地域住民 への普及 啓発	はち丸在宅支援センターにおいて、在宅療養に関する普及啓発等を目的とした市民向け講座を実施	市民向け講座 開催回数 23 回	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
ACPの普及啓発等	はち丸在宅支援センターにおいて、人生の最終段階に希望する医療やケアを受けることができるよう ACP の普及啓発を図るとともに、医療・介護関係者の意思決定支援の実践力向上を図るための研修等を実施	ACP 研修会 1回	実施
在宅歯科医療・介護連携推進事業の実施	切れ目のない在宅歯科医療と介護の提供体制の構築を目的として、南歯科保健医療センター内に設置した在宅歯科医療・介護連携室を通じ、在宅での歯科治療・口腔ケアに関する医療機関・介護事業所や市民からの相談対応等を実施	対象区 16区 相談件数 1,204件	実施

<在宅医療・介護連携推進体制>



施策9 高齢者虐待の防止

めざす姿

○高齢者に対する虐待を社会全体で未然に防止するとともに、関係機関の連携・協働により、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護と本人の意思を踏まえた支援、養護者の支援等が行われている。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) 高齢者の虐待防止等に関する相談対応

- ・高齢者虐待相談センターを中心に、いきいき支援センター及び区役所・支所において、高齢者虐待に関する相談対応を実施しています。

(2) 相談窓口の周知等

- ・高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を目的として、虐待相談窓口の周知等を実施しています。

(3) 虐待相談窓口の対応力向上

- ・相談窓口職員の対応スキル向上のための研修等を実施しています。

○実態調査結果

- ・高齢者虐待の相談窓口について、「窓口を知らない」が約6割で最も高く、次いで「市役所・区役所・支所」が約2～3割となっています。

<課題>

○高齢者虐待防止等に関する啓発

- ・高齢者虐待の防止等のため、市民向けの講演会の開催等により啓発に取り組んでいますが、高齢者虐待の通報や相談の窓口を知らないとの回答が約6割と最も高い割合を占めており、相談窓口の更なる周知を図る必要があります。

○虐待相談窓口の困難ケースへの対応力向上と関係機関の連携強化

- ・虐待に関する事案が複雑化している中、市民や関係機関からの相談に適切に対応するため、区役所・支所及びいきいき支援センター職員の対応力向上を図るとともに、関係機関の連携した支援を進めるための取組みが必要です。

施策の展開

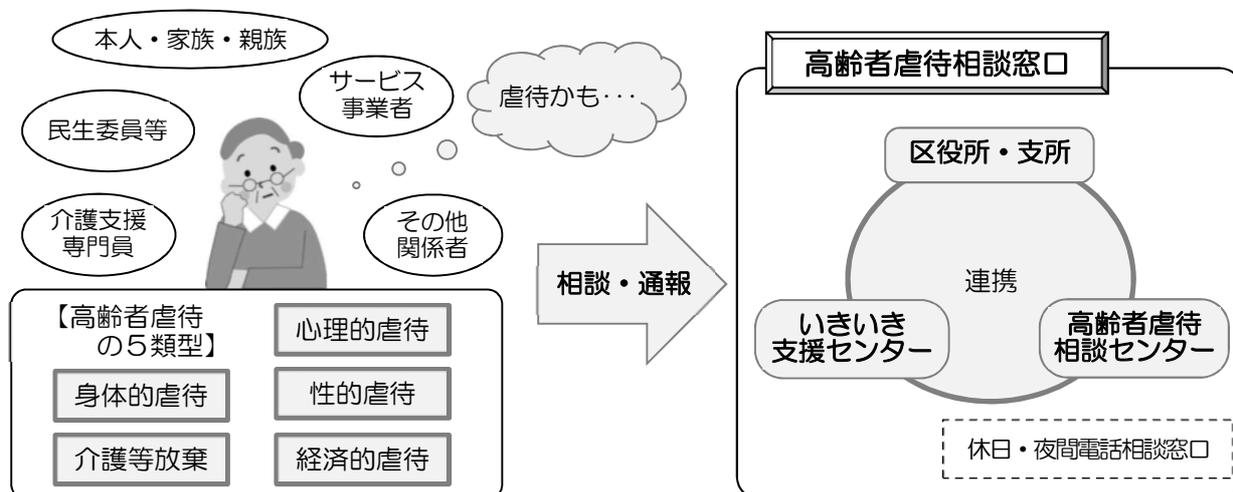
○高齢者虐待相談窓口等の周知

高齢者を虐待から守り、地域社会で尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、相談窓口である区役所・支所、いきいき支援センター及び高齢者虐待相談センターの更なる周知を図り、虐待の防止や早期発見・早期対応につなげます。

○困難ケースへの適切な対応

虐待に関する事案が複雑化する中、被虐待者や養護者の支援を適切に行うため、区役所・支所及びいきいき支援センター職員の対応力向上を図るとともに、関係機関の一層の連携を進めます。

<高齢者虐待相談支援の流れ>



※ 必要な医療や介護サービスの利用を拒否するいわゆる「セルフ・ネグレクト」については、高齢者虐待に準じて対応します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
高齢者虐待相談センターの運営	高齢者虐待に関する関係者や関係機関からの相談に応じるとともに、面接相談・法律相談や「介護者・養護者こころの相談」等を実施	相談件数 352件	実施
高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の設置	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより、24時間365日の相談体制を確保	相談件数 39件	実施
高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催	処遇困難ケースについて、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、行政関係者等で構成する会議を開催	開催回数 79回	実施
高齢者短期入所ベッド確保等事業の実施	家族等からの虐待により緊急に高齢者を保護する必要が生じた場合に備え、予め短期入所用ベッドを確保	実利用者数 50人 延べ利用日数 2,997日	実施

施策 10 認知症の人と家族に対する支援の充実

めざす姿

○認知症になっても、本人の意思が尊重され、認知症の人と家族が地域社会を構成する一員として自分らしく暮らすことができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) 認知症に関する施策の総合的な推進

- ・名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例に基づき、市、市民、事業者、関係機関が一体となって認知症に関する取組みを総合的に推進しています。
- ・認知症の人やその家族の意見を把握する機会として、本人ミーティング等を開催しています。
- ・令和5年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。(1年以内に施行予定)

(2) 市民の理解の促進

- ・認知症の相談窓口や認知症施策について周知を行うとともに、小中学生をはじめとする幅広い世代に対し、認知症サポーターの養成を推進しています。
- ・認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの構築について検討しています。(チームオレンジ)

(3) 認知症の予防、早期発見の推進、医療・介護提供体制の充実

- ・もの忘れ検診の実施や認知症初期集中支援チームによる自宅訪問等の活動により、認知症の早期発見・早期支援を推進しています。
- ・早期発見・早期支援の更なる推進のため、もの忘れ検診の精密検査の費用助成や、いきいき支援センターによる診断後支援等を実施します。(令和5年10月)
- ・認知症疾患医療センターの4か所目を設置するとともに、令和6年度に5か所目を設置するための準備を実施します。また、6か所目以降の更なる拡充について検討しています。

(4) 事故の防止と救済

- ・認知症の人が行方不明となった際の事故を未然に防ぐため、はいかい高齢者おかえり支援事業及びはいかい高齢者捜索システム事業を実施しています。
- ・認知症の人による事故に係る損害を救済するため、なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業を実施しています。

(5) 地域における相談支援の充実

- いきいき支援センター等における相談支援を実施するとともに、家族教室や家族サロン、ピアサポートを重視した家族支援プログラムを実施しています。
- 認知症カフェの設置を推進するとともに、内容の充実について検討しています。
- 若年性認知症の当事者によるピアサポート活動を実施しています。

(6) 権利擁護支援の充実

- 成年後見制度の利用を促進するため、成年後見あんしんセンターにおいて、制度に関する広報・啓発や相談支援、担い手の育成等を実施しています。
- 障害者・高齢者権利擁護センターの4か所目を設置します。(令和6年3月予定)

○実態調査結果

(1) 認知症のイメージ・家族が認知症になったときに不安なこと

- 「だれもがなる可能性がある」「身近な病気である」と回答した割合が高く、「よくわからないから怖い」と回答した割合も約4割ありました。
- 認知症による行動障害に対する不安についても、高齢者、若年者ともに約6～8割程度と高い割合でした。

(2) 認知症の相談機関や施策について、利用したいもの

- 高齢者、若年者ともに「いきいき支援センター」を挙げる人が最も多く、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症疾患医療センター」が続きました。

(3) 特に力を入れてほしい認知症施策

- 高齢者では、「早期診断する仕組みづくり」が約5割、「介護者の負担軽減」や「認知症に詳しいケアマネジャー等の養成」、「入院を受け入れる医療機関の充実」が約4割となっています。
- 若年者では、「早期診断する仕組みづくり」と「介護者の負担軽減」が約5割と高い割合でした。

<課題>

○市民の理解の促進

- 認知症のイメージについて、「よくわからないから怖い」と回答した割合が高く、市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、認知症そのものや相談窓口、認知症施策について積極的に広報啓発を行う必要があります。

○ 認知症の早期診断・早期支援の推進

- ・特に力を入れてほしい認知症施策として、「早期診断する仕組みづくり」と回答した割合が高く、MC I（軽度認知障害）の段階での早期診断・早期支援の重要性に関する研究報告や新薬の開発などを踏まえ、早期診断・早期支援に関する取組みを強化する必要があります。

○ 相談支援体制や医療・介護提供体制の更なる強化と各機関の連携した支援の推進

- ・認知症と診断された人の早期支援に対応するため、いきいき支援センター等の相談支援体制を強化し、診断後支援を充実させる必要があります。
- ・認知症の人の増加が見込まれる中、急性期対応や専門医療相談等に対応する認知症疾患医療センターの拡充を進めるとともに、いきいき支援センターやかかりつけ医、はち丸在宅支援センター等とのきめ細かな連携を推し進め、認知症と診断された方の診断から医療・介護に至る一体的な支援を推進する必要があります。

○ その他

- ・第8期計画期間中で検討を進めた取組みについて、着実に実施する必要があります。
（チームオレンジの設置、認知症カフェの運営支援の拡充）
- ・認知症になっても、本人の意思が尊重され、自分らしく暮らせるよう、認知症の人の意思決定支援を進める必要があります。

施策の展開

○認知症に関する施策の総合的な推進

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちを実現するため、市、市民、事業者、関係機関が一体となって認知症に関する取組みを総合的に進めます。

認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画（国計画）」の策定など、国の動向を注視しつつ、新たな取組みの検討など、認知症施策の更なる充実を図ります。

○市民の理解の促進

市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、認知症そのものや相談窓口、認知症施策について積極的に広報啓発を行います。また、地域住民や学校、企業等の幅広い世代に対し、認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の設置を進めます。

○認知症の予防、早期発見の推進、医療・介護提供体制の充実

もの忘れ検診の精密検査費用助成や診断後支援の充実など、認知症の早期発見・早期支援の更なる推進を図るとともに、早期発見・早期対応の重要性について広報を行います。

いきいき支援センターや認知症疾患医療センターの体制強化を図るとともに、はち丸在宅支援センターやかかりつけ医等とのきめ細かな連携を推進し、認知症と診断された方の診断から医療・介護に至る一体的支援を実現します。

○事故の防止と救済

徘徊による行方不明者を早期に発見し、事故を未然に防ぐため、はいかい高齢者おかえり支援事業及びはいかい高齢者検索システム事業を実施するとともに、認知症の人が起こした事故を救済するため、なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業を実施します。

○地域における相談支援の充実

いきいき支援センター等による相談支援や家族教室、家族サロン等の家族支援事業を引き続き実施するとともに、ピアサポートを重視した家族支援の更なる充実を図ります。また、認知症カフェの設置を進めるとともに、より多くの方に参加いただけるよう、チームオレンジの活用も含め、取組み内容の充実を図ります。さらに、若年性認知症の特性に配慮した就労及び社会参加支援を進めます。

○権利擁護支援の充実

意思決定支援に関するガイドラインの普及など、認知症の人の意思決定支援に係る取り組みの充実を図るとともに、成年後見制度をはじめとした、権利擁護支援に関する制度の広報・啓発や相談支援、担い手の確保・育成等を実施します。また、認知症の人に対する虐待の防止及びその養護者に対する支援を進めます。

<本市の認知症施策>

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例

認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、認知症の人と家族をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指し、令和2年4月1日に施行しました。

◎認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策

①認知症に関する施策の総合的な推進

- 地域包括ケア推進会議認知症専門部会の設置
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症ケアパスの作成
- 本人・家族ミーティングの実施

②市民の理解の促進

- 認知症サポーターの養成と活動支援
- 認知症普及啓発推進事業の実施

③認知症の予防・早期発見の推進 医療・介護提供体制の充実

- いきいき教室の実施
- 福祉会館認知症予防教室の開催
- 認知症予防リーダー養成講座の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置
- もの忘れ検診の実施
- 市大と連携した認知症研究
- 認知症疾患医療センターの運営
- 認知症サポート医の養成
- 認知症対応力向上研修の実施
- 認知症対応モデル病院の養成
- 認知症介護指導者の養成

④事故の防止及び救済

- はいかい高齢者おかえり支援事業
- はいかい高齢者検索システム事業
- なごや認知症の人おでかけあんしん
保険事業

⑤地域における相談支援の充実

- 認知症の人を介護する家族支援事業
- 認知症の人を介護する家族ピアサポート
推進事業
- 認知症カフェの推進
- 若年性認知症相談支援事業の実施
- 認知症コールセンターの運営

⑥権利擁護の充実

- 成年後見制度の利用促進・支援
- 障害者・高齢者権利擁護センター
の運営

施策を推進する事業

＜主な事業＞

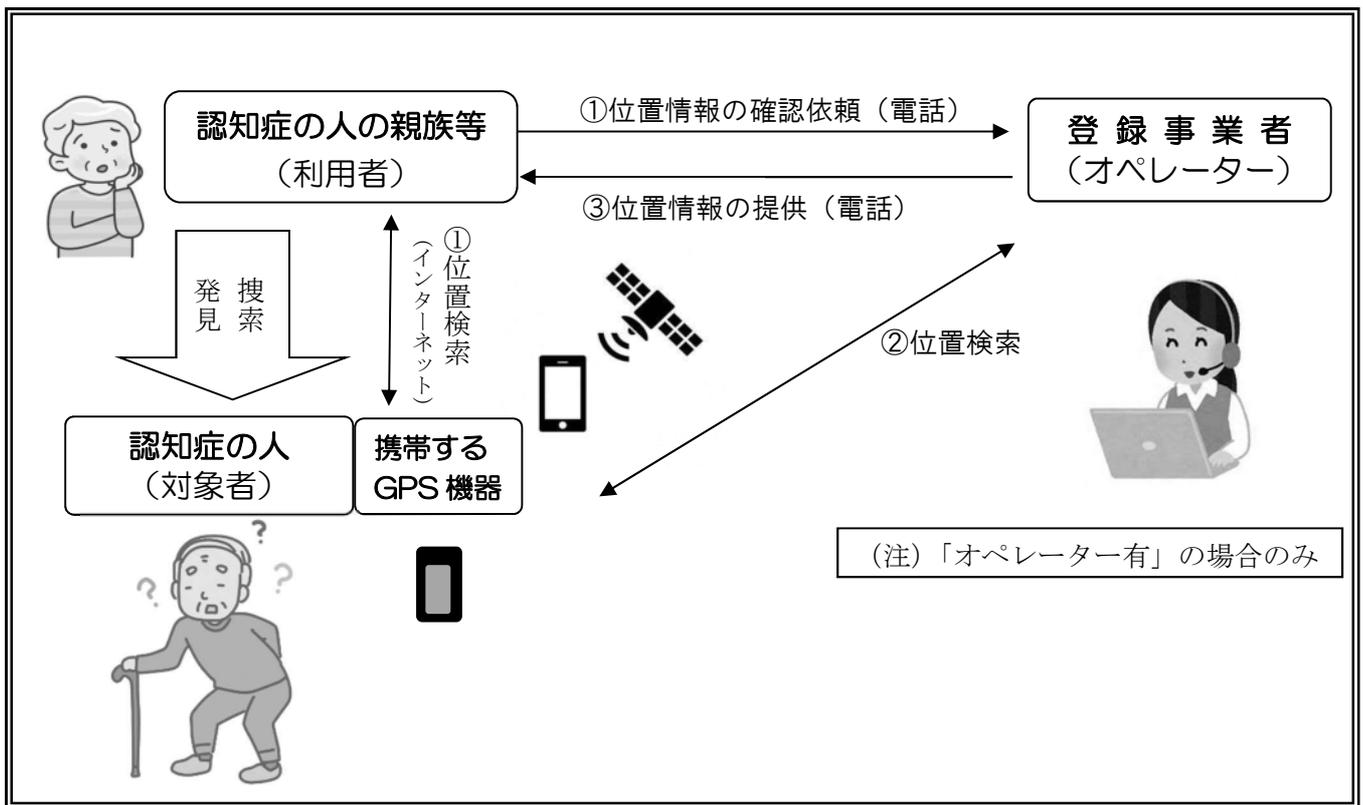
事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
認知症地域支援ネットワークの構築	認知症地域支援推進員をいきいき支援センター等に配置し、保健・医療・福祉関係者等地域の支援機関の連携強化等を実施	認知症地域支援推進員数 32人	実施
認知症サポーターの養成と活動支援	地域において認知症の良き理解者となる認知症サポーターを養成し、活動支援を実施	養成数 9,075人 (累計 165,850人)	養成数 15,000人 (累計 223,000人) チームオレンジの設置
認知症普及啓発推進事業の実施	各保健センターにおいて認知症に関する市民向け講演会を開催	開催回数 16回 参加者数 1,396人	実施
認知症初期集中支援チームの設置	認知症の人の自宅を訪問し、本人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを各いきいき支援センターに設置	チーム数 29チーム 支援対象者数 433人	実施
もの忘れ検診の実施	認知症の早期発見・早期対応を推進するため、問診による認知機能検査を実施するとともに、精密検査の費用助成を実施	受診者数 7,294人	受診者数 10,000人
認知症疾患医療センターの運営	保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する認知症疾患医療センターを4か所で運営(令和6年4月に5か所目を設置予定)	外来件数 18,893件 入院件数 8,912件 専門医療相談件数 6,695件	実施 認知症疾患医療センターの拡充

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
認知症サポート医養成研修・かかりつけ医対応力向上研修・病院の認知症対応力向上事業の実施	地域の認知症医療体制の中核的な役割を担う認知症サポート医を養成するとともに、かかりつけ医や病院勤務の医師や看護師等に対して認知症対応力の向上のための研修を実施	認知症サポート医 169人	認知症サポート医 240人
はいかい高齢者おかえり支援事業の実施	認知症の人の徘徊による事故を未然に防止するため、メール配信により地域住民等の協力を得て、徘徊している方を早期に発見する取組みを実施	メール配信協力者 アドレス数 8,049件 メール配信数 317件	メール配信協力者 アドレス数 10,000件
はいかい高齢者搜索システム事業の実施	徘徊による行方不明者を早期に発見し、事故を未然に防止するため、GPSを活用した搜索システムの利用に係る一部経費を助成	利用登録者 206人	実施
なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業の実施	認知症の人と家族が安心して暮らせるよう、認知症の人が起こした事故について本人や家族に課される賠償責任の補償や誰も賠償責任を負わない場合に支払われる給付金の支給を内容とする補償制度を実施	加入者数 2,139人	実施

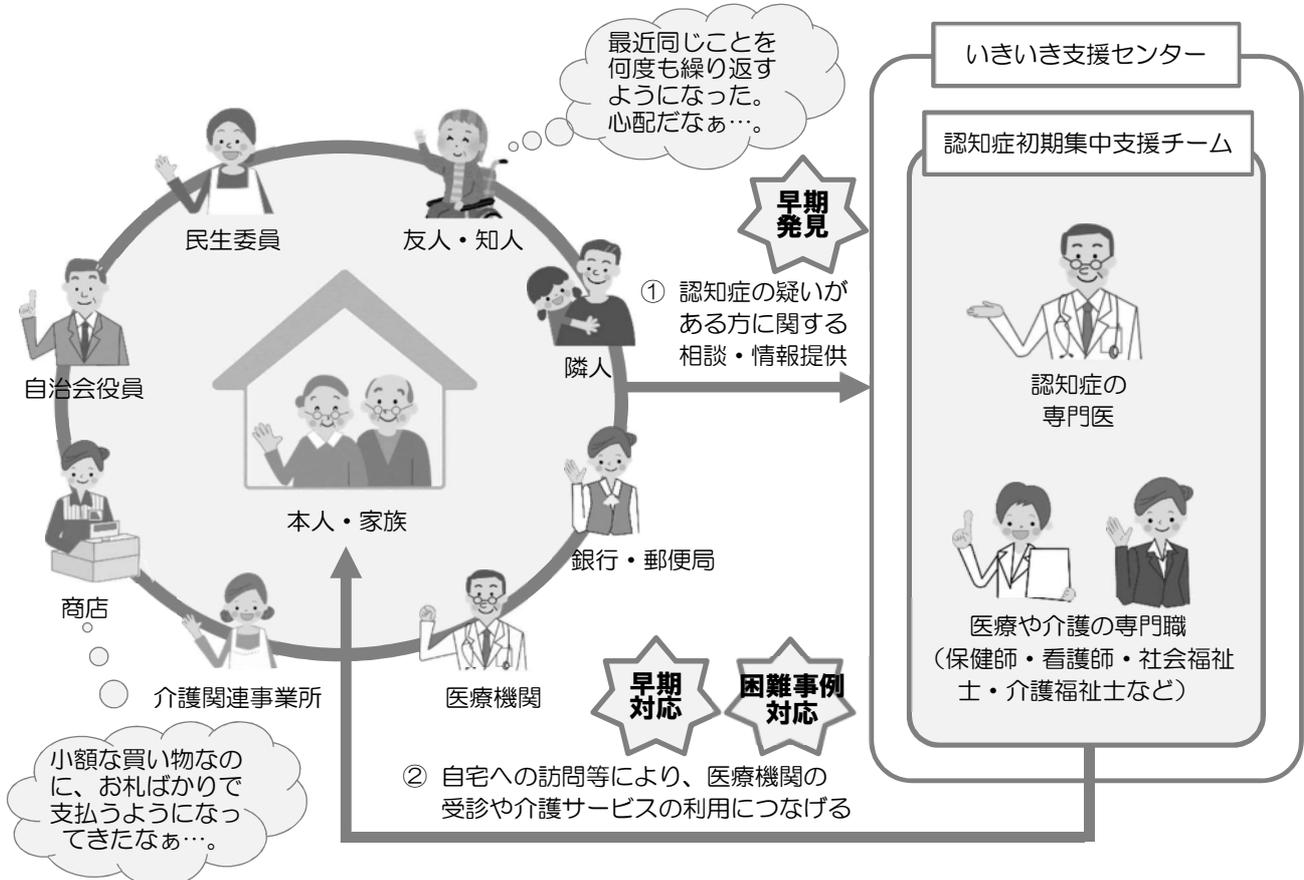
事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
認知症の人を介護する家族への支援	各いきいき支援センターにおいて、認知症の人を介護する家族に対して、介護負担や心理的負担の軽減と、介護者同士の仲間づくりを図るため、家族教室、家族サロン、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座を実施	家族教室参加者数 1,340人 家族サロン参加者数 2,377人 医師専門相談の相談者数 531人 認知症サポーター養成講座開催回数 536回 認知症サポーター養成講座参加者数 9,075人	実施
認知症の人を介護する家族ピアサポート推進事業	認知症の人を介護する家族の負担軽減及び成長を促すことを目的として、ピアサポートを重視した家族支援プログラムを実施	家族支援プログラム 54人 介護者交流会 実施回数 11回 参加者数 70人	実施
認知症カフェの推進	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場である認知症カフェについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	登録か所数 232か所 開設助成 94か所 運営助成 75か所	登録か所数 310か所
若年性認知症相談支援事業の実施	若年性認知症の人への個別支援、本人・家族サロンの運営、若年性認知症に関する啓発講演会等を実施	相談件数 1,539件 本人・家族サロン実参加者数 124人	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
認知症コールセンターの運営	認知症専門の電話相談窓口として、認知症コールセンターを設置し、認知症に関する相談に対応	相談件数 757件	実施
成年後見制度の利用促進・支援	名古屋市成年後見あんしんセンターを成年後見制度利用促進の中核機関として位置付け運営するとともに、成年後見制度の利用を支援するため、市長申立事務や低所得者に対する後見業務等に係る報酬等の助成を実施	市長申立件数 (高齢者) 58件 報酬助成件数 (高齢者) 211件	市長申立件数 (高齢者) 70件 報酬助成件数 (高齢者) 310件
障害者・高齢者権利擁護センターの運営	障害者・高齢者権利擁護センターを3か所で運営し、認知症高齢者等に対する権利侵害や財産管理に関する専門相談に応じるとともに、金銭管理・財産保全サービス等を実施 4か所目を開設・運営 (令和6年3月)	相談件数 (高齢者) 9,228件 継続契約者数 (高齢者) 526件	実施
いきいき教室の実施 (再掲)	各区の保健センター等において、認知症予防、運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等の開催	延べ利用者数 1,961人 *新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小	延べ利用者数 17,000人 実施回数 2,700回
福社会館認知症予防教室の開催 (再掲)	各区の福社会館において、認知症予防に効果的な取り組みや、「いきいき元気プログラム」の一部を実施するなど、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催	延べ利用者数 20,286人	延べ利用者数 27,000人

<はいかい高齢者搜索システム事業 概要図>



<認知症初期集中支援チーム 概要図>



Ⅲ 自立して生活するには不安がある方への支援

施策 11 介護サービスの提供体制の充実

めざす姿

○介護サービスを必要とする方が、利用者の心身の状況や家族のニーズに合った必要なサービスを適切に利用できる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・在宅サービスについては、民間事業者の新規参入や既存事業所の事業拡大が進んでおり、市内全域で概ね必要な介護サービスの提供を行っています。
- ・総合リハビリテーションセンターの通所リハビリテーション等について廃止が予定されています。
- ・住み慣れた地域での生活の継続に必要とされるサービスである（看護）小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所は整備が進んできており、それに伴い利用者数も増加傾向にあります。
整備を促進するための補助を実施しています。
- ・施設サービスに係る第8期計画の整備目標量は、概ね達成できる見込みとなっています。
- ・厚生院の特別養護老人ホームが令和5年4月1日、令和7年4月1日にそれぞれ100名の定員を縮小することについて、その影響を最小限に抑えるため、多床室型での整備を進めています。
- ・特別養護老人ホームについて、第8期計画において医療的ケアが必要な利用者に対応するための医療対応型特養を整備することとしていましたが、未整備となりました。
- ・特別養護老人ホームについては、職員の確保が困難であること、入所を申し込んでいるが実際に入所に繋がらない等の理由により、一部の施設において、一定の空床が継続して発生しています。また、介護老人保健施設の入所率については、近年低水準で推移し、事業を廃止する施設も生じています。
- ・施設等への入所申込者については減少傾向にあり、特別養護老人ホームの入所申込者については、第8期計画策定時点の令和2年4月1日時点では3,619人でしたが、令和5年4月1日時点では2,526人と大幅に減少しています。

○実態調査結果

- 在宅で介護保険サービスを利用している方で利用している介護保険サービスに不満、やや不満と回答した方が 8.9%おり、そのうち「介護サービスが不足しており、希望のサービスが受けられないから」と回答したのは 19.0%にとどまりました。
- 要介護認定を受けているサービス未利用者の方のうち、サービスを利用しなかった理由として「利用したい（利用できる）サービスがなかった」と回答したのは 4.3%にとどまりました。
- 在宅で介護保険サービスを利用している方のうち、在宅での介護を希望している方は 62.3%でした。一方、今後施設等に入所して生活することを希望している方は、15.0%であり、このうち実際に施設等への入所申込をされていて、空き次第入所する予定の方の割合は 20.3%でした。
- また、要介護認定を受けているサービス未利用者の方については、在宅での介護を希望している方は 63.5%でした。一方、今後施設等に入所して生活することを希望している方が、13.2%であり、このうち実際に施設等への入所申込をされていて、空き次第入所する予定の方の割合は 20.8%でした。
- 特別養護老人ホームへの入所申込者のうち、医療的ケアの必要な方は 30.5%でした。また、入所申込者のうち介護医療院を「まったく知らない」と回答した方が 59.2%である一方、「介護医療院に入所したい」と回答した方は 15.3%であり、「詳しい内容を聞いたうえで検討したい」という方については、54.2%でした。

<課題>

○在宅サービスの提供体制の確保

- 国において、居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及方策や、複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせる複合型サービスの類型の新設などが検討されており、対応していく必要があります。
- 引き続き、市内全域で必要な介護サービスの提供を行うことができる体制を維持することが重要です。

○施設・居住系サービスの計画的な整備

- 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設においては、既存の施設において、一定の空床が継続して生じており、また、特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少しています。
- 厚生院の特別養護老人ホームについて、令和9年度末に廃止が予定されています。

○医療的ケアの必要な方への対応

特別養護老人ホームへの入所申込者のうち、約3割の方が医療的ケアが必要な状況である一方、5割を超える方が介護医療院の詳しい内容を聞いたうえで入所を検討したいと回答しています。

施策の展開

○地域密着型サービスの普及促進

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、既存の地域密着型サービスの普及促進に努めるとともに、新設される予定の在宅の複合型サービスについても、普及できるよう周知をしていきます。

○施設・居住系サービスの計画的な整備

- 施設等への入所申込者については、減少傾向にありますが、入所を申し込んでいる方のうち、2割程度の方は入所待機中の状態です。一方、受入れ側の施設等においては、空床が生じていることから、施設の利用実態等を勘案しつつ、過不足のない整備計画数を見込んでいきます。
- 特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少している状況を踏まえ、新規整備に限らず既存建物の有効活用を進めていきます。
- 厚生院の特別養護老人ホームの廃止の時期を考慮した整備を進めていきます。

○医療的ケアの必要な方への対応

医療的ケアの必要な方の受入れ先として、介護医療院の整備計画数を適切に見込むとともに、必要な方に利用していただけるよう、周知や広報にも取り組みます。また、特別養護老人ホームにおける医療的ケアの必要な方の受入状況を把握し、必要な方策を検討していきます。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
特別養護老人ホームの整備	「常に介護が必要で、自宅では介護を受けることが難しい方に対し、食事・入浴など日常生活の介護を行う施設」を整備	運営数 122 か所 定員 9,020 人	定員 9,281 人
介護医療院の整備	「長期にわたり療養が必要な方を対象に、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設」を整備	運営数 4 か所 定員 285 人	定員 822 人
認知症高齢者グループホームの整備	「認知症の人に対し、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を営みながら必要な介護を行う施設」を整備	運営数 205 か所 定員 3,523 人	定員 3,697 人
特定施設入居者生活介護事業所の整備	「有料老人ホーム等のうち、食事・入浴などの介護や機能訓練を入居者に対し行う施設」を整備	運営数 114 か所 定員 5,984 人	定員 6,611 人
民間特別養護老人ホームの整備補助	特別養護老人ホームの整備のために必要な工事費等の補助を実施	実施 3 施設	実施
民間特別養護老人ホームの多床室の改修補助	居住環境の質の向上のため、プライバシーに配慮した多床室への改修経費の補助を実施	実施 2 施設	実施

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
民間特別養護老人ホームの長寿命化対策補助	特別養護老人ホームの継続的な運営のため、大規模修繕に必要な費用に対する補助を実施	—	実施
医療対応型特別養護老人ホームの運営費補助	医療対応型特別養護老人ホームに対し、看護職員の 24 時間配置に必要となる経費の一部の補助を実施	実施 2 施設	実施
高齢者福祉施設開設準備経費の補助	認知症高齢者グループホーム等を新たに開設する際、開設前 6 月間に係る経費の補助を実施	実施 4 施設	実施
(看護) 小規模多機能型居宅介護の整備補助	市が定める要件を満たす法人が新たに(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を開設する際に要する工事費の補助を実施	実施 1 事業所	実施

施策 12 介護サービスの質の確保及び向上

めざす姿

○介護を必要とする方やその家族が介護事業所を適切に選択し、安心して質の高い介護サービスを受けられる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・介護サービスの質の確保及び向上のため、本市では介護事業者に対して集団指導、運営指導並びに監査を実施しています。年々介護事業者が増加する中、運営指導については、より一層効率的かつ効果的に実施するため、平成 29 年度から委託業者へその一部について委託しています。また、集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染防止や参加事業所の利便性向上のため、令和 4 年度からオンライン開催としました。
- ・介護サービス事業者による不正請求や利用者の実態に合わないサービス利用について厳正に対処するため、ケアプランチェックをはじめとした「介護給付適正化主要5事業」を実施しています。
- ・利用者が事業所を選択する際の参考となるよう、本市では事業者団体と共催で「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」を実施するとともに、令和元年度から参加事業者の表彰を実施しています。
- ・利用者が適切な事業者を選択できるよう、サービス内容等の情報をインターネットで公表しています。
- ・感染症に対する備えとして、各事業所において、業務継続計画の策定、必要な研修・訓練、定期的な計画の見直しを行うこと等が求められており、令和6年度から義務化されることとなっています。

○実態調査結果

- ・サービス利用者の 8 割以上の方が介護保険サービスに満足していることから、サービス提供状況は概ね良好と言えます。
- ・サービス利用者の半数以上がケアマネジャーの話を参考に介護事業所を選択している一方、介護サービス情報の公表制度や、サービス事業者自己評価・ユーザー評価については、いずれもサービス利用者の 1 % 台の方しか参考としていませんでした。

<課題>

○介護サービスの質の確保及び向上

介護事業者に対する運営指導について、介護事業者の増加に対応するため、指導体制の拡充に努める必要があります。また、介護サービスの満足度をより高めるため、介護サービスにかかる苦情や相談に適切に対応する必要があります。

○適正な保険給付の推進

高齢化が進み介護保険を利用する方が増えることにより、介護給付費は年々増加するなか、介護保険の費用は公費と保険料を財源として運営されていることを踏まえ、給付費適正化の取組みを継続する必要があります。国において、主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図る方針が示されており、より効果的・効率的な取組みが求められています。

○情報公表制度等の周知

サービス選択時に参考としてもらうため、介護サービス情報の公表制度や、名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価については、引き続き周知の必要があります。

○業務継続計画の策定支援

計画策定、研修・訓練、定期的な計画見直しが適切に実施されるよう、各事業所に対して支援する必要があります。

施策の展開

○介護サービスの質の確保及び向上

介護を必要とする方やその家族がどの介護事業所を選択しても質の高い介護サービスを受けられるように、介護事業者の増加に応じた指導体制の拡充に努めながら、介護事業所への運営指導、集団指導等を効果的に行うことで介護保険制度に係る理解を徹底するとともに、利用者からの苦情や相談に適切に対応することにより、介護サービスの質の確保及び向上を図ります。

○適正な保険給付の推進

本市の介護保険制度の適正な運営にあたり、給付適正化について、国の方針を踏まえ、より効果的・効率的な取組みを検討します。

○情報公表制度等の周知

介護を必要とする方やその家族に介護事業所を適切に選択していただけるように、本市が行う介護サービスにかかる情報提供について、周知の取組みを推進していきます。

○業務継続計画の策定支援

計画策定、研修・訓練、定期的な計画見直しが適切に実施されるよう、各事業所に対して支援する取組みを検討します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
介護事業所の指導	介護サービスの質の確保・向上のため、よりよいサービス提供の実施を目的とした実地指導を実施	実施事業所 948 事業所	実施
介護サービス情報の公表	介護保険法に基づき事業所から運営情報にかかる報告を受け、その内容を調査したうえで国が管理する介護サービス情報公表システムにより公表	公表率 98.6%	公表率 100.0%
介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施	事業者団体と共催で、事業者が自らのサービスの提供の現状を正しく把握し、事業運営の改善につなげること、及び評価結果の公表を通じて、市民が事業者を選択する際の指標とすることを目的に実施	参加事業所数 907 事業所	実施

施策 13 介護サービスを支える人材の確保・定着

めざす姿

○若者から元気な高齢者まで、幅広い世代の方に介護の仕事に対して関心を持ってもらうとともに、介護職員の職場への定着及び能力の向上を図り、安定して介護サービスを提供することができるようにする。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・有識者等を委員とした介護人材確保に関する懇談会を開催し、効果的な介護人材確保対策について検討しています。懇談会では、「人を入れる方法を考えるだけでなく、定着支援を進める必要がある。」、「外国人技能実習生の受け入れについても、さまざまな課題があり、行政としての役割が求められる。」などの意見がありました。
- ・福祉人材育成支援助成事業やキャリアアップ研修など、介護職員の確保・定着に向けた取り組みを実施しており、令和 5 年度からは介護職員奨学金返済支援事業を開始しています。
- ・介護職員については、介護保険制度において、平成 24 年度より介護職員処遇改善加算が、令和元年度に特定処遇改善加算が創設され、賃金の上昇やキャリアアップへの動機づけに寄与しています。
- ・外国人人材に関する支援として、身分又は地位に基づく在留資格の外国人介護職員に対して、日本語教育を支援（日本語学校の入学金及び授業料助成）する「外国人介護人材育成支援事業」を令和元年度から開始しましたが、十分に活用されていない状況です。
- ・人材の定着や介護の質の向上を図るため、介護職員の負担軽減や業務の効率化等の生産性の向上につながる介護ロボットの活用を促進する事業を実施しています。

○実態調査結果

- ・介護の仕事に対するイメージとして、介護の仕事は社会的な必要性が高いと感じている方や、身体的に負担が大きいと感じている方の割合が、高齢者、若年者ともに高くなっています。

<課題>

○定着支援・人材育成の充実

定着支援・人材育成の観点から、介護現場をマネジメントするリーダーの育成及び支援を引き続き行っていくとともに、介護職員奨学金返済支援事業等の取組みを着実に実施する必要があります。

○処遇の改善

他産業との給与格差の解消に向けての処遇の改善を図っていく必要があります。

○外国人人材に関する支援

外国人人材に関する支援については、本市が行う支援策の実施状況や介護現場での課題などの実態を把握し、市として取り組むべき事項について整理する必要があります。

○介護現場の生産性向上・負担軽減

各種研修や介護ロボット等の活用を促進する取組みを通じ、介護職員の身体的負担の軽減を図るとともに、業務の効率化等の生産性の向上を進める必要があります。また、ハラスメントの防止など、介護従事者が安心してサービス提供が行えるよう、取組みを進めていく必要があります。

○介護職に関する情報発信

介護について市民の理解を深めるとともに、介護の仕事の魅力発信を図っていく必要があります。

施策の展開

○定着支援・人材育成の充実と介護現場の生産性向上・負担軽減

介護人材の確保にあたっては、定着支援・人材育成の充実や介護現場の生産性向上・負担軽減を図るために、すでに行っている有効な取組みを継続しつつ、より効果的な事業の内容や実施方法について検討します。

○外国人人材に関する支援

外国人人材に関する支援については、本市が行う支援策の実施状況や介護現場での課題などを踏まえ、市として取り組むべき事項について検討します。

○介護職に関する情報発信

介護の仕事に新たに関心を持ってもらうことに加え、介護の仕事の魅力を伝えていく取組みを実施します。

施策を推進する事業

<主な事業>

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
定着支援・人材育成の充実	介護事業所の職員の資格取得等に係る費用助成を行う「福祉人材育成支援助成事業」や介護業務に関連する知識・技術等の習得を図るための「キャリアアップ研修」のほか、介護現場をマネジメントするリーダーの育成や介護職員のキャリア形成を支援する取組みなどを実施	<p>福祉人材育成支援助成事業 788件</p> <p>キャリアアップ研修 開催回数 27回 受講者数 633名</p> <p>高齢・障害福祉職員研修 開催回数 46回 受講者数 889名</p> <p>リーダーの育成及びリーダーを支える体制の構築 実施</p> <p>介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を公表 実施</p> <p>介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業 令和5年度開始</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p> <p>リーダーの育成及びリーダーを支える体制の構築</p> <p>介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を公表 実施</p> <p>実施</p>

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
介護職に関する情報発信	介護について市民の理解を深めるとともに、介護の仕事の魅力発信を図る取組みを実施	<p>介護の日イベント実施</p> <p>小中学生向けリーフレットの作成・配布実施</p> <p>介護職魅力発信動画の制作配信</p> <p>介護職の担い手のすそ野拡大実施</p> <p>若者に対する働きかけとなる取組み実施</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>配信</p> <p>介護職の担い手のすそ野拡大</p> <p>若者に対する働きかけとなる取組み</p>
外国人人材に関する支援	外国人人材の確保に係る事業所の負担軽減を目的とした支援を実施	外国人技能実習生受入支援事業実施事業所44件	実施
介護現場の負担軽減	介護職員の負担軽減や職場環境の改善を図る取組みを実施	介護ロボット等活用推進事業セミナー等開催11回	実施

施策 14 在宅で介護する家族等への支援

めざす姿

○必要なときに必要なサービス等を安心して利用することで介護者の心身等の負担をできる限り軽減する。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- 市民の方にわかりやすくなるよう工夫したパンフレットを作成し、介護保険制度の市民の理解の促進を図るとともに、「NAGOYAかいごネット」を活用し、介護サービスの利用に役立つ情報等を提供しています。
- 区福祉課及び支所区民福祉課、いきいき支援センターを通して介護保険制度の広報や情報提供を行っています。
- 利用者が適切な事業者を選択できるよう、名古屋市介護サービス事業所自己評価・ユーザー評価事業を実施するとともに、サービス内容等の情報をインターネットで公表しています。
- 育児と親の介護が重なる方（ダブルケア）や、本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）に対する包括的な支援の方法について理解を深めるために、居宅介護支援事業者向けの研修等において情報提供を行っています。
- 介護保険外サービスとしては、高齢者の排せつケアに関して、在宅介護者等への相談対応のため、コールセンターの設置や、対面・出張相談を実施するとともに、身近な場所でおむつ選びのアドバイスを行う専門家を養成するため、薬局、ドラッグストア等のおむつを販売する店舗の従業員への研修の実施、いきいき支援センター職員等への研修を実施しています。

（参考）排せつケア相談支援事業の主な実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者排せつケアコールセンター	452 件	421 件	1,138 件
対面・出張等での排せつケア相談	—	—	
おむつ選びの専門家養成研修	—	—	91 名 (56 店舗)
高齢者排せつケア対応力向上研修	81 名	82 名	160 名

○実態調査結果

- 主な介護者の約3割の方が就労しています。
- 介護に関して困っていることでは、「介護のために、精神的疲労が継続している」、「介護のために、体力的疲労が継続している」の割合が高いです。
- また、今後、在宅介護を続けていくためには、「必要なときに介護保険サービスを利用できること」を約5割の方が重視しています。
- 介護が必要な方のうち約3割の方が排せつ行為に悩みがあります。
- 介護者の方のうち約3割の方が排せつケアを負担であると感じており、負担の内訳としては、「介護時の臭い・汚れ」「夜間の排せつケア」「おむつ代等の負担」の順で多いです。
- 高齢者の方のうち約9割の方が排せつケアに関する本市の取組みを知りません。

<課題>

○介護保険制度及び相談窓口の周知

介護を理由とした離職をなくすためには、必要な介護保険サービスを利用していただけるよう引き続き介護保険制度及び相談窓口の周知が必要です。

○ダブルケアやヤングケアラーへの対応

育児等と親の介護が重なるダブルケアや、本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に子どもが行っているヤングケアラーなど、介護以外の家族の事情にも配慮した支援が必要です。

○在宅で介護する家族等の負担軽減

- 必要なサービス利用につなげられるよう、排せつケアに関する本市の既存の取組みの認知度の向上を図る必要があります。
- 在宅で介護をする家族等の負担軽減を図るため、引き続き、支援の充実を検討する必要があります。
- 排せつケアに関し、悩みを抱える家族や本人の負担軽減を図り、自立を支援するための体制の整備は進めているが、家族や本人の負担は依然として大きいです。
- 介護度が重いほど排せつに関する負担が大きく、臭いや汚れ等、ケアの内容に関する負担のほか、経済的負担も大きいです。

施策の展開

○介護保険制度及び相談窓口の周知

介護する家族等の負担を軽減し、介護を理由とした離職をなくすため、必要なときに必要な介護サービスを安心して利用していただけるよう、引き続き介護保険制度及び相談窓口を周知していきます。

○いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用促進（再掲）

センター及び相談室の役割や活動内容を分かりやすく各方面に周知・啓発するとともに、地域の身近な場所でいつでも相談できる窓口を増やしていくことで、認知度の向上を図り、関係機関や民生委員等とも連携して利用を促進します。

○情報公表制度等の周知（再掲）

介護を必要とする方やその家族に介護事業所を適切に選択していただけるように、本市が行う介護サービスにかかる情報提供について、周知の取組みを推進していきます。

○ダブルケアやヤングケアラーへの対応

育児等と親の介護が重なるダブルケアや、本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に子どもが行っているヤングケアラーなどの問題について、家族の事情を考慮したケアプランの作成や、ケアマネジャーから子育て支援の窓口を案内していただけるよう、居宅介護支援事業所に働きかけを行います。また、重層的支援体制整備事業についても情報提供を行い、複雑で複合的な生活課題を抱える場合など、必要に応じて連携が取れるようにします。

○在宅で介護する家族等の負担軽減

在宅で介護を行う家族等への支援について、充実を図ります。

○排せつケアに関する取組みの推進

家族や本人の負担軽減及び自立の支援のために、認知度の向上を含め、排せつケアに関する既存の取組みを一層推進していきます。

また、排せつケアに関する既存の取組みに加えて、経済的負担を軽減するための支援策の実施方法を検討し、実施を目指します。

施策を推進する事業

<主な事業>

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
介護保険制度等の周知	市民向けのパンフレットを配布し、介護保険制度及び相談窓口の周知を図るとともに、「NAGOYA かいごネット」を活用し、介護サービスの利用に役立つ情報等を提供	実施	実施
家族介護者教室の開催	介護をしている家族等を対象に、食事や排せつなどの介護方法に関する教室を、「なごや福祉用具プラザ」を始め、市内各地で開催	実施回数 173回 参加人数 2,969人 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小、一部教室を中止	実施
在宅要介護者等寝具貸与事業の実施	要介護4・5に認定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者等を対象に、寝具一式を貸与する等により、在宅における高齢者の介護を支援	貸与台数 33人	実施
家族介護慰労金の支給	要介護4・5に認定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者等が、1年間介護保険のサービスを利用しなかった場合に、現に介護している同居の家族に慰労金を支給	支給人数 19人	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
高齢者排せつケア相談支援事業の推進	排せつの介助に関する悩みや困り事について相談ができるコールセンターを運営するとともに、おむつ選びの専門家の養成研修を実施	相談件数 1,138 件 おむつ選びの専門家養成研修 91 名（56店舗）	実施 排せつケアに関する経済的負担への支援策の実施
在宅高齢者訪問理美容サービス事業の実施	外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅高齢者に対して、訪問による理美容サービスを提供	利用回数 2,736 回	実施
いきいき支援センターの運営（再掲）	地域包括ケアシステム構築の中核機関として、45 か所（センター29 か所、分室16 か所）を相談拠点として運営	相談件数 400,298 件	実施
高齢者いきいき相談室の設置（再掲）	いきいき支援センターへつなぐ身近な相談窓口として設置	設置箇所数 298 か所 相談件数 3,012 件	実施
認知症の人を介護する家族への支援（再掲）	各いきいき支援センターにおいて、認知症の人を介護する家族に対して、介護負担や心理的負担の軽減と、介護者同士の仲間づくりを図るため、家族教室、家族サロン、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座を実施	家族教室参加者数 1,340 人 家族サロン参加者数 2,377 人 医師専門相談の相談者数 531 人 認知症サポーター養成講座開催回数 536 回 認知症サポーター養成講座参加者数 9,075 人	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
認知症の 人を介護 する家族 ピアサポ ート推進 事業 (再掲)	認知症の人を介護する家族 の負担軽減及び成長を促す ことを目的として、ピアサポ ートを重視した家族支援プ ログラムを実施	家族支援プログラム 54人 介護者交流会 実施回数 11回 参加者数 70人	実施
認知症カ フェの推 進 (再掲)	認知症の人やその家族、地域 住民、専門職等、地域の誰も が気軽に集い、楽しく過ごし ながら仲間づくりや情報交 換をする場である認知症カ フェについて、開設及び運営 に係る相談や助成を実施	登録か所数 232か所 開設助成94か所 運営助成75か所	登録か所数 310か所
認知症コ ールセン ターの運 営 (再掲)	認知症専門の電話相談窓口 として、認知症コールセンタ ーを設置し、認知症に関する 相談に対応	相談件数 757件	実施
介護サー ビス情報 の公表 (再掲)	介護保険法に基づき事業所 から運営情報にかかる報告 を受け、その内容を調査した うえで国が管理する介護サー ビス情報公表システムによ り公表	公表率 98.6%	公表率 100.0%
介護サー ビス事業 者自己評 価・ユー ザー評価 事業の実 施 (再掲)	事業者団体と共催で、事業者 が自らのサービスの提供の 現状を正しく把握し、事業運 営の改善につなげることで、 及び評価結果の公表を通じて、 市民が事業者を選択する際 の指標とすることを目的に 実施	参加事業所 907事業所	実施

IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

施策 15 状況に応じた住まい・施設の確保

めざす姿

○高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化された住まいを選ぶことができるとともに、住まいに困窮する高齢者が適切な住まいを確保することができる。

また、介護サービスのうち、施設・居住系サービスを必要とする方が、適切に必要なサービスを利用できる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市営住宅においては、福祉向募集や一般募集を通じて、高齢者の入居機会の確保を図るとともに、一般募集において申し込みのない住宅については先着順募集を実施し、住宅困窮者の入居機会を確保しています。
- ・老朽化した市営住宅の建替えの際には、バリアフリー化された住宅を整備するとともに、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進めています。
- ・民間住宅においては、サービス付き高齢者向け住宅など、バリアフリー化された高齢者向け賃貸住宅の登録等を実施しています。
- ・住宅型住有料老人ホームについては、事業所数・定員数とも近年大幅に増加しています。
- ・施設サービスに係る第8期計画の整備目標量は、概ね達成できる見込みとなっています。(再掲)
- ・厚生院の特別養護老人ホームが令和5年4月1日、令和7年4月1日にそれぞれ100名の定員を縮小することについて、その影響を最小限に抑えるため、多床室型での整備を進めています。(再掲)
- ・特別養護老人ホームについて、第8期計画において医療的ケアが必要な利用者に対応するための医療対応型特養を整備することとしていましたが、未整備となりました。(再掲)
- ・特別養護老人ホームについては、職員の確保が困難であること、入所を申し込んでいるが実際に入所に繋がらない等の理由により、一部の施設において、一定の空床が継続して発生しています。また、介護老人保健施設の入所率については、近年低水準で推移し、事業を廃止する施設も生じています。(再掲)

- ・施設等への入所申込者については減少傾向にあり、特別養護老人ホームの入所申込者については、第8期計画策定時点の令和2年4月1日時点では3,619人でしたが、令和5年4月1日時点では2,526人と大幅に減少しています。(再掲)

○実態調査結果

- ・持ち家に住んでいる高齢者は約8割、借家に住んでいる高齢者は約2割となっているが、ひとり暮らしの方については、持ち家が約6割、借家が約4割となっています。
- ・希望する居住形態として、「市営住宅などの公的な集合住宅に住みたい」が約2割と最も多く、次いで「バリアフリーで、安否確認や生活支援などのサービスのある高齢者向け賃貸住宅に住みたい」となっています。
- ・現在の住まいで困っていることは、バリアフリー化されていないことが約2割と最も高くなっています。

<課題>

○市営住宅への入居機会の確保

- ・市営住宅においては、さまざまな募集方法により、住まいに困窮する高齢者の入居機会を確保する必要があります。

○市営住宅のバリアフリー化の推進

- ・市営住宅においては、バリアフリー化された住宅を整備するとともに、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進める必要があります。

○民間住宅における高齢者向け賃貸住宅の登録等

- ・民間住宅においては、バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施していく必要があります。

○施設・居住系サービスの計画的な整備（再掲）

- ・特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設においては、既存の施設において、一定の空床が継続して生じており、また、特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少しています。
- ・厚生院の特別養護老人ホームについて、令和9年度末に廃止が予定されています。

○医療的ケアの必要な方への対応（再掲）

- ・特別養護老人ホームへの入所申込者のうち、約3割の方が医療的ケアが必要な状況である一方、5割を超える方が介護医療院の詳しい内容を聞いたうえで入所を検討したいと回答しています。

施策の展開

○市営住宅における取組み

市営住宅においては、福祉向け募集や一般募集、先着順募集等を通じて、高齢者の入居機会の確保に努めるとともに、市営住宅の建替えの際にはバリアフリー化された住宅を整備するほか、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進めていきます。

○民間住宅における取組み

民間住宅においては、バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施していきます。

○施設・居住系サービスの計画的な整備（再掲）

- 施設等への入所申込者については、減少傾向にありますが、入所を申し込んでいる方のうち、2割程度の方は入所待機中の状態です。一方、受入れ側の施設等においては、空床が生じていることから、施設の利用実態等を勘案しつつ、過不足のない整備計画数を見込んでいきます。
- 特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少している状況を踏まえ、新規整備に限らず既存建物の有効活用を進めていきます。
- 厚生院の特別養護老人ホームの廃止の時期を考慮した整備を進めていきます。

○医療的ケアの必要な方への対応（再掲）

医療的ケアの必要な方の受入れ先として、介護医療院の整備計画数を適切に見込むとともに、必要な方に利用していただけるよう、周知や広報にも取り組みます。また、特別養護老人ホームにおける医療的ケアの必要な方の受入状況を把握し、必要な方策を検討していきます。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
市営住宅への入居機会の確保	福祉向募集や一般募集を通じて、高齢者の入居機会を確保	福祉向募集 [高齢者向 ・シルバー住宅] 296戸 一般募集 [単身者向 ・多回数落せん者向 ・高齢者向改善] 557戸	福祉向募集 [高齢者向 ・シルバー住宅] 実施 一般募集 [単身者向 ・多回数落せん者向 ・高齢者向改善] 実施
市営住宅のバリアフリー化	既存住宅の建替により、バリアフリー化された住宅を整備 既存住宅の改修により、エレベーターの設置や集会所の手すり・スロープの設置、住戸内の手すり設置や便器の洋式化等のバリアフリー化を実施	R5.3時点 建替 [着工]162戸 バリアフリー化 [住戸内]1,021戸	建替 実施 バリアフリー化 実施
高齢者向け賃貸住宅の登録等の実施	バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施	実施	実施
住宅型有料老人ホーム	①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供する施設	実施 運営数 381か所 定員 11,593人 (令和5年4月1日現在)	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、家庭において養護を受けることが困難な高齢者を対象とした施設	実施 運営数 6か所 (うち盲養護老人ホーム 1か所) 定員 770人 (うち盲養護老人ホーム 50人)	実施
軽費老人ホーム	食事の提供や日常生活上の支援を行い、自立した生活をしていただく施設 ※ケアハウス 自炊ができない程度に身体機能が低下した方が対象 ※A型 家庭の事情等で家族と同居できない方が対象	実施 ケアハウス 運営数 18か所 定員 461人 A型 運営数 4か所 定員 490人	実施
特定施設入居者生活介護事業所の整備(再掲)	「有料老人ホーム等のうち、食事・入浴などの介護や機能訓練を入居者に対し行う施設」を整備	運営数 114か所 定員 5,984人	定員 6,611人
認知症高齢者グループホームの整備(再掲)	「認知症の人に対し、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を営みながら必要な介護を行う施設」を整備	運営数 205か所 定員 3,523人	定員 3,697人
特別養護老人ホームの整備(再掲)	「常に介護が必要で、自宅では介護を受けることが難しい方に対し、食事・入浴など日常生活の介護を行う施設」を整備	運営数 122か所 定員 9,020人	定員 9,281人

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
介護医療院の整備 (再掲)	「長期にわたり療養が必要な方を対象に、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設」を整備	運営数 4か所 定員 285人	定員 822人
バリアフリーのまちづくり	「福祉都市環境整備指針」に基づいて、高齢者を始め市民の誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できるまちを目指し、関係機関との連携及び協力を図りつつ、公共建築物、公共交通機関、道路・公園等の整備を推進	推進	推進

施策 16 住まい・施設に関する支援体制の充実

めざす姿

○高齢者が、適切に住まい・施設を選択することができ、安心して住み続けることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市営住宅における高齢者への見守り等のふれあい創出事業により、高齢者の孤立を防止する取組みを実施しています。
- ・高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅について、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録を進めています。また、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会において、居住支援活動のネットワークづくりに向けて検討を進めるとともに、「居住支援ガイドブックなごや（大家・不動産事業者向け）」や住宅確保要配慮者向けリーフレットの発行及び居住支援コーディネート事業を行っています。
- ・高齢者が持ち家を有効活用できるよう、住み替え支援制度等の普及啓発を進めています。
- ・いきいき支援センターや区役所において、施設やサービス付き高齢者向け住宅等に関するご案内を行うとともに、健康福祉局と住宅都市局の連携により、高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅に関する情報提供を行っています。

○実態調査結果

- ・住み替えを希望する方が約1割あり、その理由として「収入に合った住まい又は家賃の安いところに住み替えたい」「介護が必要になったときのため又は必要となった」「身体的に現住宅に住み続けるのが不安になった」などが挙げられています。
- ・住み替えにあたり不安なこととして、「金銭的な負担」が約5割と最も多く、次いで「外出・通院が不便になること」「人間関係」「現在の住宅の処分」となっています。

<課題>

○市営住宅の団地コミュニティの活性化

- ・市営住宅において高齢者の孤立を防ぐため、見守り等のふれあい創出事業を継続して実施していく必要があります。

○民間賃貸住宅への高齢者の入居円滑化に向けた居住支援の促進

- ・高齢者の民間賃貸住宅へ入居円滑化に向けて、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会等において、居住支援活動のネットワークや居住支援の仕組みを作っていく必要があります。

○高齢者の持ち家資産の有効活用

- ・高齢者の住み替えニーズや住み替えの不安に対して、住み替え支援制度等の情報提供を行う必要があります。

施策の展開

○市営住宅における取組み

市営住宅における高齢者への見守り等のふれあい創出事業を行い、高齢者の孤立を防止する取組みを継続して実施していきます。

○民間賃貸住宅への高齢者の入居円滑化に向けた居住支援の促進

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動等を通じて、居住支援活動のネットワークづくりや居住支援の仕組みづくりを進めます。

○高齢者の持ち家資産の有効活用

高齢者が持ち家資産を有効活用できるように、ウェブサイト等での情報提供を実施していきます。

施策を推進する事業

〈主な事業〉

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
市営住宅ふれあい創出事業の実施	75歳以上の高齢者のみ世帯を対象とした巡回員による見守り支援や、共同菜園の整備等を実施	見守り支援 対象世帯 13,488世帯	実施
住み替え支援制度等の普及啓発	移住・住み替え支援機構のマイホーム借上げ制度等に関する情報を提供	実施	実施
高齢者住宅改修相談事業の実施	高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して、住宅改修に関する相談・助言を実施	相談件数 203件	実施
民間賃貸住宅入居相談の実施	住宅確保要配慮者を対象に、民間賃貸住宅に関する情報提供、入居相談を実施	実施	実施
名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の運営	住宅部局と福祉部局等の関係部局との連携や居住支援団体、不動産関係団体、公的住宅機関等との連携を図り、居住支援活動のネットワークづくりを推進	実施	実施
居住支援の仕組みづくり	高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動を通じて、居住支援の仕組みづくりの取組みを推進	居住支援ガイドブック なごやの発行 住宅確保要配慮者向けリーフレット等の発行 居住支援コーディネート事業の実施	実施

第4章 安定した介護保険制度の運営

保険料を算定するにあたり、3年間の給付量を見込む必要がある介護サービスは次のとおりです。

1 予防給付・介護給付等一覧

(1) 予防給付・介護給付等

区 分	予防給付 ＜要支援1・2の方へのサービス＞	介護給付 ＜要介護1から5までの方へのサービス＞
在宅系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防訪問入浴介護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 介護予防訪問リハビリテーション ○ 介護予防通所リハビリテーション ○ 介護予防短期入所生活介護 ※1 ○ 介護予防短期入所療養介護 ○ 介護予防福祉用具貸与 ○ 介護予防居宅療養管理指導 ○ 介護予防福祉用具購入費の支給 ○ 介護予防住宅改修費の支給 ○ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問介護 ※1 ○ 訪問入浴介護 ○ 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション ○ 通所介護 ※1 ○ 通所リハビリテーション ○ 短期入所生活介護 ※1 ○ 短期入所療養介護 ○ 福祉用具貸与 ○ 居宅療養管理指導 ○ 福祉用具購入費の支給 ○ 住宅改修費の支給 ○ 居宅介護支援
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域密着型サービス※2</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 地域密着型通所介護 ○ 認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護
施設・ 居住系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人福祉施設 ※4 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護医療院 ○ 特定施設入居者生活介護
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域密着型サービス</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※4
市町村 特別給付		<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活援助型配食サービス
保健福祉 事業		<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅要介護高齢者等寝具貸与事業 ○ 排せつケアに関する経済的負担への支援策

- ※1 共生型サービスとして位置づけられた事業所（高齢者が、障害福祉サービス事業所でも介護サービスを利用できる事業所）もあります。
- ※2 国において、居宅系サービスの地域密着型サービスとして、新たな「複合型サービス」の創設等が検討されています。
- ※3 要支援2の方のみが対象です。
- ※4 新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象です。

(2) 介護予防・生活支援サービス

区 分	介護予防・生活支援サービス ＜要支援1・2の方及び事業対象者へのサービス＞
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防専門型訪問サービス ○ 生活支援型訪問サービス ○ 地域支えあい型訪問サービス ○ 短期集中予防型訪問サービス
通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防専門型通所サービス ○ ミニデイ型通所サービス ○ 運動型通所サービス
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援型配食サービス ○ 介護予防ケアマネジメント

(3) 各サービスの給付見込み等

ア 在宅サービス

＜見込み量算定にあたっての考え方＞

- 在宅サービスの見込み量の推計にあたっては、要介護・要支援者数の推計、在宅サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。
- 在宅サービスの利用実績より、各在宅サービスの利用者の割合、一人あたり利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでいます。

(ア) 自宅で利用するサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。	1	21,064	1	21,538
	【事業所数：931 箇所】 計	21,065		21,539	
介護予防訪問入浴 介護・訪問入浴介護	自宅に浴槽を運んで、入浴の介助を行います。	15	1,170	13	1,145
	【事業所数：53 件】 計	1,185		1,158	
介護予防訪問看護 ・訪問看護	看護師等が訪問して、看護や必要な診療の補助を行います。	2,851	13,236	3,011	13,991
	【事業所数：764 件】 ※事業所数は、みなし指定を含め、過去半年間にサービス提供があった事業所の数 計	16,087		17,002	
介護予防訪問リハビリテーション ・訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が訪問して、自宅でのリハビリを行います。	385	1,286	401	1,328
	【事業所数：165 件】 ※事業所数は、みなし指定を含め、過去半年間にサービス提供があった事業所の数 計	1,671		1,729	
介護予防福祉用具貸与 ・福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具等の福祉用具を貸し出します。	13,775	33,403	14,132	34,303
	【事業所数：343 件】 計	47,178		48,435	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

給付費見込は全て暫定値です。

給 付 見 込 み (人/月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
—	21,990	—	22,360	—	22,470	入浴、排せつ、食事その他の生活全般にわたる援助を行うサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
21,990		22,360		22,470		
20	1,140	20	1,160	20	1,170	入浴の援助を行うことにより利用者の身体の清潔の保持等を行うサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,160		1,180		1,190		
3,090	14,810	3,150	15,590	3,130	16,030	要介護・要支援者が在宅で生活を続けていくために、主治医の指示に基づく病状の観察や床ずれの予防等、医学的管理の必要性が高まることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
17,900		18,740		19,160		
400	1,430	400	1,480	400	1,480	家庭での日常生活能力の維持向上を図るために有効なサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
1,830		1,880		1,880		
14,210	35,470	14,160	36,460	14,050	37,120	利用者の日常生活上の便宜を図り自立した生活を支えるとともに、介護者の負担軽減を図ることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
49,680		50,620		51,170		

(イ) 自宅から通うサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。	1	14,814	1	15,332
	【事業所数：335 か所】	計	14,815	15,333	
介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所へ通所し、機能訓練等を行います。	3,705	6,131	3,702	6,300
	【事業所数：351 件】	計	9,836	10,002	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年8月審査までの平均

(ウ) 短期入所サービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。	101	3,352	106	3,503
	【事業所数：137 件】	計	3,453	3,609	
介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的管理の下に介護、機能訓練等を行います。	17	540	15	585
	【事業所数：77 件】	計	557	600	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

給付費見込は全て暫定値です。

給付見込み(人/月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
—	15,650	—	15,880	—	15,980	デイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスであり、介護者の負担軽減にもつながることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
15,650		15,880		15,980		
3,670	6,420	3,600	6,510	3,530	6,520	要介護・要支援者に対する生活機能の維持や向上を目指す中心的なサービスとして期待されていることから、今後も一定の利用が見込まれます。
10,090		10,110		10,050		

給付見込み(人/月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
120	3,580	120	3,650	110	3,670	利用者の心身機能の維持や家族の身体及び精神的負担の軽減を図るサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
3,700		3,770		3,780		
20	630	20	690	20	700	医学的管理の下に行われる利用者の心身機能の維持や家族の身体及び精神的負担の軽減を図るサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
650		710		720		

(エ) その他のサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問して、服薬、食事等療養上の管理・指導を行います。	2,198	23,906	2,248	25,120
		計	26,104	27,368	
特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入	福祉用具の購入にかかる費用の一部を支給します。	255	508	263	512
		計	763	775	
介護予防住宅改修 ・居宅介護住宅改修	介護のための小規模な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。	263	320	294	335
		計	583	629	
介護予防支援 ・居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身の状況や家族の希望等に応じたケアプランの作成や利用調整を行います。 【事業所数：703 か所】	17,383	46,963	17,744	48,016
		計	64,346	65,760	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

給付費見込は全て暫定値です。

給 付 見 込 み (人/月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
2,240	26,490	2,240	27,750	2,240	28,750	通院が困難な利用者に対して行われる療養上の管理や指導であり、在宅療養には欠かせないサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
28,730		29,990		30,990		
270	520	240	520	240	500	腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具は、在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
790		760		740		
310	330	310	330	300	340	手すりの取り付けや段差の解消等の改修は、在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
640		640		640		
17,810	49,030	17,700	49,820	17,500	50,120	介護保険の在宅サービス等を利用するには、ケアプランの作成が必要であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
66,840		67,520		67,620		

イ 地域密着型サービス

〈見込み量算定にあたっての考え方〉

○地域密着型サービスの見込み量の推計にあたっては、要介護・要支援者数の推計、地域密着型サービスの利用状況を勘案して見込んでいます。

○地域密着型サービスの利用実績より、各サービスの利用者の割合、一人あたりの利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでいます。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行います。 【事業所数：16 か所】	721	717
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回で行う訪問介護や、緊急時等、利用者の求めに応じて、随時対応の訪問介護等を行います。 【事業所数：3 か所】	326	331
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。 【事業所数：390 か所】	7,529	7,749

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

給付費見込は全て暫定値です。

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
780	790	780	24時間体制のサービスという点で中・重度の方の在宅生活の維持には必要不可欠なサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
340	360	370	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれ、夜間も介護が受けられるサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
7,940	8,060	8,140	地域密着型デイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	認知症の方を対象として、食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を行います。	17	673	17	706
	【事業所数：104件】	計	690	723	
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、自宅への「訪問」（介護）や施設への「泊まり」を組み合わせ、中重度になっても在宅での生活を継続できるサービスを行います。	155	1,210	153	1,212
	【事業所数：156件】	計	1,365	1,365	
看護小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」（介護と看護）や「泊まり」を組み合わせ、中重度になっても在宅での生活を継続できるサービスを行います。	—	192	—	227
	【事業所数：11か所】	計	192	227	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

給付費見込は全て暫定値です。

給 付 見 込 み (人/月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
20	720	20	720	20	720	認知症の方の増加が予想されるため、認知症の方に適切な対応ができるサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
740		740		740		
140	1,260	140	1,250	140	1,270	利用者のニーズに合った利用ができるサービスとして、地域包括ケアシステム、特に認知症の方の介護には必要不可欠であることから、今後も一定の利用が見込まれます。
1,400		1,390		1,410		
—	270	—	280	—	280	小規模多機能型居宅介護に訪問看護サービスを併せて利用できるサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
270		280		280		

ウ 施設・居住系サービス

＜見込み量算定にあたっての考え方＞

○施設・居住系サービスの見込み量は、令和5年度からサービス利用者数が一定と仮定した上で、サービスごとに（イ）で示した施設整備数に関する考え方に基づき、整備数に応じて利用者数が増減するものとして見込んでいます。

（ア） 施設・居住系サービスにおける利用人員の見込み

（人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ※【 】内は地域密着型（再掲）	8,310 【660】	8,320 【660】	8,400 【670】
介護老人保健施設	5,580	5,580	5,520
介護医療院	440	450	650
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） ※〔 〕内は予防給付利用者（再掲）	3,460 〔40〕	3,470 〔40〕	3,510 〔40〕
特定施設入居者生活介護 （介護付有料老人ホーム等） ※【 】内は地域密着型（再掲） ※〔 〕内は予防給付利用者（再掲）	5,420 【100】 〔770〕	5,560 【100】 〔790〕	5,730 【100】 〔810〕
計	21,640	21,790	22,190

※ 介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

特定施設入居者生活介護には地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※ 利用人員には、市外の施設を利用している名古屋市民を含む。

(イ) 施設・居住系サービスの整備目標量

施設・居住系サービスにおける利用人員の見込み（P120）には、市外の施設を利用すると見込まれる方を含んでいます。

このうち市内の施設を利用すると見込まれる方に対応するため、施設種別ごとの整備に関する考え方（P163～166）に基づき、本市が整備する施設・居住系サービスの整備目標量を以下のとおり設定しています。

本市では、施設・居住系サービスについては、地域密着型サービスを含めこれまで市域全域での整備を進めてきたことから、今後も市域全域での整備を進めていきます。

また、愛知県地域医療構想の介護施設・在宅医療等の追加的需要（※）に対応するため、医療療養病床を有する医療機関の意向に基づき、療養病床から介護医療院等の介護保険施設への転換にかかる整備目標量について、適切に見込み、整備を進めていきます。

※ 病床の機能の分化・連携に伴い生じる、介護サービスが受け皿となる新たなサービス必要量。

【施設・居住系サービスの整備目標（令和6～8年度）】

区 分	整 備 数	8 年度目標量 (定 員)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	150 人	9,281 人
介護老人保健施設	0 人	6,466 人
介護医療院	597 人	822 人
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	60 人	3,697 人
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	380 人	6,611 人
合 計	1,187 人	26,877 人

※ 介護医療院の整備数には、介護老人保健施設からの転換による整備数（170 人分）、介護療養型医療施設・医療療養病床からの転換による整備数（237 人分）を含む。

※ 特定施設入居者生活介護の整備数は、住宅型有料老人ホーム等からの転換分。

※運営ベース

サービス名	サービス内容	定員（人）	
		令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	常に介護を必要とする方を対象に、食事・入浴など日常生活の介護を行います。 【施設数：123 箇所】	9,020	9,020
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいて介護が必要な方を対象に、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを行います。 【施設数：73 箇所】	6,699	6,699
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象に、医療や看護を行います。 【施設数：2 箇所】	174	110
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。 【施設数：4 箇所】	285	285
介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の方を対象に、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。 【事業所数：205 箇所】	3,523	3,556
介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）	指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方を対象に、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。 【事業所数：115 箇所】	5,984	6,044

※ 施設・事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和4年度の定員及び令和6年度～8年度の目標定員は年度末現在

※ 令和5年度の定員は令和5年10月1日現在

目標定員（人）			今後の方針
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
9,311	9,251	9,281	<p>入所申込をされている方の状況を踏まえ、入所の必要性が高いと考えられる方に入居していただけるよう、新設に限らず、既存建物を活用した整備を行います。</p> <p>原則、ユニット型の整備としますが、プライバシーに配慮した多床室での整備も検討します。</p>
6,636	6,636	6,466	<p>令和8年度末までに開設の予定はありません。</p>
-	-	-	<p>令和5年度末をもって制度が廃止されます。</p>
474	474	822	<p>医療的ケアが必要で、施設への入所の必要性が高いと考えられる方に入所していただけるよう、整備を推進します。</p>
3,637	3,697	3,697	<p>入居申込をされている方の状況を踏まえ、入居の必要性が高いと考えられる方に入居していただけるよう、整備を行います。</p>
6,421	6,611	6,611	<p>令和8年度末までに新設での開設予定はありませんが、住宅型有料老人ホーム等の入居者が重度化していることから、住宅型有料老人ホーム等からの転換による整備を行います。</p>

エ 市町村特別給付

第1号被保険者の保険料を財源とする、介護保険法で定められた保険給付以外の独自の給付です。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和4年度	令和5年度
生活援助型配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として自宅への弁当の配達及び安否確認を行います。 【事業所数：99か所】	6,700	6,605

※ 事業所数は令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

オ 保健福祉事業

第1号被保険者の保険料を財源とする、要介護被保険者を現に介護する方の支援のために実施する事業です。

サービス名	サービス内容	実績（人）	
		令和4年度	令和5年度
在宅要介護高齢者等寝具貸与事業	寝具等一式を貸与することにより、介護する方の負担の軽減を図ります。	33	31
排せつケアに関する経済的負担への支援策	おむつを含めた排せつケア用品を助成することにより、介護する方の負担の軽減を図ります。	—	—

※ 令和5年度の実績は令和5年10月1日現在

給付見込み(人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6,710	6,740	6,740	ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、食事を配達するとともに利用者の安否を確認するサービスは、要介護者の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。

対象者見込み(人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
43	43	43	寝具貸与は、要介護者の在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
—	—	6,000	高齢者の増加が見込まれる中、排せつケアに関する経済的負担への支援策は、要介護者の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、一定の利用が見込まれます。

カ 介護予防・生活支援サービス

平成27年度からの介護保険制度の改正により、要支援者又は要支援者になる恐れのある方への多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施し、多様な担い手による多様なサービスを効果的かつ効率的に提供することとされました。

本市では平成28年6月に総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービスにおいて、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供しています。

<見込み量算定にあたっての考え方>

○介護予防・生活支援サービスの見込み量の推計にあたっては、事業対象者・要支援者数の推計、介護予防・生活支援サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。

○介護予防・生活支援サービスの利用実績より、各サービスの利用者の割合の傾向、一人あたりの利用量の平均を把握するとともに、介護報酬の検討状況を踏まえて、積極的なサービス提供が促進されるものとして見込んでいます。

(ア) 自宅で利用するサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和4年度	令和5年度
予防専門型訪問サービス	ホームヘルパーが自宅を訪問して生活機能の維持・向上を図るための身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を行います。 【事業所数：844 か所】	7,339	7,270
生活支援型訪問サービス	名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方等が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を行います。 【事業所数：378 か所】	2,246	2,105

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

※ 短期集中予防型訪問サービスについても実施予定

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
7,070	6,740	6,380	生活機能の維持・向上を図るための身体介護や掃除・洗濯等の生活支援は、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も一定の利用が見込まれます。
2,060	2,040	2,000	掃除・洗濯等の生活支援は、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も一定の利用が見込まれます。

(イ) 自宅から通うサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)	
		令和4年度	令和5年度
予防専門型通所サービス	デイサービスセンター等の施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。 【事業所数：759 か所】	10,411	10,775
ミニデイ型通所サービス	デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指して、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等を行います。 【事業所数：45 か所】	310	342
運動型通所サービス	デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒予防や足腰の筋力保持のための、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。 【事業所数：117 か所】	923	1,008

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

(ウ) その他のサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)	
		令和4年度	令和5年度
自立支援型配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として自宅への弁当の配達及び安否確認を行います。 【事業所数：99 か所】	5,054	4,875
介護予防ケアマネジメント	「いきいき支援センター」の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身の状況や家族の希望等に応じたケアプランの作成や利用調整を行います。 【センター数：29 か所】	10,206	10,123

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年9月審査までの平均

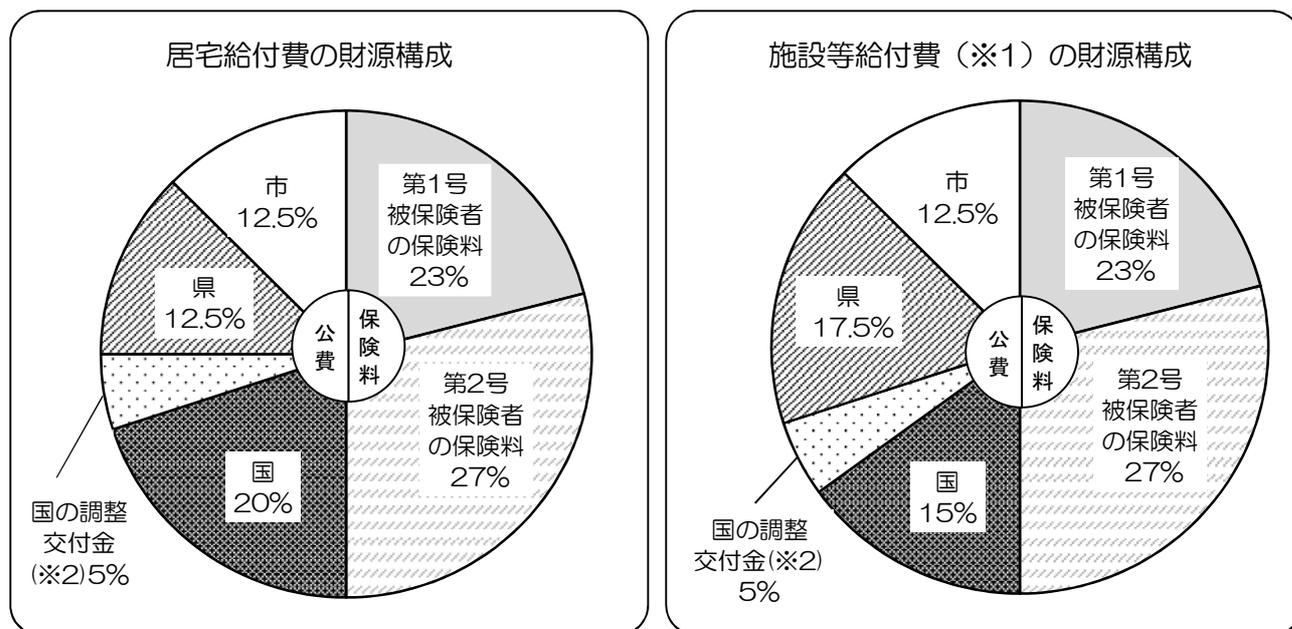
給付見込み(人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
11,120	11,260	11,330	デイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスは、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
400	440	480	自立した生活を目指した「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等のサービスは、介護予防・認知症予防という点から有効であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,110	1,200	1,270	転倒予防等のために、自宅でもできる軽い運動や体操等を行うサービスは、身体機能向上・介護予防という点から有効であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

給付見込み(人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
4,780	4,600	4,390	ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、食事を配達するとともに利用者の安否を確認するサービスは、要支援者等の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
10,390	10,480	10,520	介護予防ケアマネジメントの対象となるサービスの利用者数の増加にともない、今後も利用の拡大が見込まれます。

2 保険給付費等の財源構成

(1) 保険給付費の財源構成

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第9期計画期間（令和6～8年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の方）は第8期に引き続き保険給付費の23%を保険料として負担します。



※1 施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護等にかかる給付費をさす。それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費の中を含む。

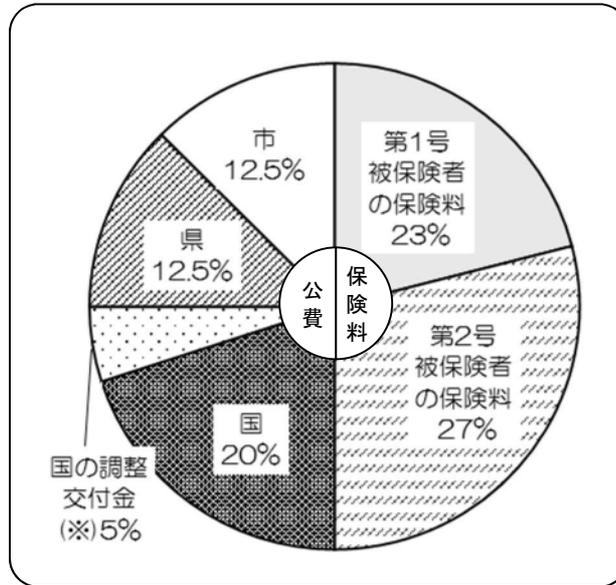
※2 公費のうち国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

※3 第2号被保険者とは、医療保険に加入している40～64歳の方

(2) 地域支援事業費の財源構成

<総合事業>

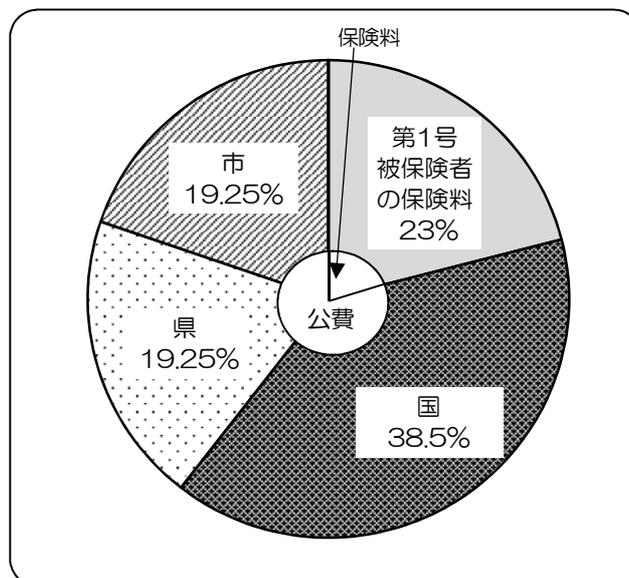
地域支援事業のうち、総合事業に要する費用は、50%を保険料、50%を公費で負担します。第1号被保険者は、総合事業にかかる費用の23%を保険料として負担します。



※ 公費のうち国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

<包括的支援事業及び任意事業>

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料、77%を公費で負担します。



3 第9期計画期間（令和6～8年度）における保険給付費等の見込み

- 介護保険事業に必要な保険給付費及び地域支援事業費は、被保険者が利用するサービスの量に応じて決まります。また、このサービスの量を基に保険料額を算出しています。
- 介護サービスの利用は着実に伸びてきており、保険給付費も増加しています。今後も介護が必要な高齢者の増加に伴い、さらに利用量の拡大が見込まれます。
- 第9期計画期間（令和6～8年度）における保険給付費及び地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

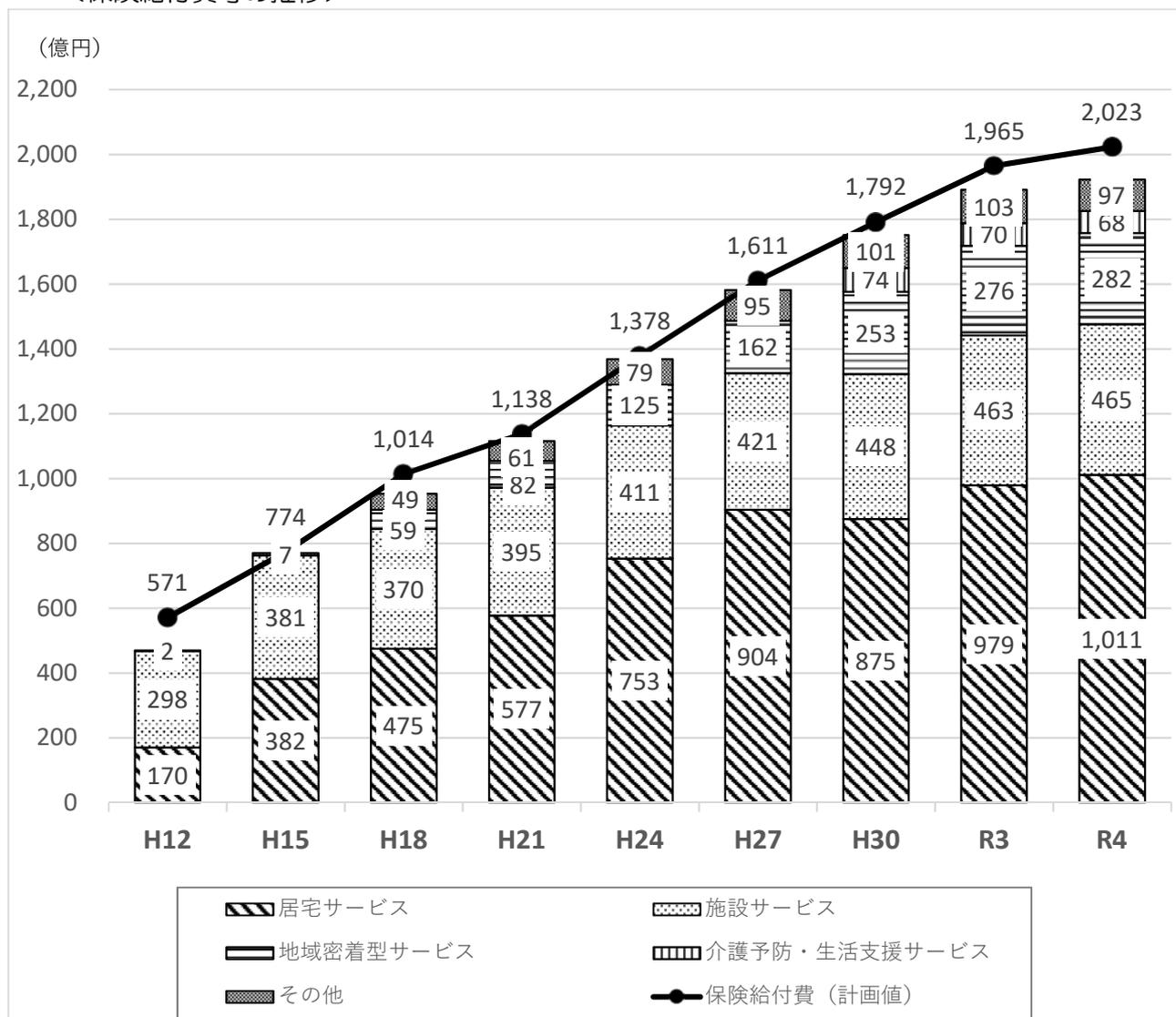
（億円）

区 分		令和6から8年度の保険給付費等の見込み
保 険 給 付 費	居宅サービス	3,300～3,400億円程度
	地域密着型サービス	900億円程度
	施設サービス	1,400～1,500億円程度
	その他	300億円程度
	小 計	5,900～6,100億円程度
地 域 支 援 事 業 費	介護予防・日常生活支援総合事業	200億円程度
	包括的支援事業・任意事業	100億円程度
	小 計	300億円程度
合 計		6,200～6,500億円程度

※ 「その他」は市町村特別給付、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

※ 各数値は四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

＜保険給付費等の推移＞



※ 各数値は四捨五入されているため、合計と一致しない場合がある。

4 第1号被保険者の保険料

- 第9期計画期間（令和6～8年度）中の保険給付費及び地域支援事業費をもとに、第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算定しました。
被保険者個々の保険料は、それぞれの所得状況等によって異なります。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）	6,600円台～6,900円台
--------------------	-----------------

【第1号被保険者の保険料（基準額：月額）算定方法】

$$\left[\begin{array}{l} (\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 23\% \\ + \text{調整交付金不足額} \\ + \text{市町村特別給付費（生活援助型配食サービス）} \\ - \text{介護保険給付費準備基金取崩額} \end{array} \right] \div \text{保険料} \div \text{負担割合で} \div \text{補正した} \div \text{12月} \\ \text{予定収納率} \quad \text{第1号} \\ \text{被保険者数}$$

- 低所得者の保険料軽減につきましては、消費税増税分を財源とした公費の投入による保険料軽減を平成27年4月から実施しており、令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに合わせ、更なる保険料の軽減強化を行ったところです。なお、軽減策にかかる費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。

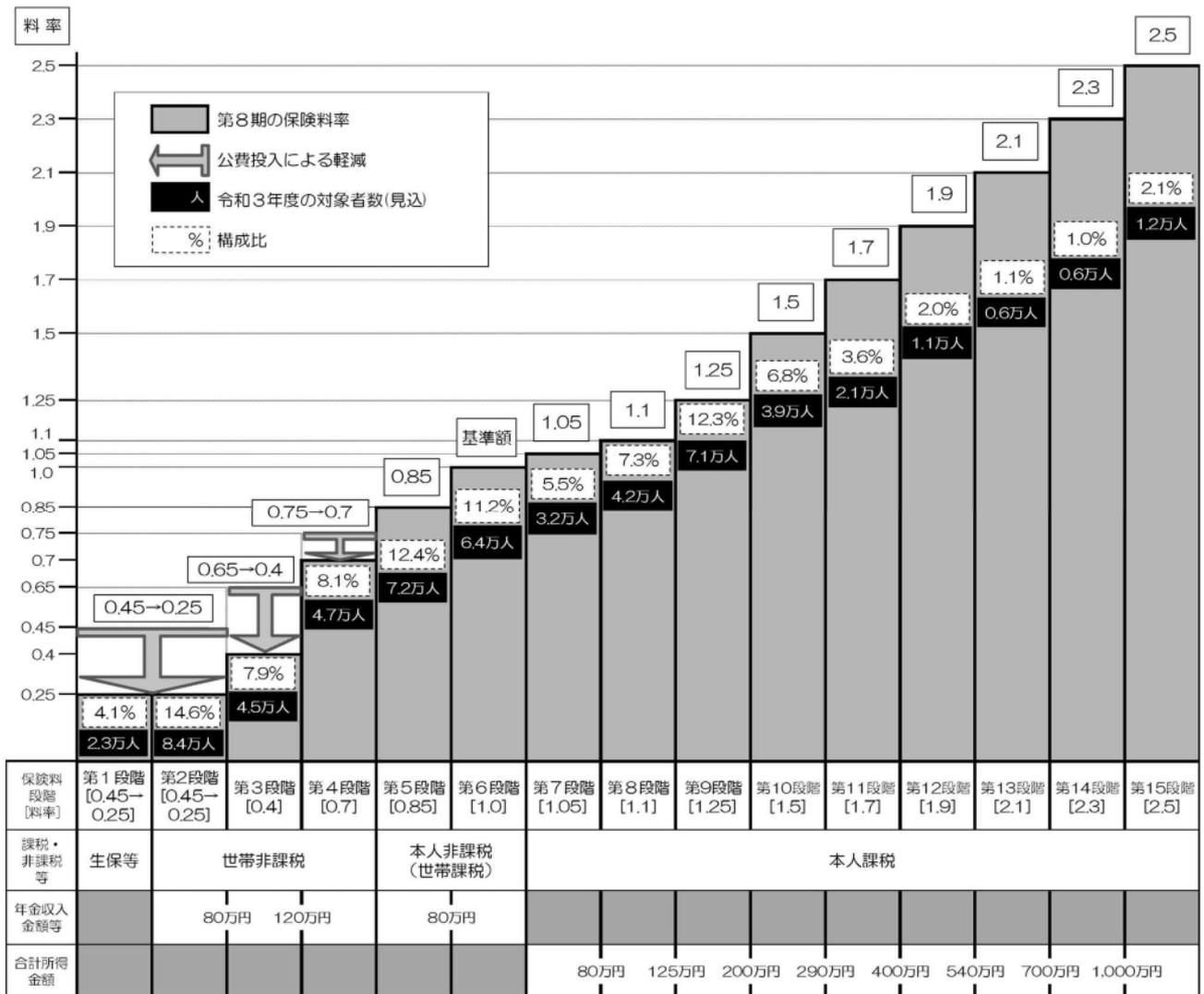
保険料段階		料率の軽減 (第8期計画期間)
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0.45→0.25
第2段階	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額 (年金収入に係る所得分を除く)の合計が80 万円以下の方	0.45→0.25
第3段階	世帯全員が 市町村民税 非課税 本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係 る所得分を除く)の合計が80万円を超え120 万円以下の方	0.65→0.4
第4段階	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係 る所得分を除く)の合計が120万円を超える 方	0.75→0.7

- ※ 令和3年度以降の合計所得金額は、税制改正（給与所得、公的年金等に係る雑所得の金額の10万円増加）による影響を回避するよう、一定額を控除

以下は、第8期計画期間の状況です。
 第9期計画期間の保険料については、負担能力に応じた負担の観点から、
 現在、国において標準的な保険料段階の多段階化が検討されており、
 本市としても、国の見直し内容を踏まえて対応を検討してまいります。

5 保険料段階

- 第8期計画期間においては、負担能力に応じた保険料負担の観点から多段階化を実施した第6期・第7期計画期間と同じ保険料段階（15段階）及び保険料率を引き続き設定します。



※第1～4段階の料率表記：[公費による保険料軽減前→軽減後]

以下は、第8期計画期間の状況です。

第9期計画期間の保険料については、負担能力に応じた負担の観点から、現在、国において標準的な保険料段階の多段階化が検討されており、本市としても、国の見直し内容を踏まえて対応を検討してまいります。

保険料段階区分

		区 分	保険料額（年額）
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		19,928円 (基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	19,928円 (基準額×0.25)
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	31,884円 (基準額×0.4)
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える方	55,797円 (基準額×0.7)
第5段階	本人が 市町村民税非課税で 同じ世帯に 市町村民税課税者が いる方	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	67,753円 (基準額×0.85)
第6段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える方	79,709円 (基準額)
第7段階	本人が 市町村民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方	83,695円 (基準額×1.05)
第8段階		本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	87,680円 (基準額×1.1)
第9段階		本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	99,637円 (基準額×1.25)
第10段階		本人の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	119,564円 (基準額×1.5)
第11段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	135,506円 (基準額×1.7)
第12段階		本人の合計所得金額が400万円以上540万円未満の方	151,448円 (基準額×1.9)
第13段階		本人の合計所得金額が540万円以上700万円未満の方	167,389円 (基準額×2.1)
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	183,331円 (基準額×2.3)
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	199,273円 (基準額×2.5)

6 今後の保険料の上昇抑制に向けた取組み（介護給付の適正化）

介護保険制度は、公費と保険料を財源として運営され、介護や支援を必要とする高齢者を社会全体で支える制度です。そのため、制度の運営は適正に行われる必要があります。

本市では、次の取組みを行うことにより、利用者が真に必要とするサービスが事業者から過不足なく提供されるよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

国の適正化主要5事業の見直しにより、「要介護認定の適正化」「ケアプランチェック、住宅改修の点検等」及び「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業に再編されるが、具体的な内容については、今後示される第6期介護給付適正化計画に向けた指針を受けて検討予定。

（1） 要介護・要支援認定の適正化

居宅介護支援事業所等から提出された認定調査票が均質で適正な認定調査票となるように、介護支援専門員の資格を有する者等による全件点検を実施します。

<目標設定指標>

認定調査票の内容点検の実施件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全件	全件	全件	全件

※ 令和4年度の点検実施件数 82,203件

(2) ケアプランチェック

ケアマネジャーが作成したケアプランについて、市職員が記載内容を確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」の観点から、ケアマネジャーの「気づき」を促すことで、ケアプランの内容の適正化を図ります。

<目標設定指標>

ケアプランチェックの実施プラン数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
618件	1,300件	1,300件	1,300件

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせていた期間を含むため、令和元年度実績（1,280件）を勘案し、目標を設定

(3) 住宅改修実態調査

住宅改修費（介護予防を含む。）の支給について、改修予定や改修を行った一部の住宅を市職員が訪問し、改修内容を確認して、不適切な請求の防止を図ります。

<目標設定指標>

現地調査の実施件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
185件	230件	230件	230件

※ 当該事業の実施要綱に定める各区役所・支所の目標件数（区役所12件、支所6件）に基づき目標を設定

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

介護報酬の審査支払いを行う国民健康保険団体連合会から提供される、介護給付適正化システムのデータに基づき、請求内容に疑義がある事業所に対して、請求内容について再確認を行うよう促し、不適切な請求の防止につなげていきます。

<目標設定指標>

医療情報との突合により、介護事業所への確認が必要とされたものに係る点検件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全件	全件	全件	全件

※ 令和4年度の点検件数919件

(5) 給付費通知の送付

介護サービスの利用者に、利用したサービスの回数やかかった費用等をお知らせする通知を送付します。これにより、利用者やその家族が利用したサービスの回数や内容を確認することが可能となり、不適切な請求の発見・防止となります。また、利用者が自らのサービス内容を再確認することによって、より適正なサービス利用へと促すきっかけともなります。

<目標設定指標>

介護給付費通知の送付件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
47,417件	49,100件	49,700件	50,100件

※ 令和4年度実績を基に、要介護認定者数の伸びを考慮して目標を設定

(6) その他

介護サービス事業所への指導の実施について、運営指導の一部委託により実施事業所数を増やし、事業所に対して引き続き介護保険制度理解の徹底に努めるとともに、不適切な給付や請求等の是正、運営基準の遵守などの指導を行います。

また、負担限度額認定において、預貯金等の資産要件に係る金融機関への資産調査を実施することにより、給付の適正化を図ります。

7 自立支援・重度化防止に向けた取組み

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としており、地域の実態や状況に応じて様々な取組みを行うことが重要です。

本市では、次の取組みを行い、自立支援・重度化防止を推進していきます。

(1) ケアマネジャー向け研修会の実施

ケアマネジメントに関する保険者としての基本方針等をケアマネジャー向け研修会において周知することにより、自立支援に資するケアマネジメントについての理解を深めます。

<目標設定指標>

ケアマネジャー向け研修会の参加事業所数の割合

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
66.1% (472 事業所)	70.0%	75.0%	80.0%

※ 令和4年度の実績は、令和5年3月1日時点の事業所数（714 事業所）に対する割合

(2) 介護予防・生活支援サービスの利用促進

本市独自に基準を定めたサービスについて、事業所数及び担い手を増やし、利用を推進していきます。

また、本市独自サービスの効果検証を実施し、検証結果に基づき、効果のあった取組みについては積極的に周知していくとともに、効果の低い取組みについては改善していくことで、各種サービスをより効果的なものとしていきます。

<目標設定指標>

生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの利用者数

目標の利用者数は、全て暫定値です。

<数値目標>

区分	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援型 訪問サービス	2,246人/月	2,060人/月	2,040人/月	2,000人/月
ミニデイ型 通所サービス	310人/月	400人/月	440人/月	480人/月
運動型 通所サービス	923人/月	1,110人/月	1,200人/月	1,270人/月

※ 各サービスの利用者数の推計値を目標に設定

(3) 住民主体の集いの場への専門職派遣の推進

高齢者サロン等の住民主体の集いの場に、保健センターの保健師等や地域のリハビリテーション専門職等の幅広い職種 of 専門職を積極的に派遣していくことで、自立支援に資する取組みの推進に努めます。

<目標設定指標>

専門職による支援を受けた延べ利用者数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
15,142人	60,000人	61,000人	62,000人

※ 専門職派遣依頼数の推計値等を勘定し延べ利用者数を設定

(4) リハビリテーションサービス提供体制の構築

生活機能が低下した高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

実態調査の結果、リハビリテーションサービスの内容や利用の仕方が十分に周知されていないことや、ケアマネジャーにおいて事業所等の情報や専門職との情報共有の不足が課題として挙げられたことを踏まえ、事業内容等の周知・啓発及びケアマネジャーへの情報提供の充実に努めます。

<目標設定指標>

(介護予防)訪問リハビリテーションサービス、(介護予防)通所リハビリテーションサービスの利用者数

目標の利用者数は、全て暫定値です。

<数値目標>

区分	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(介護予防)訪問リハビリ テーション	1,671人/月	1,830人/月	1,880人/月	1,880人/月
(介護予防)通所リハビリ テーション	9,836人/月	10,090人/月	10,110人/月	10,050人/月

※ 各サービスの利用者数の推計値を目標に設定

(5) その他

自立支援及び重度化防止に資する自立支援型個別地域ケア会議を充実させることで高齢者の自立支援に向けたケアマネジメント支援方法を検討します。

また、保健センター、いきいき支援センター等が連携して、地域課題を把握し、各種関連データを活用しながら地域課題を分析して、その結果に基づき、効果的なフレイル予防を促進します。

8 公平公正な要介護・要支援認定

(1) 公平公正な認定調査の実施

介護保険制度は、要介護又は要支援に認定された場合に介護や支援の必要の程度に応じて介護サービスを利用できる仕組みです。

認定調査は、要介護・要支援認定の一次判定を行うため、その方の心身の状況等について本人や家族等から把握する手続きです。

本市では、より公平で公正な認定調査を行うため、以下の取組みを行います。

ア 認定調査に対する信頼性の確保

認定調査については、その調査結果が審査判定の重要な判断材料となることから、均一で正確な調査を実施することが重要です。

そのため、全国一律の基準である「認定調査員テキスト 2009 改訂版」に基づき、「認定調査員研修（新任研修）」を実施します。研修受講者には「認定調査員研修修了証」を発行し、本市が実施する認定調査員研修又は都道府県（又は指定都市）が実施する認定調査員研修の修了者のみを調査に従事させることで、調査に対する信頼性の確保を図っています。

イ 認定調査員研修の充実

調査の実施に伴い、実際の調査の場面ではさまざまな課題が生じてきます。毎年度「認定調査員研修（現任研修）」を実施することにより、調査技術の実践的な能力をより向上させ、認定調査の均一性・信頼性の確保を図っています。

ウ 認定調査の指定市町村事務受託法人への委託

市民サービスの向上及び認定調査の効率化を図るため、区役所職員が実施していた新規申請にかかる認定調査について、平成 24 年 4 月から愛知県知事の指定する指定市町村事務受託法人への委託を一部圏域において開始し、平成 27 年 4 月からは、全市域において指定市町村事務受託法人へ委託しています。

平成 30 年 10 月からは、担当ケアマネジャー等が実施していた区分変更申請にかかる認定調査について、指定市町村事務受託法人への委託とするとともに、認定調査適正化事業の一環として、一部の更新申請にかかる認定調査も指定市町村事務受託法人へ委託しています。

(2) 円滑な審査判定と公平性の確保

要介護・要支援認定は、認定調査票による一次判定や特記事項、主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会において、「認定調査内容の確認」、「介護の手に係る審査判定」及び「状態の維持・改善可能性の判定」が行われ、この結果により、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5、非該当）が決定されます。

本市では、より適正な審査判定を確保するため、以下の取組みを行います。

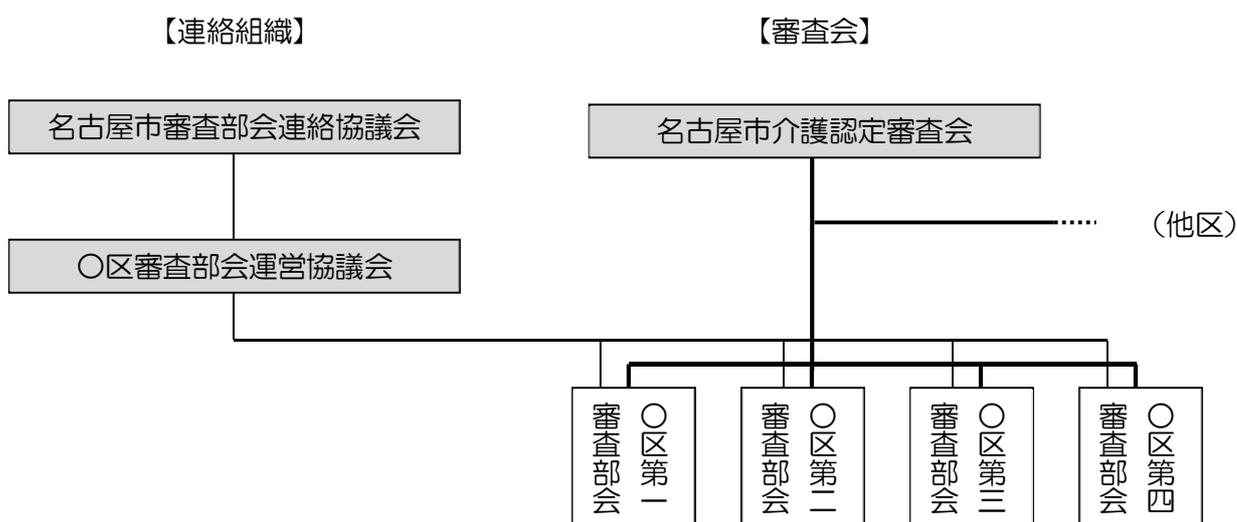
ア 審査部会の設置

介護保険の審査判定を正確かつ迅速に実施していくために、市の介護認定審査会を設置の上、合議体として、各区に審査部会を複数（令和5年度は106部会）設置して審査判定を行っています。

イ 審査判定の適正化・平準化のための協議会の設置

複数の審査部会において審査判定を行うため、各審査部会での審査判定が適正かつ円滑に行われるとともに、全市で平準的な審査判定が行われることが重要です。

そのため、本市においては、審査判定上の課題等を共有し協議検討する連絡組織として、市で「名古屋市審査部会連絡協議会」を、各区で「区審査部会運営協議会」を設置しています。



ウ 審査判定の円滑な実施

適正かつ均一な審査・判定が円滑に実施を図るため、すべての介護認定審査会委員向けに、毎年度「介護認定審査会委員研修（現任研修）」を実施しています。

エ 介護認定審査会事務局の機能強化

介護認定審査会事務局の対応力向上のため、区役所の事務局職員を対象に新任研修を始め円滑な審査会運営に必要な研修の充実に努めます。

事務局体制の充実に努めるとともに、本市策定の「名古屋市要介護認定審査会運営マニュアル」に基づき、事務局機能を強化し、審査判定の更なる円滑化を図ります。

オ 主治医意見書の内容向上事業

主治医の意見書については、審査判定の重要な資料となることから、その記載にあたっては、正確性や的確性が必要となります。

毎年度、名古屋市医師会に委託して、主治医意見書の重要性の啓発と作成に必要な知識を周知するための主治医意見書記入講習会の開催等を実施しています。

(3) 要介護認定事務の集約

各区で実施していた要介護認定事務のうち、更新申請の受付、認定調査票や主治医意見書の作成依頼、認定調査票の点検、審査会資料の作成、認定調査適正化事業などの事務について、介護認定事務センターに集約し、公平公正な要介護・要支援認定のため、以下の取組みを行っています。

ア 認定調査票点検の平準化

認定調査票の点検を市で一元化して行うことにより、点検内容や点検基準の統一化・平準化をより効率的・効果的に行っています。

イ 審査判定の平準化

審査部会による審査判定について、区を跨いで審査判定が可能となり、すべての審査部会の審査判定件数の均衡化等によって、審査判定の更なる平準化に取り組めます。

ウ 認定決定期間の短縮及び平準化

認定の申請から決定までの期間について、事務の効率化による短縮及び事務の一元化による平準化に取り組めます。

9 低所得者の利用者負担軽減事業

(1) 認知症高齢者グループホーム居住費助成

市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が対象者の条件にあてはまる方に対し、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）における居住費（家賃・光熱水費）の一部を助成することにより、低所得の方の認知症対応型共同生活介護の利用を支援しています。

(2) 社会福祉法人による生活困難者に対する利用者負担の軽減

生活保護受給者等又は市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方に対し、サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減した場合に、軽減額の一部を社会福祉法人に助成することで、低所得の方の介護サービスの利用を支援しています。

<軽減の対象となるサービス>

- ・介護老人福祉施設
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護含む）
- ・訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・予防専門型訪問サービス
- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
- ・予防専門型通所サービス
- ・短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- ・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

(3) 障害者ホームヘルプサービス利用者の負担軽減の支援措置

障害者施策によるホームヘルプサービスの利用者のうち 65 歳となり介護保険適用となった方又は要介護認定等を受けた 40～64 歳の方で、障害福祉サービスにおいて負担額を 0 円とすることで生活保護を必要としなくなる方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担を減額しています。

(4) 新高額障害福祉サービス等給付費

65 歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた方が一定の要件を満たす場合に、介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減（償還払い申請による後日支給）しています。

巻末資料

1 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況

※再掲事業を除く

第3章 施策の展開

施策1 健康づくりの推進

区 分	令和3年度	令和4年度
がん対策の推進	がん検診の受診率 胃がん 21.7% 大腸がん 24.2% 肺がん 19.8% 子宮がん 60.9% 乳がん 46.7% 前立腺がん 34.9%	がん検診の受診率 胃がん 23.9% 大腸がん 23.9% 肺がん 19.8% 子宮がん 64.4% 乳がん 51.6% 前立腺がん 33.6%
歯科口腔保健対策の推進	歯周疾患検診の受診率 受診率 11.0%	歯周疾患検診の受診率 受診率 10.2%※ (※R4 拡充分含めず)

施策2 効果的なフレイル予防の推進

区 分	令和3年度	令和4年度
いきいき教室の実施	延べ利用者数 656人	延べ利用者数 1,961人
地域サロン活動等支援事業の実施	延べ利用者数 4,887人 実施回数 303回	延べ利用者数 15,142人 実施回数 946回
高齢者はつらつ長寿推進事業の実施	延べ利用者数 31,467人	延べ利用者数 102,046人
高齢者サロンの推進	高齢者サロン数 1,037か所 共生型サロン数 498か所	高齢者サロン数 1,134か所 共生型サロン数 524か所
福社会館認知症予防教室の開催	延べ利用者数 9,200人	延べ利用者数 20,286人
なごや健康カレッジの開催	延べ利用者数 1,326人	延べ利用者数 1,582人
フレイル予防の推進	フレイル予防リーダー養成者数 126人	フレイル予防リーダー養成者数 126人

施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

区 分	令和3年度	令和4年度
敬老パスの交付	実施	実施
福社会館の運営	16区で実施 延べ利用者数 70,807人 ※新型コロナウイルス感染症の感 染防止のため事業を一部休止し 実施	16区で実施 延べ利用者数 248,558人 ※新型コロナウイルス感染症の感 染防止のため事業を一部休止し 実施
老人クラブの活 動支援	老人クラブ数 1,161クラブ 会員数 47,491人	老人クラブ数 1,097クラブ 会員数 43,495人
高齢者スポーツ の推進	高齢者スポーツ教室等延べ参加者 数297人 全国健康福祉祭中止	高齢者スポーツ教室等延べ参加者 数498人 全国健康福祉祭派遣選手数173人
シルバー人材セ ンター事業への 補助	会員数 7,752人 延べ就業者数 640,990人	会員数 7,753人 延べ就業者数 644,333人
高齢者就業支援 センターの運営	延べ利用者数 (主な事業) 就業相談6,893人 情報提供28人※ 技能講習2,680人 交流啓発2,000人 ※コロナ禍で資料コーナー休止	延べ利用者数 (主な事業) 就業相談7,886人 情報提供7,334人※ 技能講習3,910人 交流啓発3,202人 ※資料コーナー再開(R4.7月よ り)
鯨城学園の運営	4コース 11専攻 定員1,520人 ※新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため休校	4コース 11専攻 定員1,520人
地域支えあい事 業の実施	実施学区数16区100学区	実施学区数16区105学区

施策 4 総合相談窓口の充実（いきいき支援センターの機能強化等）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
いきいき支援センターの運営	相談件数 401,028 件	相談件数 400,298 件
高齢者いきいき相談室の設置	相談件数 2,938 件	相談件数 3,012 件

施策 5 地域ケア会議の充実

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
地域ケア会議の実施	地域包括ケア推進会議 33 回 認知症専門部会 51 回 個別ケース検討会議 530 回 地域支援ネットワーク運営協議会 22 回 在宅医療・介護連携会議 31 回 生活支援に係る協議体 64 回 介護予防に係る会議 30 回	地域包括ケア推進会議 32 回 認知症専門部会 49 回 個別ケース検討会議 553 回 地域支援ネットワーク運営協議会 33 回 在宅医療・介護連携会議 25 回 生活支援に係る協議体 70 回 介護予防に係る会議 39 回

施策 6 地域における見守りの充実

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
見守り支援事業の実施	ネットワーク構築件数 418 件	ネットワーク構築件数 428 件
高齢者福祉相談員の配置	訪問世帯数 133,982 世帯	訪問世帯数 156,999 世帯
高齢者見守り協力事業者登録制度の実施	登録事業者数 1,586 事業者	登録事業者数 1,603 事業者
ひとり暮らし高齢者緊急通報事業の実施	貸与台数 1,833 台 通報件数 543 件（障害分含む）	貸与台数 1,794 台 通報件数 543 件（障害分含む）
福祉電話の貸与	貸与台数 665 台	貸与台数 614 台
高齢者世帯等の防火防災指導	指導実施世帯 3,801 世帯	指導実施世帯 3,691 世帯

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
交通事故防止	交通安全教室参加者数 354 人 ふれあい給食時の交通安全啓発 参加者数 200 人 運転免許自主返納支援事業支援品 発送数 7,821 件	交通安全教室参加者数 1,031 人 ふれあい給食時の交通安全啓発 参加者数 1,695 人 運転免許自主返納支援事業支援品 発送数 7,102 件
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> 出張講座 開催回数 13 回 参加者数 298 人 「くらしのほっと通信」 通常号（隔月発行） 発行部数各 14,900 部 特集号（2 回） 発行部数各 6,500 部 「なごや暮らしのあんしん情報」 発行回数 36 回 	<ul style="list-style-type: none"> 出張講座 開催回数 47 回 参加者数 2,237 人 「くらしのほっと通信」 通常号（隔月発行） 発行部数各 14,900 部 特集号（2 回） 発行部数各 6,500 部 「なごや暮らしのあんしん情報」 発行回数 26 回

施策 7 介護予防・生活支援の推進

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
生活支援型訪問サービス	2,432 人/月	2,246 人/月
地域支えあい型訪問サービス	実施学区数 16 区 100 学区	実施学区数 16 区 105 学区
ミニデイ型通所サービス	248 人/月	310 人/月
運動型通所サービス	840 人/月	923 人/月
自立支援型配食サービス	5,169 人/月	5,054 人/月
生活支援の推進	生活支援に係る協議体 開催回数 64 回	生活支援に係る協議体 開催回数 70 回
生活援助軽サービス事業の実施	利用回数 8,363 回	利用回数 8,222 回
日常生活用具給付事業の実施	支給件数 391 件	支給件数 352 件

施策 8 在宅医療・介護連携の推進

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
名古屋市在宅医療・介護連携推進会議の開催	開催回数 1 回	開催回数 1 回
在宅医療・介護連携支援センターの運営	相談件数 1,589 件 多職種研修実施回数 1 回	相談件数 1,454 件 多職種研修実施回数 16 回
はち丸ネットワークの運用	登録施設数 1,537 か所 登録患者数 6,228 人	登録施設数 1,617 か所 登録患者数 9,202 人
地域住民等への普及啓発	市民向け講座開催回数 0 回（コロナの影響にて中止）	市民向け講座開催回数 23 回
ACP の普及啓発等	ACP 研修会 18 回	ACP 研修会 1 回
在宅歯科医療・介護連携推進事業の実施	対象区 16 区 相談件数 1,329 件	対象区 16 区 相談件数 1,204 件

施策 9 高齢者虐待の防止

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
高齢者虐待相談センターの運営	相談件数 332 件	相談件数 352 件
高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の設置	相談件数 28 件	相談件数 39 件
高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催	開催回数 69 回	開催回数 79 回
高齢者短期入所ベッド確保等事業の実施	実利用者数 29 人 延べ利用日数 2,069 日	実利用者数 50 人 延べ利用日数 2,997 日

施策 10 認知症の方や家族に対する支援の充実

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症地域支援ネットワークの構築	認知症地域支援推進員数 32 人	認知症地域支援推進員数 32 人
認知症サポーターの養成と活動支援	認知症サポーター数 156,775 人	認知症サポーター数 165,850 人
認知症普及啓発推進事業の実施	開催回数 9 回 参加者数 927 人	開催回数 16 回 参加者数 1,396 人
認知症初期集中支援チームの設置	チーム数 29 チーム 支援対象者数 521 人	チーム数 29 チーム 支援対象者数 433 人
もの忘れ検診の実施	受診者数 7,289 人	受診者数 7,294 人
認知症疾患医療センターの運営	外来件数 19,630 件 入院件数 8,977 件 専門医療相談件数 6,040 件	外来件数 18,893 件 入院件数 8,912 件 専門医療相談件数 6,695 件
認知症サポート医養成研修・かかりつけ医対応力向上研修・病院の認知症対応力向上事業の実施	認知症サポート医 161 人	認知症サポート医 169 人
はいかい高齢者おかえり支援事業の実施	メール配信協力者 アドレス数 7,736 件 メール配信数 331 件	メール配信協力者 アドレス数 8,049 件 メール配信数 317 件
はいかい高齢者検索システム事業の実施	利用登録者数 205 人	利用登録者数 206 人
認知症の方を介護する家族への支援	家族教室参加者数 1,195 人 家族サロン参加者数 1,855 人 医師専門相談の相談者数 494 人 認知症サポーター養成講座開催回数 422 回 認知症サポーター養成講座参加者数 6,981 人	家族教室参加者数 1,340 人 家族サロン参加者数 2,377 人 医師専門相談の相談者数 531 人 認知症サポーター養成講座開催回数 536 回 認知症サポーター養成講座参加者数 9,075 人
認知症の人を介護する家族ピアサポート推進事業	家族支援プログラム 52 人 介護者交流会 実施回数 4 回 参加者数 26 人	家族支援プログラム 54 人 介護者交流会 実施回数 11 回 参加者数 70 人

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症カフェの推進	登録か所数 226 か所 (うち、 開設助成 92 か所 運営助成 55 か所)	登録か所数 232 か所 (うち、 開設助成 94 か所 運営助成 75 か所)
若年性認知症相談支援事業の実施	相談件数 1,480 件 本人・家族サロン実参加者数 63 人	相談件数 1,539 件 本人・家族サロン実参加者数 124 人
認知症コールセンターの運営	相談件数 886 件	相談件数 757 件
成年後見制度の利用支援	市長申立件数 (高齢者) 64 件 報酬助成件数 (高齢者) 214 件	市長申立件数 (高齢者) 58 件 報酬助成件数 (高齢者) 211 件
障害者・高齢者権利擁護センターの運営	相談件数 (高齢者) 9,881 件 継続契約者数 (高齢者) 552 件	相談件数 (高齢者) 9,228 件 継続契約者数 (高齢者) 526 件

施策 11 介護サービスの提供体制の充実

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
特別養護老人ホームの整備	運営数 121 か所 定員 8,908 人	運営数 122 か所 定員 9,020 人
介護老人保健施設の整備	運営数 74 か所 定員 6,771 人	運営数 73 か所 定員 6,699 人
認知症高齢者グループホームの整備	運営数 204 か所 定員 3,502 人	運営数 205 か所 定員 3,523 人
特定施設入居者生活介護事業所の整備	運営数 112 か所 定員 5,846 人	運営数 114 か所 定員 5,984 人
民間特別養護老人ホームの整備補助	実施 2 施設	実施 3 施設
民間特別養護老人ホームの多床室の改修補助	実施 3 施設	実施 2 施設
医療対応型特別養護老人ホームの運営費補助	実施 2 施設	実施 2 施設
高齢者福祉施設開設準備経費の補助	実施 4 施設	実施 4 施設
(看護)小規模多機能型居宅介護の整備補助	実施 2 事業所	実施 1 事業所

施策 12 介護サービスの質の確保及び向上

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
介護事業所の指導	実施事業所 0 事業所 ※新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止	実施事業所 948 事業所
介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施	参加事業所 867 事業所	参加事業所 907 事業所

施策 13 介護サービスを支える人材の確保・定着

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
定着支援・人材育成の充実	福祉人材育成支援助成事業 762 件 キャリアアップ研修 開催回数 28 回 受講者数 710 名 リーダーの育成及びリーダーを支える体制の構築実施 介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を公表実施	福祉人材育成支援助成事業 788 件 キャリアアップ研修 開催回数 27 回 受講者数 633 名 リーダーの育成及びリーダーを支える体制の構築実施 介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を公表実施
介護職に関する情報発信	介護の日イベント実施 小中学生向けリーフレットの作成・配布実施 介護職魅力発信動画の制作配信	介護の日イベント実施 小中学生向けリーフレットの作成・配布実施 介護職魅力発信動画の制作配信

施策 14 在宅で介護する家族等への支援

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
介護保険制度等の周知	実施	実施
家族介護者教室の開催	実施回数 93 回 参加者数 1,220 人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小・一部教室を中止	実施回数 173 回 参加者数 2,969 人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小・一部教室を中止
在宅要介護者等寝具貸与事業の実施	貸与人数 40 人	貸与人数 33 人
家族介護慰労金の支給	支給人数 12 人	支給人数 19 人
高齢者排せつケアの充実	相談件数 421 件	相談件数 1,138 件 おむつ選びの専門家養成研修 91 名（56 店舗）
在宅高齢者訪問理美容サービス事業の実施	利用回数 1,644 回	利用回数 2,736

施策 15 状況に応じた住まい・施設の確保

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
市営住宅への入居機会の確保	福祉向募集 [高齢者向・シルバー住宅] 293 戸 一般募集 [単身者向・多回数落せん者向・高齢者向改善] 543 戸	福祉向募集 [高齢者向・シルバー住宅] 296 戸 一般募集 [単身者向・多回数落せん者向・高齢者向改善] 557 戸
市営住宅のバリアフリー化	建替 [着工]70 戸 改修 バリアフリー化 [住戸内]939 戸	建替 [着工]162 戸 改修 バリアフリー化 [住戸内]1,021 戸
高齢者向け賃貸住宅の供給	高齢者向け賃貸住宅 [供給戸数の累計] 5,879 戸	高齢者向け賃貸住宅 [供給戸数の累計] 5,825 戸
住宅型有料老人ホーム	運営数 350 か所 定員 10,698 人 (令和 4 年 4 月 1 日現在)	運営数 381 か所 定員 11,593 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
養護老人ホーム	運営数 6 か所 (うち盲養護老人ホーム 1 か所) 定員 770 人 (うち盲養護老人ホーム 50 人)	運営数 6 か所 (うち盲養護老人ホーム 1 か所) 定員 770 人 (うち盲養護老人ホーム 50 人)
軽費老人ホーム	ケアハウス 運営数 18 か所 定員 461 人 A 型 運営数 4 か所 定員 490 人	ケアハウス 運営数 18 か所 定員 461 人 A 型 運営数 4 か所 定員 490 人

施策 16 住まい・施設に関する支援体制の充実

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
市営住宅ふれあい創出事業の実施	見守り支援 対象世帯 13,294 世帯	見守り支援 対象世帯 13,488 世帯
高齢者住宅改修 相談事業の実施	相談件数 191 件	相談件数 203 件

第4章 安定した介護保険制度の運営

○各サービスの給付見込み等

区 分	令和3年度			令和4年度		
	計画見込	実績	実績/見込	計画見込	実績	実績/見込
ア 在宅サービス						
(ア) 自宅で利用するサービス						
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	21,020人	20,441人	97.2%	21,800人	21,065人	96.6%
訪問入浴介護	1,140人	1,212人	106.3%	1,120人	1,185人	105.8%
訪問看護	15,470人	15,157人	98.0%	16,650人	16,087人	96.6%
訪問リハビリテーション	1,460人	1,538人	105.3%	1,590人	1,671人	105.1%
福祉用具貸与	47,120人	45,548人	96.7%	49,840人	47,178人	94.7%
(イ) 自宅から通うサービス						
通所介護 (デイサービス)	15,850人	14,471人	91.3%	16,630人	14,815人	89.1%
通所リハビリテーション	10,660人	9,684人	90.8%	11,290人	9,836人	87.1%
(ウ) 短期入所サービス						
短期入所生活介護 (ショートステイ)	3,630人	3,416人	94.1%	3,670人	3,453人	94.1%
短期入所療養介護 (ショートステイ)	610人	501人	82.1%	620人	557人	89.8%
(エ) その他のサービス						
居宅療養管理指導	25,200人	24,638人	97.8%	26,740人	26,104人	97.6%
特定福祉用具購入	800人	755人	94.4%	810人	763人	94.2%
住宅改修	650人	598人	92.0%	660人	583人	88.3%
介護予防支援・居宅介護支援	65,390人	62,876人	96.2%	68,390人	64,346人	94.1%
イ 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	780人	631人	80.9%	900人	721人	80.1%
夜間対応型訪問介護	340人	316人	92.9%	350人	326人	93.1%
地域密着型通所介護	7,920人	7,253人	91.6%	8,440人	7,529人	89.2%
認知症対応型通所介護	830人	698人	84.1%	890人	690人	77.5%
小規模多機能型居宅介護	1,410人	1,313人	93.1%	1,420人	1,365人	96.1%
看護小規模多機能型居宅介護	80人	177人	221.3%	80人	192人	240.0%
ウ 施設・居住系サービス						
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	8,260人	8,147人	98.6%	8,390人	8,175人	97.4%
介護老人保健施設	5,900人	5,767人	97.7%	5,900人	5,690人	96.4%
介護療養型医療施設・介護医療院	450人	428人	95.1%	450人	415人	92.2%
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3,370人	3,309人	98.2%	3,430人	3,344人	97.5%
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	5,240人	5,118人	97.7%	5,270人	5,142人	97.6%
エ 市町村特別給付						
生活援助型配食サービス	6,710人	6,452人	96.2%	7,030人	6,700人	95.3%

区 分	令和3年度			令和4年度		
	計画見込	実績	実績/見込	計画見込	実績	実績/見込
オ 介護予防・生活支援サービス						
(ア) 自宅で利用するサービス						
予防専門型訪問サービス	7,780人	7,825人	100.6%	7,310人	7,339人	100.4%
生活支援型訪問サービス	2,660人	2,432人	91.4%	2,830人	2,246人	79.4%
(イ) 自宅から通うサービス						
予防専門型通所サービス	11,040人	10,333人	93.6%	11,470人	10,411人	90.8%
ミニデイ型通所サービス	220人	248人	112.7%	250人	310人	124.0%
運動型通所サービス	740人	840人	113.5%	840人	923人	109.9%
(ウ) その他のサービス						
自立支援型配食サービス	5,400人	5,169人	95.7%	5,490人	5,054人	92.1%
介護予防ケアマネジメント	11,490人	10,488人	91.3%	11,770人	10,206人	86.7%

※1 人数は1か月当たりの平均。

※2 介護予防サービスを含む。

※3 介護老人福祉施設は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

※4 特定施設入居者生活介護は地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

(参考) 介護保険施設等の整備状況

区 分	計画 目標値 (令和5年度)	令和3年度		令和4年度	
		運営数	達成率	運営数	達成率
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	9,120人	8,908人	97.7%	9,020人	98.9%
介護老人保健施設	6,866人	6,771人	98.6%	6,699人	97.6%
介護療養型医療施設	275人	174人	63.3%	174人	63.3%
介護医療院	189人	285人	150.8%	285人	150.8%
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3,631人	3,502人	96.4%	3,523人	97.0%
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	6,246人	5,846人	93.6%	5,984人	95.8%

2 事業者等の状況

●介護保険の在宅サービス事業者の指定状況（事業所数）

区 分	令和3年10月1日	令和4年10月1日	令和5年10月1日
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	848 か所	905 か所	931 か所
訪問入浴介護	30 か所	29 か所	27 か所
訪問看護	405 か所	456 か所	516 か所
通所介護 （デイサービス）	325 か所	326 か所	335 か所
通所リハビリテーション	180 か所	177 か所	176 か所
福祉用具貸与	171 か所	174 か所	172 か所
短期入所生活介護 （ショートステイ）	135 か所	136 か所	137 か所
短期入所療養介護 （ショートステイ）	78 か所	78 か所	77 か所
居宅介護支援	680 か所	687 か所	674 か所

※予防給付を除く。

※訪問看護はみなし指定を除く。

●介護保険の地域密着型サービス（在宅サービス）事業者の指定状況（事業所数）

区 分	令和3年10月1日	令和4年10月1日	令和5年10月1日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16 か所	17 か所	16 か所
夜間対応型訪問介護	3 か所	3 か所	3 か所
地域密着型通所介護	399 か所	394 か所	390 か所
認知症対応型通所介護	52 か所	53 か所	53 か所
小規模多機能型居宅介護	78 か所	77 か所	80 か所
看護小規模多機能型居宅介護	9 か所	12 か所	11 か所

※予防給付を除く。

●施設等の整備状況（施設数・定員数）

・介護保険

区 分	令和3年10月1日	令和4年10月1日	令和5年10月1日
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	121 か所 8,900 人	122 か所 9,020 人	123 か所 9,020 人
介護老人保健施設	74 か所 6,771 人	74 か所 6,771 人	73 か所 6,699 人
介護療養型医療施設	3 か所 174 人	3 か所 174 人	2 か所 110 人
介護医療院	4 か所 285 人	4 か所 285 人	4 か所 285 人
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	205 か所 3,511 人	204 か所 3,496 人	205 か所 3,556 人
特定施設入居者生活介護 （介護付有料老人ホーム等）	112 か所 5,846 人	113 か所 5,924 人	115 か所 6,044 人

※か所数・人数は運営ベースによる定員数

※介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護に定員数は地域密着型を含む。

・介護保険外

区 分	令和3年10月1日	令和4年10月1日	令和5年10月1日
養護老人ホーム	6か所 770人	6か所 770人	6か所 770人
軽費老人ホーム	22か所 951人	22か所 951人	22か所 951人
シルバーハウジング	18か所 593人	18か所 593人	19か所 633人
サービス付き高齢者向け住宅	111か所 4,141戸	114か所 4,269戸	115か所 4,391戸

●市町村特別給付（事業所数）

区 分	令和3年10月1日	令和4年10月1日	令和5年10月1日
生活援助型配食サービス	99か所	101か所	99か所

●介護予防・生活支援サービス（事業所数）

区 分	令和3年10月1日	令和4年10月1日	令和5年10月1日
予防専門型訪問サービス	812か所	849か所	844か所
生活支援型訪問サービス	333か所	364か所	378か所
地域支えあい型訪問サービス	100か所	105か所	108か所
予防専門型通所サービス	753か所	754か所	759か所
ミニデイ型通所サービス	52か所	50か所	45か所
運動型通所サービス	134か所	126か所	117か所
自立支援型配食サービス	99か所	101か所	99か所

3 特別養護老人ホーム入所申込者の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		入所申込者数
自 宅		1,009 人
施 設 等		1,517
内 訳	介護老人保健施設	497
	病 院	422
	そ の 他 施 設	598
計		2,526

注：本市の入所申込者調査に個人情報を提供することを同意された方の実人数

4 特別養護老人ホーム入所申込者のうち医療的ケアが必要な方

(令和5年4月1日現在)

区 分	人 数	割 合
対 象 者 数	2,526 人	— %
点 滴 管 理	86	3.40
中 心 静 脈 栄 養	20	0.79
透 析	25	0.99
ス ト ー マ 処 置	19	0.75
酸 素 療 法	35	1.39
レ ス ピ レ ー タ ー	2	0.08
気 管 切 開 の 処 置	8	0.32
疼 痛 の 看 護	1	0.04
経 管 栄 養	117	4.63
モ ニ タ ー 測 定	43	1.70
褥 瘡 の 処 置	112	4.43
カ テ ー テ ル	173	6.85
一つでも医療的ケアが必要な方の数	473	18.73

5 施設・居住系サービスの整備目標量の算定方法

●整備目標量を算定するにあたっての基本的な考え方

- ① 令和5年4月1日時点の施設・居住系サービスの利用申込者数を基に、要介護者等の伸び率を考慮して令和8年度までに新たに整備が必要な定員数の見込みを算出
- ② ①で算出された値から既に開設が予定されている施設・居住系サービスの定員数及び一定の空床数を差し引いて整備目標量を算出

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備目標量

項目	人数	算出方法
① 令和5年4月1日の入所申込者数	2,526	入所申込者調査結果より
② 令和8年度までに新たに必要定員数	467	令和5年4月1日現在の入所申込者数(①)のうち自宅や養護老人ホーム等にいる方を対象に、要介護者数の伸びや介護医療院への入所が見込まれる方の数、早期の入所が必要と考えられる方の割合を考慮し算出。要介護1・2の特例入所対象者数を加算。
③ 開設予定数	331	令和5年4月2日以降の開設予定数
④ 空床数	191	市内特別養護老人ホームの平均稼働率(従来型94.5%、ユニット型91.9%、地域密着型94.4%)以上とするために解消が望まれる空床数
⑤ 厚生院特養において予定されている定員減少分	200	厚生院特別養護老人ホームにおいて令和6年度末及び令和9年度末に予定されている定員減少分
⑥ 整備目標量	150	②-③-④+⑤=145人⇒150人

2. 介護老人保健施設の整備目標量

項目	人数	算出方法
① 令和5年4月1日の入所申込者数	256	利用状況等調査結果より
② 令和8年度までに新たに必要な定員数	38	令和5年4月1日現在の入所申込者数(①)に、要介護者数の伸びを乗じて算出した数値から、介護老人保健施設に入所されている方で、特別養護老人ホーム、介護医療院へ移ることが見込まれる方の人数を減算。
③ 既存施設における定員増の予定数	37	令和5年4月2日以降の既存介護老人保健施設における定員増の予定数
④ 空床数	316	市内介護老人保健施設の平均稼働率(多床室型86.0%、ユニット型84.6%)以上とするために解消が望まれる空床数
⑤ 介護医療院への転換等により減少する床数	270	
⑥ 整備目標量	0	②-③-④+⑤=▲45人⇒0人

3. 介護医療院の整備目標量

(ア) 新規開設分

【I型】

項目	人数	算出方法
① 令和5年4月1日の入所申込者数	12	利用状況等調査結果より
② 医療機関からの入所の見込み	161	医療機関への調査結果に基づき、早期に入所が必要な方の数を推計
③ 令和8年度までに新たに必要な定員数	211	令和5年4月1日現在の入所申込者数(①)及び医療機関からの入所が見込まれる方の数(②)に要介護者数の伸びを乗じて算出した数値に、特別養護老人ホーム入所申込者のうち介護医療院への入所が見込まれる方の数を加えて算出。
④ 空床数	28	令和6年4月1日に予定されている介護療養型医療施設、医療療養病床からの転換数のうち見込まれる空床数
⑤ 整備目標量	190	③-④=183人⇒190人

(イ) 転換分

【Ⅰ型】

介護療養型医療施設からの転換分（90 人分）及び愛知県地域医療構想の介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応としての療養病床からの転換分（147 人分）による整備目標量は 237 人分とする。

【Ⅱ型】

既存の介護老人保健施設における長期入所者の状況や第 9 期計画期間における転換意向を踏まえた整備目標量は 170 人分とする。

4. 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備目標量

項目	人数	算出方法
① 令和5年4月1日の入居申込者数	311	利用状況等調査結果より
② 令和8年度までに新たに必要な定員数	137	令和5年4月1日現在の入居申込者数(①)を基に、本市における認知症高齢者の方の人数の伸びや早期の入居が必要と考えられる方の割合を考慮し算出した数値から、認知症高齢者グループホームに入居されている方で、特別養護老人ホームへ移ることが想定される方の人数を減算。
③ 開設予定数	81	令和5年4月2日以降の開設予定数
④ 空床数	0	令和5年4月1日現在、稼働率が94.2%と高いことから考慮しない。
⑤ 整備目標量	60	②-③-④=56人⇒60人

5. 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）の整備目標量

（ア）新規開設分

項目	人数	算出方法
① 令和5年4月1日の入居申込者数	149	利用状況等調査結果より
② 令和8年度までに新たに必要な定員数	186	令和5年4月1日現在の入居申込者数(①)を基に、要支援・要介護者数の伸びや早期の入居が必要と考えられる方の割合を考慮し算出した数値について、推定利用人数の割合で除算。
③ 開設予定数	0	令和5年4月2日以降の開設予定数
④ 空床数	222	市内特定施設入居者生活介護における平均稼働率(88.9%)以上とするために解消が望まれる空床数
⑤ 整備目標量	0	②-③-④=▲36人⇒0人

（イ）転換分

第8期計画期間内における転換実績や第9期計画期間における転換意向を踏まえ、住宅型有料老人ホーム等からの転換による整備目標量は380人分とする。

6 名古屋市高齢者施策推進協議会等の設置・開催状況

(1) 名古屋市高齢者施策推進協議会等の設置

名古屋市高齢者施策推進協議会

(委員 25 名)

⇒ 以下の事項に関する協議を行う。

- ① 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の基本方針
- ② 計画に基づく施策の実施
- ③ 地域包括ケアの推進
- ④ 保健・医療・福祉に関する事業の円滑な推進
- ⑤ その他計画の策定に必要な事項

(部会)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会

(委員 26 名)

⇒ 以下に関する具体的な検討作業を行う。

- ① 高齢者の保健・福祉事業の量の目標
- ② 介護サービスの量の見込み、介護保険事業の円滑な実施のための方策

(2) 委員

ア 名古屋市高齢者施策推進協議会（令和5年9月末現在）⇒令和6年3月現在に修正予定

区分	氏名	所属団体	備考
学識経験者	井口 昭久	愛知淑徳大学健康医療科学部教授	会長
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長	
	野口 定久	佐久大学教授・日本福祉大学名誉教授	
	松川 則之	名古屋市立大学大学院医学研究科神経内科学分野教授	
保健医療福祉関係団体	鵜飼 泰光	愛知県病院協会副会長	
	尾関 英浩	名古屋市老人福祉施設協議会会長	
	亀井 克典	名古屋市老人保健施設協会会長	
	河内 尚明	名古屋市社会福祉協議会会長	
	真田 昌代	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会幹事	
	都島 誠一	名古屋市歯科医師会会長	
	服部 達哉	名古屋市医師会会長	
	三浦 昌子	愛知県看護協会会長	
	矢野 宗敏	名古屋市薬剤師会会長	
その他関係団体	伊藤 美代子	名古屋市保健環境委員会副会長	
	加納 年子	名古屋市老人クラブ連合会副会長	
	杉本 久美子	名古屋市地域女性団体連絡協議会副会長	
	中野 幸夫	名古屋市区政協力委員議長協議会副議長	
	橋井 正喜	名古屋市障害者団体連絡会会長	
	政木 由妃子	連合愛知名古屋地域協議会副代表	
	村松 千里	名古屋市民生委員児童委員連盟副理事長	
市民代表	石田 路子	市民委員	
	児玉 由美	市民委員	
	杉本 貴代栄	市民委員	
	服部 証	市民委員	
	山崎 健二	市民委員	

(分野別 50 音順、敬称略)

イ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会（令和5年9月末現在）⇒同左

区分	氏名	所属団体	備考
学識経験者	赤津 裕康	名古屋市立大学大学院医学研究科地域医療教育学分野教授	
	武田 章敬	国立長寿医療研究センターもの忘れセンター長	
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長	部会長
	宮崎 幸恵	東海学園大学名誉教授	
保健医療福祉関係団体	幾田 純代	愛知県看護協会専務理事	
	伊藤 淳	名古屋市歯科医師会専務理事	
	鵜飼 泰光	愛知県病院協会副会長	
	岡崎 玄太郎	名古屋市老人保健施設協会事務局長	
	児玉 充央	名古屋市医師会理事	
	近藤 芳江	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会幹事	
	加藤 文晴	名古屋市薬剤師会副会長	
	平坂 義則	瑞穂区社会福祉協議会事務局長	
	古川 忠利	名古屋市老人福祉施設協議会副会長	
関係団体 その他	天野 博幸	愛知県生活協同組合連合会福祉事業支援部次長	
	大橋 幸子	名古屋市精神障害者家族会連合会副会長	
	尾之内 直美	認知症の人と家族の会愛知県支部代表	
	田沢 節子	名古屋市民生委員児童委員連盟理事	
	長尾 滋男	名古屋市老人クラブ連合会常任理事	
	橋井 正喜	名古屋市身体障害者福祉連合会会長	
	宮原 あけみ	名古屋手をつなぐ育成会理事	
	水野 千恵子	なごや福祉ネット理事長	
市民代表	石田 路子	市民委員	
	児玉 由美	市民委員	
	杉本 貴代栄	市民委員	
	服部 証	市民委員	
	山崎 健二	市民委員	

（分野別 50 音順、敬称略）

(3) 開催状況

ア 名古屋市高齢者施策推進協議会

開催時期		概 要
令和3年度	R3.11.15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区地域包括ケア推進会議の報告 ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2018」の実施状況
	R4.5.30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2023」の実施状況 ○ 次期計画策定のための調査の概要
令和4年度	R5.2.9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期計画策定のための調査の結果 ○ 各区地域包括ケア推進会議の主な取組みについて
	R5.11.8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2026」の素案
令和5年度	R6.3.00 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2026」(案)に対するパブリックコメントの実施結果 ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2026」(最終案)

イ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会

開催時期		概 要
令和4年度	R4.7.14	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2023」の実施状況 ○ 次期計画策定のための調査の概要
	R5.5.31	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2023」の実施状況 ○ 次期計画策定のための課題整理
令和5年度	R5.7.26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期計画策定にあたっての各課題への対応の方向性 ○ 介護保険に係る各種統計及び保険給付を見込むにあたっての基本的な考え方
	R5.9.6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2026」の素案 ○ 介護保険料及び施設・居住系サービスの整備計画数について
	R5.10.11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2026」の素案

7 各種実態調査の概要

(1) 目的・内容

調査区分		目的	主な内容
①	高齢者一般調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生活状態、保健・福祉サービスに対する意識や利用意向等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 健康の状況 ・ 住まいの状況 ・ 日常生活の状況 ・ 介護に対する意識 ・ 在宅療養に関する希望
②	若年者一般調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40～64歳の方の生活状態、介護に対する意識等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 健康の状況 ・ 住まいの状況 ・ 介護に対する意識 ・ 在宅療養に関する希望
③	介護保険在宅サービス利用者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の在宅サービスを利用している方の生活状態、介護サービスの利用状況、介護に対する意識等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 介護の状況 ・ 介護保険サービス利用状況 ・ 在宅療養に関する希望 ・ 介護者の状況
④	介護保険サービス未利用者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定等を受けているが、介護保険サービスを利用していない方の生活・身体の状態、介護に対する意識等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 介護の状況 ・ 未利用の理由 ・ 今後の介護の意向 ・ 介護者の状況
⑤	特別養護老人ホーム入所申込者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム入所申込者の介護の実態や施設入所に対する意識等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 入所申し込み理由 ・ 入所申し込み状況 ・ 在宅サービス利用状況 ・ 介護者の状況
⑥	配食サービス利用者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配食サービスの利用状況及び利用者の意識等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 介護保険サービス利用状況 ・ 配食サービス利用状況 ・ 配食サービスの満足度

(2) 調査対象者等

調査区分		対象者	調査対象数	調査時期	回収数 (回収率)
①	高齢者一般調査	65歳以上の方	5,000人 (無作為抽出)	令和4年 10月	2,844件 (56.9%)
②	若年者一般調査	40～64歳の方	2,000人 (無作為抽出)	令和4年 10月	756件 (38.3%)
③	介護保険在宅 サービス利用者 調査	介護保険の在宅 サービス利用者	3,000人 (無作為抽出)	令和4年 10月	1,765件 (58.8%)
④	介護保険サービス 未利用者調査	要介護・要支援認 定を受けている が、介護保険サー ビスを利用してい ない方	2,000人 (無作為抽出)	令和4年 10月	1,095件 (54.8%)
⑤	特別養護老人 ホーム入所申込者 調査	特別養護老人 ホーム入所申込者	2,000人 (無作為抽出)	令和4年 10月	991件 (49.6%)
⑥	配食サービス 利用者調査	配食サービス 利用者	2,000人 (無作為抽出)	令和4年 10月	1,386件 (69.3%)

※調査方法は全て郵送による。

「はつらつ長寿プランなごや2026」(案) についてご意見をお寄せください

第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2026」(案)について、みなさまからご意見を募集しています。

【意見の提出方法】

郵送、ファックス(裏面の用紙をお使いください)、又は電子メールでお寄せください。提出は任意の様式でも結構ですが、「はつらつ長寿プランなごや2026」(案)についての意見であることを明記してください。

いただいたご意見につきましては、今後の計画策定や高齢者関連の施策に生かしてまいります。

- ・電話や来庁による口頭での意見は受付できませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見に対する個々に回答はいたしません。

取りまとめの上、名古屋市高齢者施策推進協議会へ報告するとともに、本市の考え方とあわせて公表します。

【募集期限】

令和6年1月19日(金曜日)まで (※郵送は消印有効)

【提出・問い合わせ先】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2542

ファックス 052-955-3367

電子メール a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(※ 郵送の場合は、郵便番号と課名のみで届きます)

〇点字版、音声変換用テキストファイルをご希望の方は、上記の問い合わせ先までご連絡ください。

